

維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書

目 次

維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書 総則

維持管理業務要求水準書

- ( 1 ) 清掃業務 -----
- ( 2 ) 植栽維持管理業務 -----
- ( 3 ) 建築物保守管理業務 -----
- ( 4 ) 建築設備保守管理業務 -----
- ( 5 ) 実験室設備保守管理業務 -----
- ( 6 ) 外構施設保守管理業務 -----
- ( 7 ) 警備業務 -----
- ( 8 ) 環境対策業務 -----

研究支援業務要求水準書

- ( 1 ) 実験器具洗浄業務 -----
- ( 2 ) 自動車運転等業務 -----
- ( 3 ) 放射線取扱施設保守管理業務 -----
- ( 4 ) 実験動物飼育管理業務 -----
- ( 5 ) LAN・情報システム運用業務 -----
- ( 6 ) 図書情報閲覧室維持管理業務 -----
- ( 7 ) 電話交換業務 -----

別表 -----

別図 -----

付属試料 1 ~ 9

別冊

維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書 総則-1

項 目	内 容
<p>維持管理及び研究支援に関する業務 (以下、「維持管理等」という。)</p> <p>1 維持管理等の目的</p> <p>2 業務の実施の考え方</p> <p>3 維持管理等の対象</p> <p>(1)業務の区分</p> <p>ア 維持管理業務</p> <p>イ 研究支援業務</p> <p>4 点検及び故障等への対応</p> <p>5 スタッフの要件等</p>	<p>衛生研究所の業務を遂行する上で支障がないように、建物及び建築設備等の性能及び状態を常時適切な状態に維持管理するとともに、試験検査・調査研究業務の一部の補助・準備を行うこと。</p> <p>業務の実施にあたっては、以下のことを考慮した業務計画を作成し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理は、予防保全を基本とすること。</li> <li>・作業環境を良好に保ち、施設利用者の健康被害を防止すること。</li> <li>・建築物(付帯設備を含む)が有する性能を保つこと。</li> <li>・劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。</li> <li>・省資源、省エネルギーに努めること。</li> <li>・ライフサイクルコストの削減に努めること。</li> <li>・建物等の財産価値の存続を図ること。</li> <li>・環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。</li> </ul> <p>次項の業務の区分ごとに定める要求水準書に記載のとおりとする。</p> <p>( 1 ) 清掃業務</p> <p>( 2 ) 植栽維持管理業務</p> <p>( 3 ) 建築物保守管理業務</p> <p>( 4 ) 建築設備保守管理業務</p> <p>( 5 ) 実験室設備保守管理業務</p> <p>( 6 ) 外構施設保守管理業務</p> <p>( 7 ) 警備業務</p> <p>( 8 ) 環境対策業務</p> <p>( 1 ) 実験器具洗浄業務</p> <p>( 2 ) 自動車運転等業務</p> <p>( 3 ) 放射線取扱施設保守管理業務</p> <p>( 4 ) 実験動物飼育管理業務</p> <p>( 5 ) LAN・情報システムの運用業務</p> <p>( 6 ) 図書情報閲覧室維持管理業務</p> <p>( 7 ) 電話交換業務</p> <p>・提供されるサービスは、継続的な形で利用できるようにすること。</p> <p>・点検等は、予め衛生研究所長と協議のうえ、衛生研究所の業務への支障が極力少なくなるように配慮して実施すること。</p> <p>・故障等によるサービスの中断は、できるだけ速やかに対応すること。</p> <p>・業務実施にあたり、法令等により資格を必要とする場合には、各有資格者を選任し行う。</p>

維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書 総則-2

項 目	内 容
6 非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフは、業務従事者であることを容易に識別できるようにし、作業に従事する。</li> <li>・スタッフが業務上知り得た秘密を漏洩してはならない。</li> </ul>
7 災害時等の対応	<p>事故・火災等への対応は予め衛生研究所長と協議しておき、事故等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を取るとともに、関係機関及び衛生研究所長に通報する。</p> <p>神奈川県内に災害（油流出事故等を含む）が発生したとき又は発生するおそれがある場合において、県が広域防災備蓄倉庫を使用する時は、県の指示より、倉庫の搬出入口の開放、倉庫内や敷地内の照明設備の点灯、敷地内道路の障害物の除去、その他防災関係職員の受け入れや倉庫の利用が速やかに行えるよう必要な業務を行うこと。なお、県の要請により、資機材の搬出、搬入を行った場合は、その経費については別途県の支出において清算する。（関連記述として、実施方針４．（１）イ）を参照のこと。）</p>
8 法令等の遵守	<p>維持管理等の実施に当っては、予め必要な関係法令、技術基準等を充足した業務計画を作成し、その業務計画に基づき業務を実施する。</p>
9 各種管理記録等の整備保管	<p>各種管理記録等を整備・保管し、県の要請に応じて提示すること。</p>
10 維持管理等に関する費用の負担	<p>維持管理等に要する費用は、別に要求水準書等に定める場合を除き、事業者の負担とする。</p>
11 用語の定義	<p>(1) 運転・監視 設備機器を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すること。</p> <p>(2) 保守管理 建築物等の点検等を行い、点検等により発見された建築物等の不良箇所の修理や、部品交換等により建築物等の性能を常時適切な状態に保つこと。</p> <p>(3) 点検 建築物等の機能及び劣化の状態を一つひとつ調べること。機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ応急措置を判断することを含む。</p> <p>(4) 保守 建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。</p> <p>(5) 修理 建築物等の劣化した部分もしくは部材又は低下した性能もしくは機能をを原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。</p> <p>(6) 清掃 汚れを除去し、又は汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。</p>

維持管理業務要求水準書

( 1 ) 清掃業務 要求水準書 -1

項 目	内 容
<p>1 清掃業務の範囲</p>	<p>A棟、研究棟、渡り廊下及び外構で、下記の日常清掃、定期清掃及び外構清掃の項目において指定された範囲とする。 備品、什器等(椅子等軽微なものを除く)の移動は、行わない。 電気が通電されている部分または運転中の機器が近くにある等、清掃に危険が伴う部分を除く。</p>
<p>2 業務の実施</p>	<p>建物内及び敷地の環境・衛生を維持し、快適な執務空間を保つため、清掃業務を行う。 清掃業務の実施にあたっては、予め下記の要求水準を満たす業務計画を作成し実施すること。</p>
<p>3 清掃業務の要求水準</p>	<p>目に見える埃、土、汚れがない状態を維持し、見た目心地良く、衛生的でなければならない。 清掃は、できる限り、業務の妨げにならないように実施する。 個別箇所毎に、日常清掃及び定期清掃を組み合わせ、清掃箇所の状況を踏まえ、要求水準を満たすこと。</p>
<p>4 日常清掃</p> <p>( 1 ) 床 範囲： ・ A棟( 1、4、5、6階の事務室部分及び共用部分) ・ 新棟(廊下、階段、エレ、EV) ・ 渡り廊下</p> <p>( 2 ) ゴミ箱、汚物容器、厨芥入れ等 範囲：施設全般</p> <p>( 3 ) トイレ(洗面台、鏡、衛生陶器を含む) 範囲：施設全般</p> <p>( 4 ) その他の内部附帯施設(流し台、湯沸かし等) 範囲：施設全般 (実験棟実験室内を除く)</p>	<p>次の業務については、日常清掃の対象として、所定の要求水準を満たすこと。</p> <p>床仕上げに応じた適切な方法により埃、ゴミのないようにする。</p> <p>始業開始前までには内容物がすべて空の状態になっており、汚れが付着していない状態にする。 実験室のゴミ類は、実験室前の廊下に出されたものを収集する。</p> <p>衛生陶器類は適切な方法により清潔な状況に保つ。 トイレットペーパー、消毒用品等は常に補充されている状態にする。 間仕切りは落書き、破損がない状態に保つ。 洗面台は常に水垢の付着や汚れがない状態に保つ。 鏡はシミ、汚れがついていない状態に保つ。</p> <p>清潔な状態に保つ。</p>

( 1 ) 清掃業務 要求水準書 -2

項 目	内 容
<p>5 定期清掃</p> <p>( 1 ) 床 範囲：施設全般</p> <p>( 2 ) 壁・天井 範囲：施設全般</p> <p>( 3 ) バルコニー 範囲：施設全般</p> <p>( 4 ) 車庫</p> <p>( 5 ) 照明器具、時計、換気口 範囲：施設全般</p> <p>( 6 ) 窓枠、窓ガラス、カーテンウ ォール 範囲：施設全般</p> <p>( 7 ) 金属部分、手すり、扉、扉 溝、スイッチ類 範囲：施設全般</p> <p>( 8 ) ネズミ・害虫駆除 範囲：A棟全館</p>	<p>次の業務については、定期清掃の対象とし、所定の要求水準を満たすこと。 実験室の清掃にあたっては、あらかじめ衛生研究所長と協議すること。</p> <p>埃、シミ、汚れがない状態に保つ（繊維床を除く）。 繊維床の場合は、埃、汚れがない状態に保つ。</p> <p>表面全体を埃、シミ、汚れのない状態に保つ。</p> <p>土等汚れがない状態に保つ。</p> <p>土等汚れがない状態に保つ。</p> <p>埃、土、汚れを落とし、適正に機能する状態に保つ。</p> <p>汚れがない状態に保つ。</p> <p>ほこり、土、汚れがない状態に保つ。</p> <p>ネズミ・ゴキブリ等を駆除する。 殺鼠剤等の使用にあたっては、予め衛生研究所長と協議すること。</p>
<p>6 外構清掃</p> <p>( 1 ) 外構清掃の対象</p> <p>( 2 ) 要求水準</p>	<p>建物周囲（玄関周り、実験棟中庭、犬走り等） 敷地内舗装面、側溝、排水管、雨水桝、水路、門扉、敷地内案内板等及び敷地境界周辺の土地（道路脇等）</p> <p>敷地内のゴミ等が近隣に飛散して迷惑を及ぼすことを防止する。 舗装面等に雑草が繁茂するのを除去する。 屋外排水設備（敷地内の側溝、排水桝、雨水調整池等）の水流をゴミ、落ち葉等で阻害しない。 日常清掃は、玄関周り及び実験棟中庭について除塵、水拭き等を行う。 門扉、敷地内案内板等は、汚れが見苦しくなく、表示が見やすい状態に保つ。</p>
<p>7 清掃用具・衛生消耗品等の負担</p>	<p>清掃用器具、洗剤等の資機材やトイレットペーパー等の衛生消耗品は、すべてサービス提供者の負担とする。衛生研究所は、作業に必要な光熱水費を負担する。 に整理し、保管する。</p>

( 1 ) 清掃業務 要求水準書 -3

項 目	内 容
8 資機材等の保管	資機材及び衛生消耗品は、衛生研究所より指示された場所
9 ごみの収集・集積	A棟より発生した一般ごみは、茅ヶ崎市指定の方法により分別を行い、所定の場所に一時保管する。 定められた日に集積場所に運ぶ。
10 用語の定義	
(1) 清掃	汚れを除去すること、汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
(2) 日常清掃	日単位等の短い周期で行う清掃業務をいう。
(3) 定期清掃	月単位、年単位の長い周期で行う清掃業務をいう。
(4) 資機材	資機材とは、つぎのような資材及び機材をいう。 資材：洗浄用洗剤、剥離洗剤、樹脂床維持剤、パッド、タオル等 機材：自在箒、フロアダスタ、真空掃除機、床磨き機等
(5) 衛生消耗品	トイレットペーパー、水石けん等をいう。

( 2 ) 植栽維持管理業務 要求水準書

項 目	内 容
1 業務の対象	衛生研究所敷地内植栽等の維持管理
2 業務の実施	植栽維持管理にあたっては、あらかじめ下記の要求水準を満たす、業務計画を作成し、実施する。
3 植栽維持管理の要求水準	植栽を良好な状態に保ち、かん水を行い、害虫や病気から防御する。 繁茂しすぎないように適宜剪定、刈込みを行い、近隣への迷惑防止に努める。 風等により倒木が出ないように管理を行う。 施肥、除草は、計画的に行い、近隣への迷惑防止に努める。
4 薬剤散布、施肥の際の協議	薬剤散布又は、化学肥料の使用にあたっては、あらかじめ、衛生研究所長に協議すること。



( 3 ) 建築物保守管理業務 要求水準書

項 目	内 容
1 建築物保守管理の対象	衛生研究所の建築物（既存のA棟及び新棟（研究棟）並びに渡り廊下）。
2 業務の実施	建築物の保守管理にあたっては、初期の性能及び機能を維持する目的で、常に衛生研究所の業務に支障のない状態に保つ業務計画（30年間の保守管理計画）を作成し、実施する。 点検等により、修理等が必要と判断される場合は、迅速に調査・診断を行い、衛生研究所長と協議のうえ、実施する。 保守管理業務の結果を、年1回報告する。
3 要求水準	設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。
(1)屋 根	漏水がない状態を保つこと。 ルーフトレン及び樋等が詰まっていないこと。 金属部分が錆び、腐食していないこと。 仕上げ材の割れ、浮きがないこと。
(2)外 壁	漏水がない状態を保つこと。 仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、変退色、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。
(3)免震装置	新棟（研究棟）に設置した免震装置の免震性能を維持する。
(4)地下ピット	地下ピットの防水性を維持する。 雨水調整池の機能を維持する。
(5)建 具（内・外部）	可動部がスムーズに動くこと。 定められた水密性・気密性・耐風圧性が保たれていること。 ガラスが破損・ひび割れしていないこと。 自動扉及び電動シャッターは、正常に作動すること。 開閉・施錠装置は、正常に作動すること。 金属部分が錆び、腐食していないこと。 変形・損傷がないこと。
(6)天井・内壁	ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。 仕上げ材のはがれ、破れ、ひび割れがないこと。 塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。 気密性を要する部屋において、気密性が保たれていること。 漏水・かびの発生がないこと。
(7)床	ひび割れ、浮き又は摩耗及びはがれ等がないこと。 防水性能を有する部屋において、漏水がないこと。 歩行及び試験・研究業務に支障がないこと。
(8)階段	通行に支障を来さないこと。

( 4 ) 建築設備 保守管理業務 要求水準書

項 目	内 容
1 保守管理の対象	衛生研究所の各種建築設備（ただし、別途記載する実験室設備保守管理業務要求水準書の対象を除く。）の保守管理。
2 業務の実施	<p>建築設備の保守管理にあたっては、予め設備の機能を常に業務に支障のない良好な状態に保つため、以下の業務計画を作成し、実施する。</p> <p>運転監視業務計画書            日常巡視点検業務計画書            定期点検・測定・整備作業計画書            30年間の保守管理の考え方</p> <p>点検により、修理等が必要と判断される場合は、調査・診断を行い、衛生研究所長と日程等を協議のうえ、実施する。</p>
3 設備管理記録の作成・保存	<p>設備の運転・点検整備等の記録として、運転日誌、点検記録、及び整備・事故記録等を作成する。</p> <p>運転日誌及び点検記録は3年以上、整備・事故記録等は、30年間保管する。</p> <p>(1)運転日誌</p> <p>電力供給日誌            熱源機器運転日誌            空調設備運転日誌            温湿度記録日誌</p> <p>(2)点検記録</p> <p>電気設備点検表            空調設備点検表            給排水、衛生設備点検表            残留塩素測定記録            貯水槽点検記録            飲料水水質検査記録            空気環境測定記録            汚水・排水槽点検記録            防災設備点検記録            各種水槽清掃実施記録</p> <p>(3)整備・事故記録</p> <p>定期点検整備記録            補修記録            事故・故障記録</p>
4 保守管理状況の報告	運転監視及び定期点検等により発見された故障箇所、要修理箇所の報告及び管理報告書の提出（月1回）
5 要求水準	設計図書及び別紙に定められた所要の性能を保つこと。







機能 セクション	室名	部屋番号	特殊な仕様 物理的封じ込め レベル及び その他の仕様	電気設備 照度	空調設備			換気設備											備考			
					運転 時間帯	温度条件 湿度条件	循環	種類	実験排気													
									フード			排気型実験台			ドラフトチャンバー			加圧排気		安全キャビネット		
									風量(m3/min)			風量(m3/min)			風量(m3/min)			風量		個数	個数	備考
有機	酸	その他	有機	酸	その他	有機	酸	その他	(m3/min)													
部門：共用機器(管理課)																						
共用	動物舎	B-103					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	動物飼育室				24h	23 ± 3 50 ± 10%	不可															
	S P F	クリンルーム			24h	23 ± 3 50 ± 10%	不可										NASA < 1,000 (完成時)					
	実験室				使用時	通常	可															
	管理室				使用時	通常	可															
	洗浄室				使用時	通常	可															
	RI実験室	B-107	R I	400	定時	通常	不可	第1種	-	-	-	-	-	-	20.0	-	-	1	循環型			
									-	-	-	-	-	20.0								
									-	-	-	-	-	16.0								
									-	-	-	-	-	20.0								
									-	-	-	-	-	20.0								
									-	-	-	-	-	17.1								
	生物系安全実験室							第1種														
	生物系安全実験室-1	B-229	P 3	500	使用時	25 ± 3	不可		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	別途			
									-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	別途			
	生物系安全実験室-2	B-229	P 3	500	使用時	25 ± 3	不可		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	別途			
									-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	別途			
	前室	B-229	P 1		使用時	25 ± 3	可		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	別途			
	化学系安全実験室							第1種														
	分析室	B-326	P 3	500	使用時	25 ± 3	不可		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	標準品取扱室	B-326	P 3	500	使用時	25 ± 3	不可		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	別途			
	前処理室	B-326	P 3	500	使用時	25 ± 3	不可		-	-	-	-	-	-	37.0	-	-	1	別途			
									-	-	-	-	-	37.0								
	廃棄物庫	B-326	P 2	150	使用時	25 ± 3	不可		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	前室	B-326	P 1		使用時	25 ± 3	可		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	洗浄室	B-217		500	-	-	-	第1種	-	-	41.0	-	-	-	-	-	-	-	-			
									-	-	41.0											
									-	45.0	-											
									-	29.0	-											
									-	36.0	-											
	環境微生物実験室							第1種														
	環境微生物実験室	B-219	P 1	500	定時	通常	可		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	変異原生実験室	B-220	クリンルーム、P 2	500	定時	25 ± 3	可		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	循環型			
									-	-	-	-	-	-	-	-	-		NASA < 100,000			

( 5 ) 実験室設備 保守管理業務 要求水準書 - 1

項 目	内 容
<p>1 保守管理の対象</p> <p>( 1 ) ユニット式実験室等</p> <p>( 2 ) ドラフト、実験台等設備</p> <p>( 3 ) 実験室内特殊設備</p>	<p>設計図書に記載されている、以下の実験室及び付帯設備。</p> <p>B - 1 0 1 脊椎動物飼育室、昆虫飼育室(1F)</p> <p>B - 1 0 3 実験動物飼育施設(1F)</p> <p>B - 2 0 7 無菌実験室(2F)</p> <p>B - 2 2 6 冷蔵・低温実験室(2F)</p> <p>B - 2 2 9 生物系安全実験室(2F)</p> <p>B - 2 3 5 冷室・恒温室(2F)</p> <p>B - 2 3 9 細胞毒性実験室(2F)</p> <p>B - 3 0 2 人工気象室(3F)</p> <p>B - 3 1 8 冷蔵室(3F)</p> <p>B - 3 2 6 化学系安全実験室(3F)</p> <p>B - 3 2 9 冷蔵室・低温実験室(3F)</p> <p>ドラフトチャンバー 中央実験台 サイド実験台 排気型安全キャビネット 流し台</p> <p>毒性機能実験室内シールドルーム NMR分析装置室シールド</p>
<p>3 要求水準</p>	<p>別途定める条件により保守管理及び運転監視を行う。</p>
<p>4 業務の実施</p>	<p>保守管理にあたっては、予め諸機能を常に業務に支障のない良好な状態に保つ、次に示す業務計画を作成し、実施する。</p> <p>運転監視業務計画書 日常点検業務計画書 定期点検・整備作業計画書</p> <p>修理等により、各施設・設備が使用できなくなるときは予め衛生研究所長と協議する。</p>
<p>5 業務内容</p> <p>( 1 ) ユニット式実験室等</p> <p>( 2 ) ドラフト、実験台等設備</p> <p>( 3 ) 実験室内特殊設備</p>	<p>ユニットの気密性、断熱性等初期性能の維持 空調設備の保守管理 給排気設備の保守管理</p> <p>排気設備の保守管理 排水設備からの水漏れ、目詰まり等の保守管理 室内排水処理装置の保守管理</p> <p>初期性能の維持</p>

( 5 ) 実験室設備 保守管理業務 要求水準書 - 2

項 目	内 容
6 設備管理記録の作成・保存	設備の運転・保守管理の記録として、運転日誌、点検記録、修理の記録等を作成し、運転日誌、点検記録は3年間以上、定期点検及び修理の記録は30年間保管する。
7 保守管理状況の報告	上記各記録は保守管理報告書として半年ごとに衛生研究所長に提出する。ただし、障害発生時は、直ちに報告する。
8 法令点検	上記各業務計画書の作成に当たっては、該当法令等を精査し、遵守すること。



( 6 ) 外構施設 保守管理業務 要求水準書

項 目	内 容
1 保守管理の対象 施設  敷地地盤  地中設備	ゴミ置き場、駐輪場、駐車場ライン、防火水槽、門扉、フェンス、擁壁等コンクリート構造物、案内板、旗竿、外灯、地下水ポンプ  アスファルト舗装面、盛り土、雨水調整池等  埋設配管、暗渠及び排水柵等
2 業務の実施	外構施設の保守管理にあたっては、予め下記の要求水準を満たす業務計画（年間保守管理計画）を作成し実施する。 点検により、修理等が必要と判断される場合には、調査・診断を行い、衛生研究所長と協議の上実施する。
3 保守管理の要求水準	各施設、設備とも、本来の機能を発揮できる状態に保つこと。

( 7 ) 警備業務 要求水準書

項 目	内 容
1 警備業務の対象	衛生研究所敷地内の建築物を含む全ての財産の保全及び時間外の出入者への対応等。
2 業務の実施	警備業務の実施にあたっては、予め下記の要求水準を満たす業務計画を作成し、実施する。
3 警備業務の要求水準	<p>平日（月～金曜日）の時間外警備及び土曜日、日曜日及び祝祭日の24時間警備を行う。</p> <p>時間外の警備時間は、午後5時から午前8時30分までとする。</p> <p>警備担当人員は、1人(1ポスト)以上とする。</p> <p>但し、他の業務と兼ねることができ、機械警備の併用も可とする。</p>
4 業務内容	<p>( 1 ) 窓口業務</p> <p>出入管理を行うこと。          外来者の受付及び応接を行うこと。          不審者の進入を防止すること。          電話の対応をすること。          收受した文書、物品等は厳重に保管し引き継ぐこと。          緊急搬入検体は、冷蔵庫内等、指定の方法で保管し、直ちに指定する衛生研究所担当者に連絡すること。          鍵の收受及び保管を行い、記録簿に記録する。          地元自治会等の部屋の使用に際しては、衛生研究所長からの承諾を確認して、貸出を行うこと。          拾得物、遺失物を保管し、記録をつけること。</p> <p>( 2 ) 巡回業務等</p> <p>定期的に巡回を行い安全を確認すること。          不法侵入者を発見した場合は、警察への通報等適切な処置をとること。          地元自治会等が使用した部屋の安全を確認をすること。          火災、盗難の初期発見と予防を行うこと。          巡回中に不審物を発見した場合には、警察への通報等適切な処置をすること。</p> <p>( 3 ) 緊急事態への対応</p> <p>火災等の緊急の事態が発生したときは、直ちに関係機関及び衛生研究所長に連絡・通報すること。          火災が発生した時は、在庁者を安全な場所まで誘導すると共に、消火器等を使用して消防車が到着するまで初期消火に当たること。          その他緊急の事態が発生したときも、現場に急行し、応急処置を行うこと。          地震や風水害による災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、直ちに初期処置を取ること。</p>

( 8 ) 環境対策要求水準書

環境測定及び排水・排ガス処理設備の保守管理

項 目	内 容
1 環境測定 (1) 法令等に基づく環境測定  <主な関係法令>  (2) 環境安全協定等に基づく測定  ア 水質測定分析  イ 敷地内の雨水の水質  ウ 火災被災後の水質測定  エ 排ガスの測定	<p>法律、条例に規制基準のある物質について、その法律、条例に定める方法により監視測定・報告を行うとともに、記録を帳簿に記載し3年間保存する。</p> <p>水質汚濁防止法（特定施設設置届）、大気汚染防止法（煤煙発生施設設置届）、騒音規制法（特定施設設置届）、振動規制法（特定施設設置届）、下水道法（特定施設設置届）、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（指定事業所設置許可）</p> <p>排水及び排ガスについての環境測定は、付属資料1「環境安全協定（案）」（ 1 ）及び付属資料2「神奈川県衛生研究所環境安全管理規程（案）」（ 2 ）に基づき、別表1及び別表2に定める項目について行う。</p> <p>別表1 に定める項目について排水（放流水）の水質を、環境計量証明を所持する機関に委託し定期的に測定を行う。測定結果は5年間保管する。</p> <p>雨水調整池及び実験棟地下ピットの遊水池において、別表1に定める項目について水質検査を行う。</p> <p>火災が発生した場合、消火放水の水質を地下の消火排水貯水槽にて検査し、安全を確認後排出する。</p> <p>別表2 に定める測定項目について、環境計量証明を有する機関に委託し測定を行う。測定結果は3年間保存する。</p> <p>( 1 ) 環境安全協定 本施設で使用する化学物質等による環境汚染や災害事故等を未然に防止するため、神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針並びに神奈川県生活環境の保護等に関する条例に基づき、県が茅ヶ崎市及び地元自治会と茅ヶ崎市おける業務開始に当たり締結するもの。</p> <p>( 2 ) 神奈川県衛生研究所環境安全管理規程 化学物質等の取り扱いについて必要な事項を定め、地域住民の健康と安全を守るとともに、研究所の環境安全を確保するために、衛生研究所が定めるもの。</p>
2 排水・排ガス処理設備の保守管理	<p>排水の水質及び排ガスについて、別表1及び別表2に示す目標基準値を下回るよう、設備の保守管理を行う。</p>

( 8 ) 環境対策 要求水準書 作業環境測定

項 目	内 容
1 作業環境測定	<p>衛生研究所の建築物、建築設備及び研究用機器等のうち、労働安全衛生法及び同法関連法令の適用を受けるものについて、同法第65条に規定する作業環境測定を実施し、その結果を記録しておく。</p> <p>結果の評価を作業環境評価基準により行い、職員等の健康を維持するために必要があると認められるときは、労働省令で定めるところにより適切な処置を行う。</p>
2 測定の対象	<p>当該有機溶剤の濃度の測定（1回/6月）、記録保存（3年）、測定結果の評価及び改善措置（衛生研究所長と協議のうえ行う。）（有機溶剤中毒予防規則第28条～28条の4）</p>
(1)安衛法施行令別表第6の2で、1号～47号に掲げる有機溶剤を取り扱う部屋	<p>《使用する有機溶剤の例》 アセトン、イソアミルアルコール、エチレングリコールモノメチルエーテル、酢酸エチル、四塩化炭素、シクロヘキサノール、1・4ジオキサン、テトラクロルエチレン、テトラヒドロフラン、トルエン、二硫化炭素、1ブタノール、2ブタノール、メタノール、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン等々</p>
(2)安衛法施行令別表第3第1号もしくは第2号に掲げる特定化学物質(ベンゼン、オルト-トリジン等)などを取り扱う部屋	<p>当該特定化学物質等の空気中における濃度の測定（1回/6月、年2回）、記録保存（3年）、測定結果の評価及び改善措置を衛生研究所長と協議のうえ行う。（特定化学物質等障害予防規則第36条～36条の4）</p>
(3)測定すべき部屋等 生活化学実験室 水質分析室 食品化学実験室 残留農薬実験室 食品添加物実験室 薬品衛生実験室	<p>各実験室につき、測定箇所・測定物質・測定ポイントを選定し、測定を行う。（1回/6月、年2回） 測定箇所：作業環境測定士が衛生研究所長と協議のうえ選定する。 測定物質：ベンゼン等の特定物質と有機溶媒の中から作業状況により測定物質を4種選択する。 測定ポイント：1物質につき7ポイント（全体では、6室×4種×7＝168ポイント）選定する。</p>
3 スタッフの要件	<p>法第65条の作業環境測定は、作業環境測定士または作業環境測定機関が行う。</p>

( 8 ) 環境対策 要求水準書

衛生研究所建築物に起因する電波障害対策

項 目	内 容
1 電波障害対策業務	衛生研究所の建築物に起因するＴＶ電波（地上波放送・ＵＨＦ及びＶＨＦ）の受信障害を解消すること。
2 現在の対策実施状況	現在、Ａ棟建物によるＴＶ（ＵＨＦ及びＶＨＦ）電波受信障害が近隣地域の一部にあるため、電波障害対策として、Ｄ棟の屋上に設置したＴＶ電波受信アンテナ（以下「アンテナ」という。）から、東電及びＮＴＴ東日本の電柱に配信ケーブルを架設して、敷地の北東側の近隣５０世帯に対してＴＶ電波を供給している。（現在、ホーチキ（株）に委託。電柱へのケーブル架設契約を東京電力及びＮＴＴ東日本と締結している。）
3 実験棟建設前後の処置	実験棟の新築により新たにＴＶ電波受信障害が予測される地域において、建設工事着工前に受信状況の調査を行い、受信障害対策の必要世帯を把握し、実験棟及びＡ棟によるＴＶ電波受信障害が生じないように、必要な措置を講じる。 実験棟の建設に先立ち、Ｄ棟を解体するさいに、既存のアンテナを撤去することになるが、事前に対策を講じておくこと。
4 用地の無償提供	衛生研究所敷地内で、アンテナの設置及びケーブル架設を行う場合に必要な用地は、県が事業者は無償貸与する。 設置場所等はあらかじめ県と事業者が協議の上決定する。 なお、電波障害対策にかかる施設を設置する場合は、事業者の所有とする。

# 研究支援業務要求水準書

(1)実験器具洗浄業務

項 目	内 容
実験に使用したガラス器具類、プラスチック器材類等の洗浄等	試験検査、調査研究業務等にかかわる実験に使用した試験管・ピーカー・フラスコ等のガラス及びプラスチック製器具等を再使用するため、所定の方法による洗浄、滅菌及び防塵処置等を行う。
1 対象業務及び想定量	種類及び数量を別表3及び別表4に示す。
2 業務の履行場所	衛生研究所新棟(研究棟)2階洗浄室において行う。所外への持ち出しは認めない。
3 器具等の搬入及び搬出	洗浄室への搬入及び搬出は、当該器具の使用者(衛生研究所職員等)が行う。
4 洗浄に要する日数	洗浄を委託した日から原則4日(衛生研究所の休業日を含まない)で使用可能な状態とすること。
5 洗浄方法	標準的な洗浄方法を別図1及び別図2に示す。 洗浄度の確認として次のことを行う。 ・事業者は日常的に目視で水切れ状態の確認を行う。 ・衛生研究所は年3回、トータルオガニッカーホンを測定して確認する。
6 洗浄後のガラス器具等の処置	共栓器具類は組み合わせに応じ栓つけを行い、また蓋無し器具等は防塵処置を行い洗浄室内に一時保管する。
7 精製水・精製脱イオン水及び氷の製造・供給	洗浄業務、試験検査・調査研究に使用する精製水、精製脱イオン水及びクラッシュアイスを提供する。 * 1日当たりの使用量 { 精製水：400l/日 精製脱イオン水：200l/日 クラッシュアイス：50kg/日 * 精製水：逆浸透(RO)法により精製された水 * 精製脱イオン水：精製水をさらにイオン交換樹脂を通過させることにより精製した水
8 使用済みプラスチック器材類の処置	二次滅菌及び洗浄を行った後、所定の廃棄物保管場所に分別し集積する。
9 作業時間	原則として衛生研究所の業務時間内とするが、食中毒の発生等、緊急に対応が必要な場合は時間外作業が必要となることがある。
10 洗浄作業等に必要な機械器具、消耗品等	洗浄室において使用する洗浄作業用機械器具、じゅう器等及び消耗品類は事業者が用意する。 建築図書意匠図140に参考レイアウトを示す。
11 環境への配慮	作業にあたっては、付属資料1に示す神奈川県衛生研究所環境安全協定(案)等を遵守し、環境保全に努める。
12 費用負担の協議	洗浄対象器具の種類及び数量が長期にわたり想定最大量を超えた場合は、費用負担の改定について協議を行う。

## (2)自動車運転等業務

項 目	内 容
衛生研究所の業務にかかわる自動車及び運転業務	<p>サンプリング、試料の運搬、事務連絡等に従事する職員及び携帯する試料機材等の輸送及び業務補助、または単独で検体、事務文書等の運搬を行う。</p>
1 標準的な業務	<p>自動車運転業務：衛生研究所職員及び機材の輸送、また必要に応じサンプリング業務の補助を行う。</p> <p>サンプリング業務補助：機材、試料等の運搬及び軽微な作業を衛生研究所職員の指示に従い実施する。</p> <p>検体運搬業務：保健福祉事務所等を巡回し検体を収集衛生研究所まで輸送する。また、国立研究機関等への検体運搬等を行う。</p> <p>事務連絡等業務：事務連絡、賃金等の運搬等のために県庁、銀行等への職員の輸送等を行う。</p> <p>* 検体運搬業務、事務連絡業務において、衛生研究所職員が同乗しない場合については、あらかじめ衛生研究所長と協議し定める方法により実施する。</p>
2 運転計画及び対応  (緊急時対応)	<p>予め計画することができるサンプリング及び検体運搬業務は、使用日の前々日までに提出された「車両使用票」により配車する。ただし、天候等により計画は変更することがある。</p> <p>食中毒、事故の発生等により、緊急にサンプリング、検体運搬等が必要となった場合は、上記運転計画とは別に対応する。</p>
3 業務の履行場所の範囲	<p>原則として勤務時間内に往復可能な範囲とする。</p>
4 稼働回数及び走行距離	<p>別表5に平成9, 10年度の実績を示す。運転員2名、ライトバン2台で、1台当たり月平均15日、1,240km稼働した。</p>
5 業務提供時間	<p>平日の8:30から17:00までの衛生研究所の業務時間を原則とする。</p> <p>食中毒の発生等、緊急に対応が必要な事態においては、時間外においても業務提供を行う。</p>
6 車両の種類・運転員等	<p>別表5の3及び4に示す検体・試料等を運搬することのできる車両を事業者において必要な台数提供する。</p> <p>各年度の初めに、使用する車両のリスト及び運転員の名簿を衛生研究所長に提出する。ただし、車両及び運転員を固定する必要はない</p>
7 車両の保有・運行等に要する費用	<p>車両は事業者または事業者が指定する者の所有とし、車両の取得及び所有に関わる費用は事業者の負担とする。</p> <p>ただし、時間外及び2台を越える車両を必要としたときは別途精算する。</p> <p>車両の燃料費は、所有に関わる費用に含める。ただし、有料道路通行料金等は立て替え払いとし別途精算する。</p>
8 運転手の要件	<p>第二種普通運転免許以上の免許を所持し、1～5に示した業務の履行が可能なもの。</p>



### (3)放射線取扱施設保守管理業務

項 目	内 容																						
1 放射線取扱施設保守管理業務	<p>新棟（研究棟）に設置する放射線取扱施設（以下「R I 施設」という。）及びR I 装備機器にかかる測定業務、廃棄物管理業務、R I 購入手続補助業務、保守管理業務、報告書作成業務等を実施又は支援する。</p>																						
2 放射線取扱施設	<p>意匠図 1 2 5、1 2 6、1 2 9 及び 1 3 0 に示す R I 施設</p> <table border="0"> <tr> <td>R I 管理室</td> <td>20.7m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>汚染検査室</td> <td>17.0m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>除染室</td> <td>3.4m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>廃棄作業室</td> <td>7.2m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>貯蔵室</td> <td>11.7m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管庫</td> <td>29.7m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>化学系実験室</td> <td>49.9m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>測定室</td> <td>16.5m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>暗室</td> <td>7.2m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>生物系実験室</td> <td>47.5m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>恒温実験室</td> <td>23.8m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>R I 排気処理設備 R I 排水処理設備 R I 装備機器 E C D 検出器付ガスクロマトグラフ 5台</p>	R I 管理室	20.7m <sup>2</sup>	汚染検査室	17.0m <sup>2</sup>	除染室	3.4m <sup>2</sup>	廃棄作業室	7.2m <sup>2</sup>	貯蔵室	11.7m <sup>2</sup>	廃棄物保管庫	29.7m <sup>2</sup>	化学系実験室	49.9m <sup>2</sup>	測定室	16.5m <sup>2</sup>	暗室	7.2m <sup>2</sup>	生物系実験室	47.5m <sup>2</sup>	恒温実験室	23.8m <sup>2</sup>
R I 管理室	20.7m <sup>2</sup>																						
汚染検査室	17.0m <sup>2</sup>																						
除染室	3.4m <sup>2</sup>																						
廃棄作業室	7.2m <sup>2</sup>																						
貯蔵室	11.7m <sup>2</sup>																						
廃棄物保管庫	29.7m <sup>2</sup>																						
化学系実験室	49.9m <sup>2</sup>																						
測定室	16.5m <sup>2</sup>																						
暗室	7.2m <sup>2</sup>																						
生物系実験室	47.5m <sup>2</sup>																						
恒温実験室	23.8m <sup>2</sup>																						
3 管理業務	<p>別表 6 に概要を示す。</p> <p>提案される業務計画は、設計図書等々に示された R I 施設、別表 7 に示す使用予定核種及び付属資料 3 「神奈川県衛生研究所放射線障害予防規定（案）」を参考に作成してください。</p>																						

(4)実験動物飼育管理業務-1

項 目	内 容
1 実験動物飼育管理業務	<p>新棟(研究棟)内に設置する実験動物飼育施設(設計図書では動物舎)の維持管理及び実験動物の飼育管理を行う。</p> <p>業務の詳細は、付属資料4「神奈川県衛生研究所実験動物飼育施設管理マニュアル(案)」、付属資料5「同実験動物飼育標準操作マニュアル(案)」、付属資料6「同実験動物管理マニュアル(案)」, 付属資料7「同動物飼育委託管理作業手順書(案)」及び付属資料8「同動物実験施設廃棄物処理マニュアル(案)」に示す。</p>
2 業務の履行場所	<p>新棟(研究棟)に設置する、実験動物飼育施設(以下施設)及び施設用排水処理設備、給排水設備、空調設備、給排気設備(施設とあわせ施設等という)。</p>
3 業務の対象範囲及び想定業務量	<p>実験動物は、施設内のコンベンショナル区域、SPF区域及び感染系(P2、P3)区域においてそれぞれ付属資料5に示す方法において行う。</p> <p>各区域における飼育頭数を別表8に示す。</p>
(1)動物の飼育	
(2)施設管理	<p>施設等及び施設備え付けの備品類の保守管理及び維持管理を行う。</p>
(3)安全管理	<p>施設等の維持管理にあたっては、付属資料9「神奈川県衛生研究所動物実験環境安全管理要領(案)」を遵守し、また、実験動物の微生物に関する安全管理は、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠して行う。</p>
4 業務の内容	<p>以下の業務について付属資料4から付属資料9に基づき、事業者が予め作成し、衛生研究所長(以下所長)の承認を得た作業手順書に従い実施する。概要を下記に示す。</p>
(1)事務管理	<p>飼育管理業務、実験動物施設維持管理業務に関する諸記録を「点検記録ファイル一覧」に示すファイルごとに記録し保管する。必要なPC及びアプリケーションは事業者が用意する。</p>
(2)飼育環境条件の維持・管理	<p>毎日定時に室内温度、湿度、給排気、飼育ゲージの状態等飼育管理に必要な項目について点検し、必要に応じ修繕等を行う。</p>
(3)動物受入れ手続	<p>外観の観察等による検疫を行う。</p>
(4)動物飼育管理	<p>給餌、給水、外観症状の観察を行う。</p>
(5)飼育施設及び附帯施設の清掃・消毒	<p>飼育床敷・ケージの交換、洗浄、清掃及び消毒を行う。</p>
(6)動物飼育器材の洗浄・滅菌	<p>同上</p>
(7)白衣等被服の洗浄・滅菌・乾燥	<p>施設内で着用する白衣等の被服等の洗浄、滅菌を行い再利用に供する。</p>

#### (4)実験動物飼育管理業務-2

項 目	内 容
(8)飼育資材及び飼料の発注・管理	飼育に必要な消耗品類をの購入及び管理を所長の指示により行う。
(9)飼料、飲み水及び床敷の品質管理	実験動物の飼育に必要な資材の品質管理を行う。
(10)飼育機器等の管理	飼育ゲージ等の状態等飼育に必要な機器について点検し、必要に応じ修理、購入等を行う。
(11)動物屍体・廃棄物の管理	床敷等の廃棄物、動物屍体等について分別、管理を行い廃棄物管理責任者（仮称）の指示により廃棄物処理の専門業者に引き渡す。
5 スタッフの条件	S P F 動物飼育管理、コンベンショナル動物飼育管理及び感染動物飼育管理の知識を有する管理責任者を配置する。 動物飼育に当っては、法令等及び衛生研究所において定められた諸規則を遵守し、各作業手順書に従って安全に作業を行う。
6 費用負担の協議	実験動物の飼育頭数が、想定頭数を超えた場合は、費用負担について協議を行う。

(5) 所内 LAN・情報システム等運用業務 - 1

項 目	内 容
1 情報システム構築の目的	<p>ローカルエリアネットワーク（LAN）を整備し、LAN上に事務支援システム、研究支援システム、試薬管理システム等のシステムを構築し情報の共有化、一元化を図り各種事務、手続きの簡素化を図る。また、事務棟と研究棟が離れているため、計測機器をLANに接続し遠隔監視を行う。</p> <p>さらに、インターネットを利用し地域保健情報等の発信を行う。</p>
2 整備に当たって	<p>衛生部の基幹情報システムとなる「保健情報ネットワークシステム」との連携、県庁WANとの接続を行い「統合文書管理システム」、インターネットの利用等を行う。そのため各担当部局（衛生部地域保健課保健情報担当、企画部情報システム課）との調整が必要である。</p>
3 整備するシステム	<p>下記の6システムを整備する。詳細は別表9に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>事務支援システム</li><li>研究支援システム</li><li>試薬管理システム</li><li>図書管理システム</li><li>衛生検査精度管理システム</li><li>地域保健情報発信システム</li></ul>
4 実施する業務	<p>LANの設置（イーサネットによる10BASE-T, 100BASE-TX）並びにサーバ用コンピュータ（サーバ）、クライアント用パーソナルコンピュータ（クライアントPC）及び周辺機器（以下、併せてクライアントPC等）の整備及び保守管理。</p> <p>・LAN配線等は電気図84から89（設計図書では各室まで空配管がなされている）並びに別表10機器設置場所・数量等一覧を参照のうえ提案されたい。</p> <p>イントラネットの構築及び保守管理，運用支援。 上記システムの整備、保守管理及び運用支援。</p>
5 整備する機器	<p>サーバ：仕様を別表11に示す クライアントPC：仕様を別表11に，台数を別表10に示す。 プリンタ：仕様を別表11に，台数を別表10に示す。 スキャナ：仕様を別表11に，台数を別表10に示す。 ビデオプロジェクタ：仕様を別表11に，台数を別表10に示す。 LANコネクタ：設置場所を別表10に示す。 その他必要の機器。</p>
6 整備するアプリケーション	<p>3に示したシステムに必要なアプリケーションの他，別表10に整備数を，別表12に仕様を示す。</p>

(5) 所内 LAN・情報システム等運用業務 - 2

項 目	内 容
7 機器及びアプリケーションのメンテナンス	クライアント PC については 3 年ごとに更新を行う。サーバー及びアプリケーションについては、3 年ごとに見直しについて県と協議を行い、必要に応じて更新を行う。ただし、期間内においても必要に応じ協議を要請することがある。
8 費用負担	以上に示した機器及びアプリケーション並びにシステム運用に必要な消耗品等は事業者において調達し、維持管理、メンテナンスを行う。
9 障害発生時の復旧時間	障害発生が発見又は連絡を受けた場合は、速やかに対応に着手する。また、原則として 24 時間以内に障害を取り除き復旧できるよう方策を講じておく。 ただし、業務上重大な障害並びに安全に支障が生ずる恐れが予想される事象については、予め衛生研究所長と協議し対応について定めておく。

(6) 図書情報閲覧室 維持管理業務

項 目	内 容															
1 図書情報閲覧室維持管理	<p>衛生研究所 A 棟 1 階に設置する図書情報閲覧室において移転時に、書籍・雑誌・資料等の検索管理システムを導入し、システムに合せた資料情報の入力・整備及び、移転後の図書管理を行う。</p>															
2 業務の対象物の範囲及び想定量	<table border="1" data-bbox="699 432 1417 607"> <thead> <tr> <th data-bbox="699 432 807 465">対 象</th> <th data-bbox="807 432 1075 465">平成15年3月末推定</th> <th data-bbox="1075 432 1417 465">毎年の想定発生量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="699 465 807 499">書 籍</td> <td data-bbox="807 465 1075 499">10、000 冊</td> <td data-bbox="1075 465 1417 499">250 冊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 499 807 533">雑誌類</td> <td data-bbox="807 499 1075 533">150 冊</td> <td data-bbox="1075 499 1417 533">500 冊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 533 807 566">資料類</td> <td data-bbox="807 533 1075 566">3、000 冊</td> <td data-bbox="1075 533 1417 566">300 冊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 566 807 607">合 計</td> <td data-bbox="807 566 1075 607">13、150 冊</td> <td data-bbox="1075 566 1417 607">1、150 冊</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="756 611 1225 645">15年度末雑誌類冊数は、合本装丁後の冊数。</p>	対 象	平成15年3月末推定	毎年の想定発生量	書 籍	10、000 冊	250 冊	雑誌類	150 冊	500 冊	資料類	3、000 冊	300 冊	合 計	13、150 冊	1、150 冊
対 象	平成15年3月末推定	毎年の想定発生量														
書 籍	10、000 冊	250 冊														
雑誌類	150 冊	500 冊														
資料類	3、000 冊	300 冊														
合 計	13、150 冊	1、150 冊														
3 図書台帳等の整理	<p>衛生研究所の図書類の分類整理を行う。(5)所内LAN・情報システム等運用業務で示した図書管理システムにより、在庫管理、検索等を行う。</p>															
4 実施する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現衛生研究所からの図書等移転業務</li> <li>・現衛生研究所の図書の分類整理及び図書データベースの構築</li> <li>・図書の受入れ、台帳入力、配架、返却図書の整理</li> <li>・図書の購入後、1週間以内に分類整理を完了し、配架する。</li> </ul>															
5 業務に要する資器材等の調達	<p>図書管理に必要な機器・アプリケーション及びシステム運用に要する消耗品類等に要する経費は事業者の負担とする。県は配架書棚等のじゅう器を所有し、提供する。</p>															

## (7)電話交換業務

項 目	内 容
1 業務内容	電話交換業務、外部からの各種問い合わせ等について、関係セクションへ取り次ぎを行う。
2 業務の対象の範囲及び想定量	1日あたり 120件程度（平成10年度実績） （平成10年度は最多で1日あたり150件） 事件、事故等の発生により増加することがある。
3 業務の実施時間	衛生研究所の開所日（土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日、8:00～17:30）。 時間中は外線からの電話に原則的に呼び出し音5回以内に応答できる体制とする。
4 スタッフの要件	・スタッフは、電話内容による取次ぎを円滑に行えること。 ・業務上知り得た事柄は他に漏らしてはならない。
5 業務の実施場所	衛生研究所内に設ける電話交換室において、交換業務を実施する。
6 業務に要する資器材等の調達	電話交換業務に必要な資器材は、設計図面に記載されたとおりとし、事業者の負担とする。 なお、設計図書に示した交換機は視覚障害者対応となっている。

## 別表

- 別表 1 排水処理目標基準値及び水質測定対象物質
- 別表 2 排ガス定期測定対象物質
- 別表 3 器具の種類及び想定数量（化学系）
- 別表 4 器具の種類及び想定数量（生物系）
- 別表 5 現衛生研究所における自動車運転等業務の実績
- 別表 6 R I 施設保守管理及び管理業務
- 別表 7 使用核種及び数量（案）
- 別表 8 実験動物飼育頭数（案）
- 別表 9 整備するシステムの詳細
- 別表 1 0 機器設置場所・数量等一覧
- 別表 1 1 サーバの仕様と台数及びクライアント P C 等の仕様
- 別表 1 2 クライアント P C に整備するアプリケーションの基本仕様

## 別図

- 別図 1 化学系器具の洗浄方法
- 別図 2 生物系器具類の洗浄方法



別表1 排水処理目標基準値及び水質測定対象物質

項 目	目標基準値	処理後の放流水
カドミウム	0.1mg/ L 以下	0.1mg/ L 以下
シアン	1.0	1.0
有機リン化合物	0.2	0.2
鉛	0.1	0.1
六価クロム	0.5	0.05
ヒ素	0.1	0.01
総水銀	0.005	0.005
アルキル水銀	検出されない	検出されない
P C B	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.3	0.01
テトラクロロエチレン	0.1	0.05
ジクロロメタン	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02
1, 2 - ジクロロエタン	0.04	0.04
1, 1 - ジクロロエチレン	0.2	0.2
シス1, 2 - ジクロロエチレン	0.4	0.4
1, 1, 1 - トリクロロエタン	3	3
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06	0.06
1, 3 - ジクロロプロペン	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1
セレン	0.1	0.1
フェノール類	1.0	0.5
銅	1.0	0.3
亜鉛	1.0	0.5
鉄	5.0	1.0
マンガン	5.0	1.0
全クロム	2.0	0.2
フッ素	15	1.0
B O D	25mg/ L 未満	20mg/ L 未満
S S	70 "	30 "
ノルマルヘキサン抽出物	5mg/ L	5mg/ L
同上	30mg/ L	30mg/ L
	動植物油脂類	
p H	5.8 ~ 8.6	6.0 ~ 8.0

別表2 排ガス定期測定対象物質

項目	測定場所	測定方法	測定頻度	目標基準値
塩化水素	スクラバ出口	JIS K0107で定める チオシアン酸第二水銀法	年 2 回	8 mg/Nm <sup>3</sup>
アンモニア		JIS K0099で定める インドフェノール法		5.0 ppm
硫化水素		JIS K0108で定める メチレンブルー法		1.0 ppm
ベンゼン	活性炭吸着 処理装置出口	知事が定める FIDガスクロマトグラフ法		1.0 ppm
トルエン				100ppm
キシレン				150ppm
トリクロロエチレン				5.0 ppm
テトラクロロエチレン			5.0 ppm	
ホルムアルデヒド		衛生試験法で定める アセチルアセトン法	5 ppm	

別表3 器具の種類及び想定数量（化学系）

分類	器具名（種類）	器具の大きさ（容量、ml） （アンダーラインは数量の多いもの）	想定数量	
			週平均	日最大
A 秤量器具	メスシリンダー	2000, 1000, 500, <u>200</u> , <u>100</u> , <u>50</u> , 25, 10	3 0 0	8 0
	共栓メスシリンダー	2000, 1000, 500, <u>200</u> , <u>100</u> , 50	1 5 0	4 0
	メスフラスコ	1000, 500, 250, <u>200</u> , <u>100</u> , <u>50</u> , <u>25</u> , <u>20</u> , 10, 5	4 5 0	2 0 0
	メスピペット	25, 20, <u>10</u> , <u>5</u> , <u>2</u> , <u>1</u> , 0. 5	8 5 0	3 0 0
	ホールピペット	100, 50, 25, <u>20</u> , <u>15</u> , <u>10</u> , 9, 8, 7, 6, 5, 4, 3, <u>2</u> , <u>1</u> , 0. 5	3 0 0	1 2 0
	ビュレット	50, 25, 10	3 0	1 3
	その他類するもの		1 5 0	5 0
B 一般器具	三角フラスコ	2000, 1000, 500, <u>300</u> , <u>200</u> , <u>100</u> , 50	4 5 0	1 2 0
	ビーカー	1000, 500, <u>300</u> , <u>200</u> , <u>100</u> , <u>50</u> , 30, 20	4 5 0	1 2 0
	試験管	100, 50, 30, <u>20</u> , <u>10</u> , <u>5</u>	5 0 0	2 0 0
	ロート	大, <u>中</u> , <u>小</u>	3 0 0	7 0
	シャーレ		7 5	2 0
	試薬ビン	5000, 2000, <u>1000</u> , 500, 200, 100	1 8 0	6 0
	遠沈管	<u>250</u> , 100, 85, <u>50</u> , 20, <u>10</u> , 3	2 0 0	6 0
	注射筒	20, <u>10</u> , <u>5</u> , <u>2</u> , <u>1</u> , 0. 5	1 5 0	1 3 0
	薬さじ	大, <u>中</u> , <u>小</u>	4 0 0	1 0 0
	駒込ピペット	<u>10</u> , <u>5</u> , 3, 2, 1	4 0 0	1 0 0
	るつぼ、蒸発皿	50, 30	4 0	3 5
	厚手器具（乳鉢、展開槽）		7 5	2 0
	プラスチック瓶	<u>200</u> , <u>100</u> , 50	7 5	3 0
一般器具（共栓等）	トラップ球		6 0	1 5
	ガラスセル、秤量瓶	<u>10</u> , <u>5</u>	3 0 0	1 0 0
	連結管		7 5	2 0
	特殊フラスコ	1000, 500, 200	7 5	2 0
	プラスチックセル		8 0 0	3 0 0
	共栓三角フラスコ	1000, 500, <u>300</u> , <u>200</u> , <u>100</u> , 50, 25	4 0 0	1 0 0
	ナス型フラスコ	1000, 500, <u>300</u> , <u>200</u> , <u>100</u> , 50, 25, 20	4 5 0	1 2 0
	分液ロート	2000, 1000, <u>500</u> , <u>300</u> , <u>200</u> , 100, 50, 25	3 0 0	7 0
	共栓試験管	50, 25, <u>20</u> , <u>10</u> , 5	5 0 0	1 6 0
	共栓遠沈管	100, <u>50</u> , <u>10</u>	2 0 0	8 0
	クロマト管	大, <u>中</u> , <u>小</u>	1 2 5	3 0
比色管	<u>100</u> , 50	1 2 5	6 0	
C 特殊器具	亜硫酸分析装置		2	1
	水蒸気蒸留装置		5	5
	精油滴定装置		5	5
	抽出装置		1 5	1 5
	ヒ素分析装置		5	5

別表4 器具の種類及び想定数量（生物系）

分類	器具名（種類）	器具の大きさ（容量、ml） （主な大きさにアンダーライン）	委託数量	
			週平均	日最大
ガラス製品	シャーレ	標準型	1 2 0 0	1 2 0 0
	試験管類	5 ~ 2 0 ml	2 3 0 0	2 3 0 0
	ガラス瓶	1 0 0 ml ~ 2 l	9 0	4 0
	フラスコ	5 0 ml ~ 2 l	8 5	3 7 0
	メスピペット		6 6 0	9 5 0
	ガラス板		1 1 5	2 6 0
	ピーカー	5 0 ml ~ 2 l	1 0	5 5
	分解チューブ		5	1 0
	遠沈管	5 0 ml	1 0	3 0
	ガラス細管		5 0	1 5 0
	採便管		1 0	6 0
	ロート		1 0	4 5
	ガラス棒		5	3 0
	プラスチック製品等	キャップ		2 2 0 0
プレート			3 5	9 0
ポリ瓶			1 5	3 0
チップ			2 0	1 5 0
ポリシャーレ			1 2 5 0	1 1 0 0
ゴム栓			1 0 0	2 0 0 0
タオル			1 0	2 5

別表5 現衛生研究所における自動車運転等業務の実績

1 平成9年度、10年度の運転実績（小型四輪貨物自動車を使用）

年度	車両	稼働日数	走行距離
平成9年度	車両	197日	15,618km
	車両	173日	15,541km
平成10年度	車両	181日	14,585km
	車両	156日	13,700km

2 1月あたり 運転回数及び用務地の想定

用務地	用務内容	同乗者有り	同乗者無し
県庁	会議送迎・書類提出	5	1
横浜銀行	給与受取り・手数料等	5	1
小田原保健福祉事務所	サンプリング	3	0
藤沢保健福祉事務所	サンプリング	2	0
鎌倉保健福祉事務所	サンプリング	3	0
逗子	サンプリング	1	0
箱根	サンプリング	2	1
武山	サンプリング	1	0
三崎	サンプリング	1	0
酒匂川	サンプリング	1	0
相模川	サンプリング	1	0
多摩川	サンプリング	1	0
津久井湖	サンプリング	1	0
4保健福祉事務所	1 検体運搬	1	1
5保健福祉事務所	2 検体運搬	1	0
食肉衛生検査所	検体運搬	2	2
合計		31	6

1 小田原・厚木・茅ヶ崎・藤沢保健福祉事務所

2 小田原・藤沢・足柄上・秦野・津久井保健福祉事務所

3 運搬する試料の種類と大きさ（サンプリング）

例	積載容器等	内容物	外寸(W×D×H・cm)	重さ(kg)
1	コンテナ（ポリバケツ）	海水	42×68×43	6.2
	コンテナ（ポリバケツ）	海水	44×52×43	2.2
	コンテナ（ポリエチレン製密閉容器）	海底たい積物	42×68×16	2.0
	コンテナ（ビニール袋）	ワカメ	44×52×22	2.5
	バケツ	長靴等	30×30×39	3
	たらい（採泥機）	エクマンパージ	42×42×34	1.0
2	コンテナ（ポリバケツ）	原水	42×68×43	6.0
	コンテナ（ポリバケツ）	原水	42×68×43	6.0
	バケツ	pH計、GPS計など	30×30×39	2
3	コンテナ（ポリ瓶等）	処理水、汚泥など	50×80×120	5.0
	自動採泥機ボックス	自動採泥機	80×80×100	5.0
4	コンテナ（採水用具等）	ポンプ、ひしゃくなど	120×80×50	1.0
4	採水箱（ガラス瓶）	水道原水、浄水	45×45×35	1.8×9箱
5	クーラーボックス	河川水、下水など	62×36×38	2.4×2箱
	採水道具一式		50×50×30	2
6	段ボール箱（コンテナ入り）	河川水等（車内温度上昇防止対策を施し輸送）	25×25×23	1.0×20箱

4 運搬する試料の種類と大きさ（検体運搬業務）

例	積載容器等	内容物	外寸(W×D×H・cm)	重さ(kg)
1	プラスチック容器	豚血液 プラスチックボトル（要転倒防止策）	56×40×33	8
2	クーラーボックス	患者検体 プラスチック容器、ガラス試験管（冷凍、要転倒防止策）	65×30×43	1.0
3	段ボール箱	有精卵（ラック入り）（要転倒防止策）	31×27×27	3

別表6 R I 施設保守管理及び管理業務（参考案）

項 目	内 容
(1) 放射線障害防止法に基づく測定	放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下、「放射線障害防止法」という。）第20条第1項に基づく測定の実施。 表面汚染密度測定 測定回数 13地点につき1回/月 採取方法 スミヤ法 測定方法 GM測定装置 空間線量当量率測定 測定回数 15地点につき、1回/月 測定方法 サーベイメータ 排水中放射能測定 測定回数 R I 排水処理施設出口において排水の都度 測定方法 液体シンチレーションカウンタまたはガンマ線スペクトロメータ 以上の項目について、測定後1ヶ月以内に報告書を衛生研究所長に提出する。
(2) 被曝線量当量管理業務	放射線障害防止法第20条第2項に基づく個人被曝線量管理。
(3) 放射性有機廃液焼却業務	作業回数 1回/3ヶ月（1回あたり5t） 作業内容 事前濃度測定、焼却時の廃液調査、焼却装置の運転、運転後の後処理
(4) 放射線取扱廃棄物詰め替え業務	R I 廃棄物を日本アイソトープ協会指定のドラム缶に分別・収納 作業回数 1回/6ヶ月
(5) R I 廃棄物管理業務	廃棄物の管理、集荷に伴う連絡事務、事務処理 作業回数 1回/月 作業内容 廃棄物の仕分け、梱包
(6) 使用済み動物の乾燥業務	作業回数 1回/2ヶ月（2kg/月） 作業内容 冷凍動物の大きさ測定、乾燥処理、梱包、ドラム缶への収納
(7) 放射線管理状況報告書作成補助業務	科学技術庁へ報告する放射線管理状況報告書作成 作業回数 1回/6ヶ月 作業内容 ・施設点検の実施状況のとりまとめ ・年間放射性同位元素等の保管の状況、年間の放射線業務従事者の個人実効線量当量を、指定用紙へ記入
(8) R I 購入手続補助業務	作業回数 2回/月 作業内容 購入核種の核種と数量の確認、管理番号の登録
(9) 各種帳票の記録補助業務	放射線障害防止法第25条及び同施行規則第24条に基づく、日常的な放射線取施設管理等に関する業務 作業内容 日常的な放射線取扱施設の管理、放射性同位元素の使用、保管、廃棄、個人被曝線量当量の記録、管理区域立入者記録等の帳票管理、搬出入に伴う機器の汚染検査、立入検査等に対する書類作成、施設管理に関する資料、書類の作成
自主点検業務	放射線障害防止法第21条により、「神奈川県衛生研究所環境安全管理規程」にめた定期点検の実施及び報告書作成 点検回数 1回/6ヶ月 報 告 報告書は1ヶ月以内に提出する。
放射性排気処理交換業務	適切な気風量維持のための点検、交換 作業回数 1回/2ヶ月（フィルター交換は1回/3年） 作業内容 排気ユニット回り養生、プレフィルター・HEPAフィルター交換、包し所定の場所に保管
設備機器維持管理業務	放射線取扱施設内の機器につき、維持管理を行う。
(1) 入退室管理機器	対象機器 入退室モニタ 点検回数 月1回動作確認を行う
(2) 各種モニター	対象機器 排水、排気、エリア、ハンドフットクロスモニタ 点検回数 月1回動作確認を行う
(3) 放射性有機廃液焼却装置定期点検（備品として購入予定）	対象機器 放射性有機廃棄物処理装置 点検回数 3ヶ月に1回動作確認を行う
(4) 放射性動物乾燥装置定期点検	対象機器 放射性動物乾燥装置 点検回数 月1回動作確認を行う
(5) 排水設備運転、維持管理	対象機器 排水処理設備一式 点検回数 3ヶ月に1回動作確認を行う
労働安全衛生法等に基づく測定	労働安全衛生法第65条及び放射線障害防止規則第53、54、55条により1以内ごとに1回の放射性物質濃度測定を行い1か月以内に報告書を提出する。 測定項目 空気中放射性物質濃度 測定回数 2地点月1回エアサンプラーにより採取、測定する 測定方法 液体シンチレーションカウンタ又はガンマ線スペクトロメータ

別表 7 - 1 使用核種及び数量（一般実験系）

核種	群	物理的状態	化学形	年間使用量 (MBq)	3月間使用量 (MBq)	1日最大使用量 (MBq)
90 Sr	1	液体	すべての化合物	40.0	10.0	0.2
22 Na	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
57 Co	2	液体	すべての化合物	20.0	5.0	2.0
58 Co	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
60 Co	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
85 Sr	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	10.0
88 Y	2	液体	すべての化合物	20.0	5.0	2.0
109 Cd	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
113 Sn	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	2.0
125 I	2	液体	すべての化合物	200.0	50.0	10.0
134 Cs	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
137 Cs	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
139 Ce	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	5.0
144 Ce	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	10.0
152 Eu	2	液体	すべての化合物	5.0	2.0	4.0
203 Hg	2	液体	すべての化合物	400.0	100.0	1.0
24 Na	3	液体	すべての化合物	40.0	10.0	10.0
32 P	3	液体	すべての化合物	2,000.0	500.0	20.0
35 S	3	液体	すべての化合物	2,000.0	500.0	40.0
76 As	3	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
131 I	3	液体	すべての化合物	1,000.0	200.0	10.0
3 H	4	液体	すべての化合物	2,400.0	600.0	100.0
14 C	4	液体	すべての化合物	2,000.0	500.0	40.0
51 Cr	4	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0

群別	第1群	第2群	第3群	第4群
1日最大使用数量の合計	0.2MBq	78MBq	78MBq	144MBq
群別1日最大使用数量	0.2MBq	78MBq	78MBq	144MBq
使用の場所	化学系実験室、生物系実験室、測定室			

別表 7 - 2 使用核種及び数量（動物実験系/一般実験系の内数）

核種	群	物理的状態	化学形	年間使用量 ( MBq)	3 月間使用量 ( MBq)	1 日最大使用量 ( MBq)
125 I	2	液体	すべての化合物	200.0	50.0	4.0
137 C s	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	5.0
32 P	3	液体	すべての化合物	2,000.0	500.0	20.0
35 S	3	液体	すべての化合物	2,000.0	500.0	40.0
3 H	4	液体	すべての化合物	2,400.0	600.0	100.0
14C	4	液体	すべての化合物	2,000.0	500.0	40.0

群 別	第 1 群	第 2 群	第 3 群	第 4 群
1 日最大使用数量の合計	0MBq	9MBq	60MBq	140MBq
群別 1 日最大使用数量	0MBq	9MBq	60MBq	140MBq
使用の場所	恒温実験室			

別表 7 - 3 使用核種及び数量（暗室系/一般実験系の内数）

核種	群	物理的状態	化学形	年間使用量 ( MBq)	3 月間使用量 ( MBq)	1 日最大使用量 ( MBq)
125 I	2	液体	すべての化合物	200.0	50.0	4.0
137 C s	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	5.0
32 P	3	液体	すべての化合物	2,000.0	500.0	20.0
35 S	3	液体	すべての化合物	2,000.0	500.0	40.0
3 H	4	液体	すべての化合物	2,400.0	600.0	100.0
14C	4	液体	すべての化合物	2,000.0	500.0	40.0

群 別	第 1 群	第 2 群	第 3 群	第 4 群
1 日最大使用数量の合計	0MBq	9MBq	60MBq	140MBq
群別 1 日最大使用数量	0MBq	9MBq	60MBq	140MBq
使用の場所	暗室			



別表 7 - 4 貯蔵施設の貯蔵能力

核種	群	特定核種に係わる 貯蔵能力 ( MBq)
90S r	1	40
22N a	2	40
57C o	2	20
58C o	2	40
60C o	2	40
85S r	2	40
88Y	2	20
109C d	2	40
113S n	2	40
125I	2	200
134C s	2	40
137C s	2	40
139C e	2	40
144C e	2	40
152E u	2	5
203H g	2	400
24N a	3	40
32P	3	2,000
35S	3	2,000
76A s	3	40
131I	3	1,000
3H	4	2,400
14C	4	2,000
51C r	4	40

群 別	第 1 群	第 2 群	第 3 群	第 4 群
合計	40MBq	1045MBq	5080MBq	4440MBq
	第 1 群換算 199.74MBq			

別表8 実験動物飼育頭数(案)

施設名称	動物種	飼育頭数	
		最大	平均
ア コンベンショナル区域	マウス	700	422
	ラット	130	71
	モルモット	20	10
	ウサギ	45	26
イ SPF区域 SPF：特に指定された微生物や 寄生虫を持たない動物	マウス	350	210
	ラット	120	62
ウ 感染系区域 (P2施設)	マウス	265	160
	ラット	40	30
	ハムスター	10	8
	モルモット	20	10
(P3施設)	マウス	5	2
	ウサギ		

別表 9 - 1 整備するシステムの詳細

システム名	仕 様
<p>1 事務支援システム 事務文書の作成管理、備品・事務用品の管理等を支援する。</p>	<p>県庁「統合文書管理システム」と連携する。 グループウェア機能の統括。 ・掲示板機能。 ・スケジュール管理機能 ・電話帳、住所録等データベース（DB）機能 文書のDB化機能。 備品等管理機能 消耗品等管理機能 報告書等作成支援機能</p>
<p>2 研究支援システム 申請書・報告書等の作成、統計計算、施設・機器の使用予約等を行う。</p>	<p>論文等DB機能。 各種申請書・報告書作成機能。 疫学統計処理機能。 OCR及び日英・英日翻訳機能。 施設・機器予約機能</p>
<p>3 試薬管理システム 薬品庫-1～4の在庫等の一括管理</p>	<p>薬品庫入退出者管理及び記録機能。 ・IDカードによる使用者のランク付け及び入室制限機能。 試薬管理DB機能。 ・在庫管理DB（4000種程度を使用予定） ・IDカード及びIDタグ、電子天秤による在庫自動入出庫管理及び使用の記録。 ・在庫量及び保管場所等検索機能。 化学物質安全性DBの整備。 使用済み試薬（廃薬品）管理機能。 在庫管理年度報告書，使用量報告書，新規購入試薬リスト等の帳票作成機能。 実験用高圧ガス在庫等管理機能。</p>
<p>試薬管理用機器の整備</p>	<p>機材の整備 ・各薬品庫に天秤・IDカードリーダー・IDタグリーダー付きPC及びアプリケーションを整備する。 ・特定毒物用試薬保管庫及び同冷蔵保管庫を1カ所整備する。</p>
<p>障害発生時</p>	<p>障害が発生した場合においても，試薬の使用が可能な構成とする。その場合は後日入力出来るものとする。</p>
<p>4 図書管理システム 単行本，雑誌等の一元管理を行う。</p>	<p>図書等DB機能。 ・バーコード等による蔵書管理 ・利用者登録，貸し出し，返却受付 ・書名，タイトル，著者，見出しによる検索。</p>

別表 9 - 2 整備するシステムの詳細

システム名	仕 様
<p>5 衛生検査精度管理システム                      試験検査について、検体の受け入れから検査、評価、成績書の発行までを一元的に管理する。また、G L P 対応帳票を作成する。</p>	<p>衛生部イントラネットの基幹システムとする。                      基本データ管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依頼者、検査項目、検体名、分類、検査標準作業書（S O P ）、原産国、採取地、判定基準等。</li> <li>検査結果の入力、成績書の発行</li> <li>・ 結果入力、S O P の設定、検出限界値、判定基準の表示、成績書の印刷。</li> <li>試験検査 D B 機能。</li> <li>・ 各入力項目の D B 化、検索機能。</li> <li>・ 各機器、分析法による検出限界値の D B 。</li> <li>・ S O P の管理。</li> </ul>
<p>6 地域保健情報発信システム                      衛生研究所のホームページ（H P ）において、研究成果、行事等の情報提供、また、感染症情報、食中毒情報等の地域保健に関する情報の発信を行う。</p>	<p>衛生研究所 H P の作成機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ W E B 版衛研ニュースの作成。</li> <li>・ 公開 D B （調査研究成果、図書、試薬リスト、会議室利用等）の作成。</li> <li>・ 地域保健に関する提供の作成、提供</li> </ul>

別表10 - 1 機器設置場所・数量等一覧

部屋番号	部屋名	LANコ タ	P C	プリン タ	ケル プ ワ ア ロ	ワ ブ ロ	表 計 算	その他
B-101	衛生動物飼育室	1			1			
B-102	毒性機能実験室	1			1			
B-103	実験動物飼育施設 実験室	1						設計図書では、 動物舎と記載さ れている。
	P2実験室	1						
	P3実験室	1						
B-104	管理事務室	1			1			
B-105	NMR分析装置室	2						
B-106	放射線取扱施設 RI管理室	1			1			
	測定室	1						
	恒温実験室	1						
B-201	原虫実験室-1	1						
B-202	原虫実験室-2							
B-204	呼吸器系細菌実験室	1						
B-204	腸管系細菌実験室	1			1			
B-205	培地調製室							
B-206	培地準備室							
B-207	無菌実験室							
B-208	薬剤感受性実験室	1						
B-209	性感染症実験室	1			1			
B-210	免疫実験室	1						
B-211	遺伝子実験室-1							
B-212	医真菌実験室							
B-213	遺伝子実験室-2	1						
B-214	食品細菌実験室	1						
B-215	細胞分離同定実験室	1			1			
B-216	人畜共通感染症							
B-217	洗浄室	1	1		1	1		
B-218	リ-ザ 菌株保管室	1						
B-219	環境微生物実験室	1						
B-220	変異原性実験室							
B-221	倉庫-1							
B-222	薬品庫-1	1						
B-223	食品真菌毒実験室	1						
B-224	食品真菌培養実験室							
B-225	共用機器室	4						
B-226	冷蔵低温実験室							
B-227	微細構造観察室	3						
B-228	生物系安全実験室機械室							
B-229	生物系安全実験室-1、-2	2						
B-230	DNA解析室	3						
B-231	ソルゲラ 実験室	2			1			
B-232	ウイルス採取室							
B-233	細胞培養室							
B-234	薬品庫-2	1						
B-235	超低温槽低温実験室	1						
B-236	共用機器室	3						
B-237	病理実験室	1						
B-238	細胞毒性実験室前室	1						
B-239	細胞毒性実験室	1						
B-240	環境生物実験室	1						
B-241	衛生動物実験室	1						
B-242	血液処理室	3						
B-243	試薬調整室	1						

別表10 - 2 機器設置場所・数量等一覧

部屋番号	部屋名	LANコ タ	P C	プリン タ	クー ラ	ワー ク	表 計 算	その他
B-244	血清検査室	1						
B-245	倉庫-2							
B-246	遺伝子解析室	4			1			
B-247	細胞工学室	1						
B-248	肝炎ウイルス処理室	1						
B-249	ウイルスパルク解析室	4						
B-250	疾病予測監視室							
B-251	下痢症ウイルス処理室	1						
B-301	室内環境実験室-1	1						
B-302	室内環境実験室-2							
B-303	水処理実験室	1						
B-304	生活化学実験室	1						
B-305	水質分析室	1			1			
B-306	生活工学実験室	1						
B-307	VOC測定室	4						
B-308	原始吸光測定室	2						
B-309	試料前処理室	1						
B-310	放射化学実験室	1						
B-311	アルファ線放出核種分析室	1						
B-312	倉庫							
B-313	有機ハロゲン測定室	2						
B-314	薬品庫-3	1						
B-315	ICP, IR室	4						
B-316	マト分光測定器室	13						
B-317	検体保管庫	1						
B-318	冷蔵室							
B-319	電気炉室							
B-320	ガンマ線放出核種実験室	1						
B-321	放射能測定室	6			1			
B-322	薬品庫-4	1						
B-323	クロマトグラフ室-1	14			1			
B-324	クロマトグラフ室-2	11						
B-325	質量分析機室	2						
B-326	化学系安全実験室前処理室	1						
	分析室	1						
B-327	機械室							
B-328	試料分会室							
B-329	フリーザー低温実験室							
B-330	恒温恒湿実験室	5						
B-331	食品化学実験室	3			1			
B-332	残留農薬実験室	3						
B-333	薬品衛生実験室	2			1			
B-334	食品添加物実験室	3						
B-335	生理活性実験室	3			1			
B-336	品質管理実験室	2						
屋外	気象観測装置	1						
B棟合計		159	1		16	1		

\* 薬品保管庫-1～4に整備するP Cは別表9の試薬管理システム中に示す。

別表10-3 機器設置場所・数量等一覧

部屋番号	部屋名	LANコ タ	P C	プ リ タ	ク ル ー プ ウ ィ ア	ワ ー プ ロ	表 計 算	その他
A 棟								
A-	所長室	1	1	1	1	1	1	
A-	副所長室	1	1	1	1	1	1	
A-	応接室	1	1	1	1	1	1	
A-	管理課事務室	10	7	2	7	7	7	数は開所時調製
A-	企画情報部長室	1	1	1	1	1	1	
A-	企画情報研究事務室	10	8	2	8	8	8	数は開所時調整 スキャナ1
A-	端末機コンピュータ室	4	3	1	3	3	3	サーバを設置
A-	情報処理室	4	3	1	3	3	3	スキャナ1
A-	電話交換室	1	1	1	1	1	1	
A-	プロジェクト研究室	4	0	0	0	0	0	
A-	資料保管庫	1	0	0	0	0	0	
A-	健康情報サービス室	1	1	1	1	1	1	スキャナ1
A-	地域保健研究室	14	11	2	11	11	1	ビデオプロジェクト スキャナ1
A-	図書情報閲覧室	1	1		1			図書管理システム
A-	部長室-1	1	1	1	1	1	1	
A-	部長室-2	1	1	1	1	1	1	
A-	部長室-3	1	1	1	1	1	1	
A-	部長室-4	1	1	1	1	1	1	
A-	会議室	1	0	0	0	0	0	
A-	新着雑誌閲覧コーナー	1	1	0	1	0	0	
A-	細菌部門部員室	16	15	2	15	15	15	数は開所時調整 スキャナ1
A-	ウイルス部門部員室	14	10	2	10	10	10	数は開所時調整 スキャナ1
A-	食品薬品部門部員室	22	18	2	18	18	18	数は開所時調整 スキャナ1
A-	生活環境部門部員室	20	15	2	15	15	15	数は開所時調整 スキャナ1
A-	大会議室（多目的）	2	0	0	0	0	0	ビデオプロジェクト
	衛生検査精度管理支援システム用		6	0	0	0	0	
A棟合計		134	108	26	102	101	101	

別表10-4 機器設置場所・数量等一覧（まとめ）

A棟, B棟合計										
部屋番号		LANコ タ	P C	プ リ タ	ク ル ー プ ウ ィ ア	ワ ー プ ロ	表 計 算	スキャ ナ	ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ	その他
B棟合計		159	1		16	1				
A棟合計		134	108	26	102	101	101	8	2	
合計		393	109	26	118	102	101	8	2	

別表 1 1 サーバの仕様と台数及びクライアントPC等の仕様

機器名称	台数	仕 様
1 サーバC	必要な台数	各システム、ネットワークが安全にストレス無く動作すること。 データの損失、流失のないこと。
2 クライアントPC	109	<p>本体仕様。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省スペース型デスクトップとする</li> <li>・CPUクロック：500MHz以上</li> <li>・メインメモリ：128KB以上</li> <li>・ハードディスク：10GB以上</li> <li>・フロッピーディスクドライブ：3.5インチ3モード対応</li> <li>・CD-ROM：20倍速以上</li> <li>・インターフェイス：SCSI-2、100BASE-TX、IEEE1284双方向パラレル、RS232C及びUSB</li> </ul> <p>ディスプレイ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カラー液晶14インチ以上</li> </ul> <p>入力装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語JIS配列準拠キーボード</li> <li>・マウス</li> </ul> <p>OS：各システム及び市販アプリケーションが正常に動作するもの</p>
3 プリンタ	24	<p>モノクロレーザプリンタ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方式：乾式電子写真方式ページプリンタ</li> <li>・給紙：A4、B4、A3対応カセット、はがき</li> <li>・印字速度：A4横で10枚/分以上</li> <li>・解像度：600dpi以上</li> <li>・インターフェイス：100BASE-TX及びIEEE1284双方向パラレル</li> </ul>
	2	<p>カラーレーザプリンタ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方式：乾式トナー現像電子写真方式ページプリンタ</li> <li>・給紙：A4、B4、A3対応カセット、はがき</li> <li>・印字速度：A4横で5枚/分以上</li> <li>・解像度：600dpi以上</li> <li>・インターフェイス：100BASE-TX及びIEEE1284双方向パラレル</li> </ul>
4 カラーイメージスキャナ	8	<p>本体使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形式：卓上カラーイメージスキャナ</li> <li>・原稿サイズ：A4及びUSレターサイズ</li> <li>・解像度：1600dpi以上</li> <li>・読みとり速度：10ms/line以下（フルカラー）</li> <li>・インターフェイス：SCSI-2、USB</li> </ul>
5 ビデオプロジェクタ	2	<p>基本仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投影方式：3LCDパネル、3原色光シャッター方式</li> <li>・投影レンズ：ズームレンズ方式</li> <li>・光出力：ANSI基準2000lm以上</li> <li>・投影画面：100～300型</li> <li>・入力：ビデオ信号及びPCよりのデジタル信号</li> <li>・持ち運び可能なこと</li> </ul>

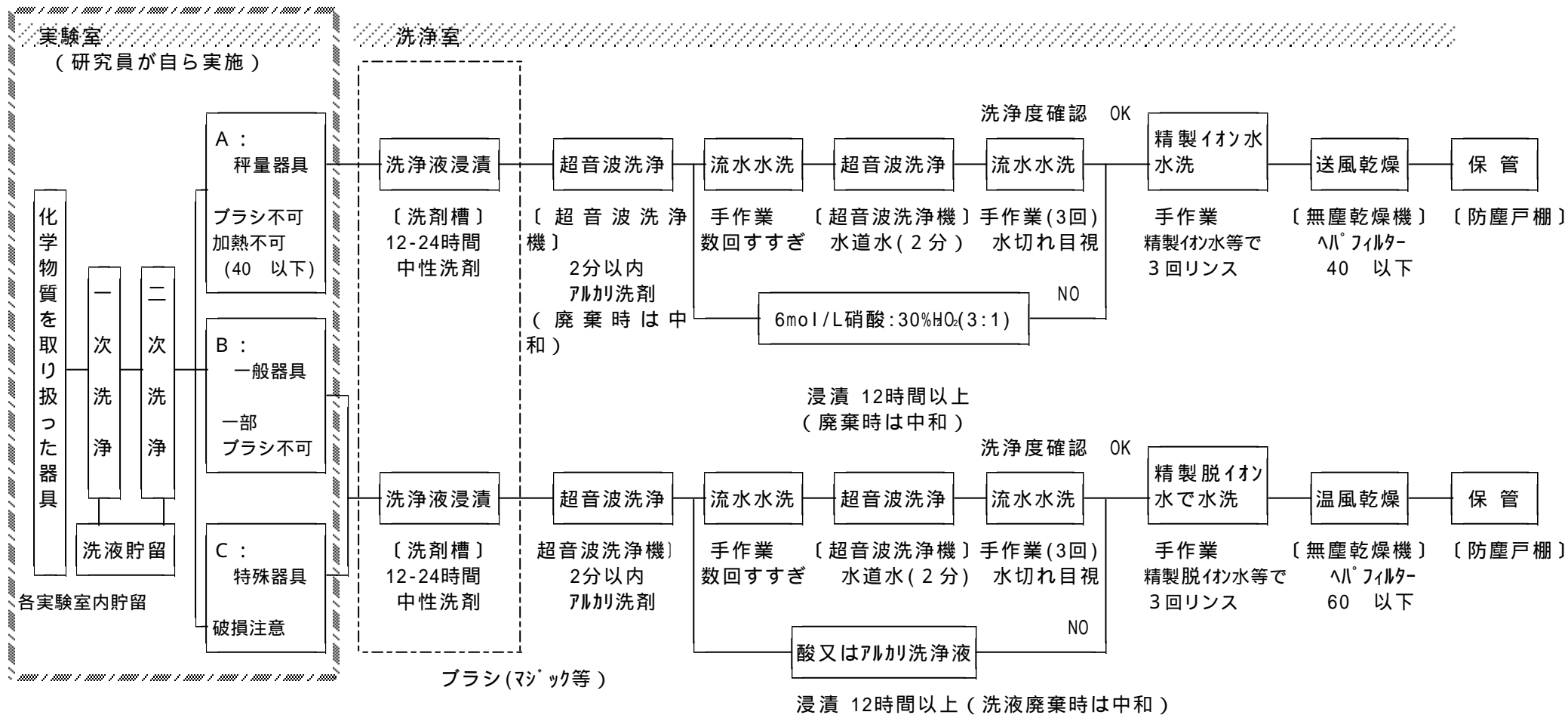


## 別表 1 2 クライアントPCに整備するアプリケーションの基本仕様

\* クライアントPCに整備を行い、ネットワーク、単独ともに正常に動作すること。

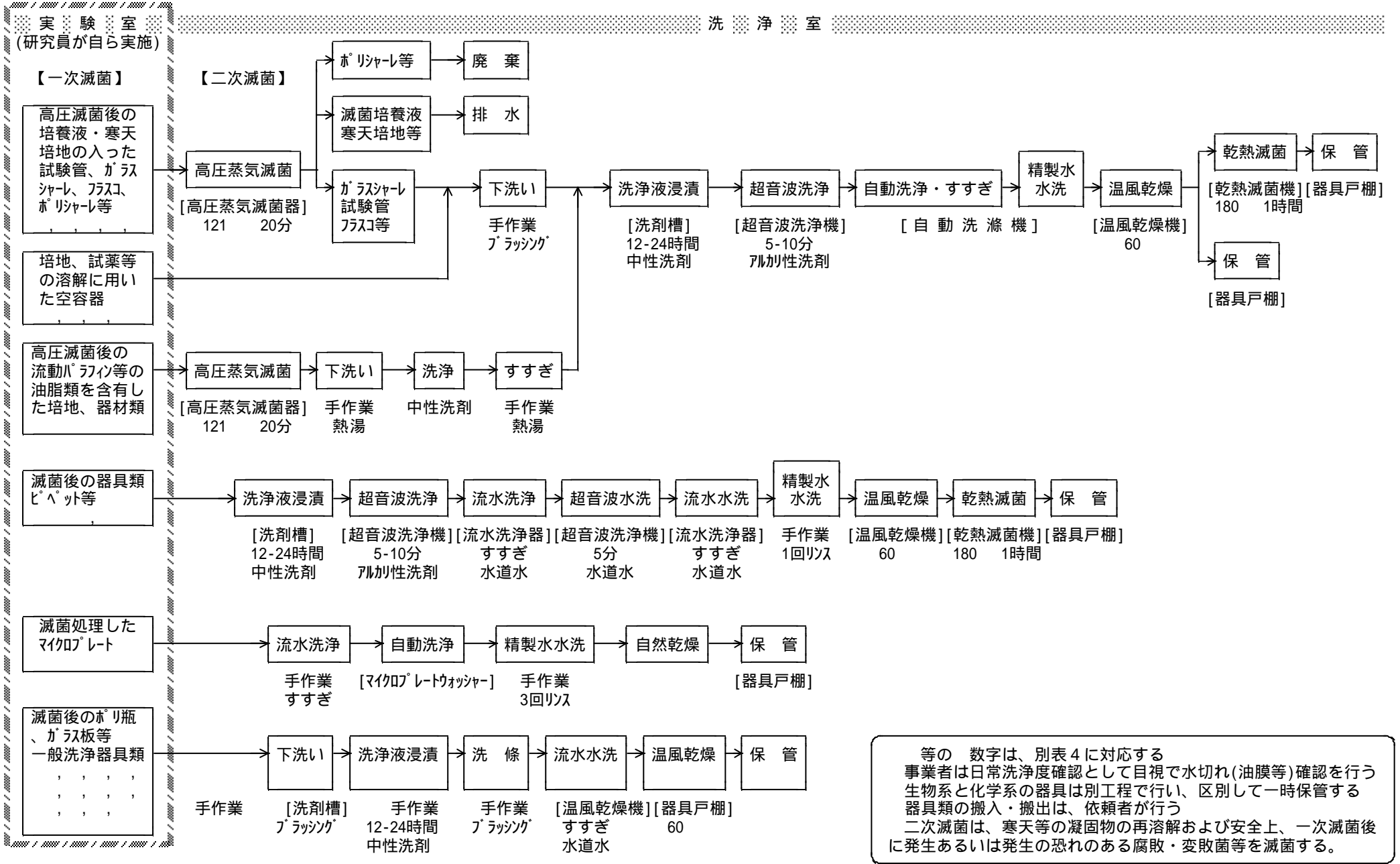
アプリケーションの種類	仕 様	本数
グループウェア	<p>LAN上に構築するイントラネットで動作すること。 次の機能を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲示板（1：1及び1：全員）</li> <li>・ 会議室、車両、共用機器等のスケジュール管理と予約管理</li> <li>・ 会議室</li> <li>・ 電話帳、住所録等のデータベース</li> </ul>	107
ワープロソフト	<p>県庁「統合文書管理システム」に準拠したアプリケーションとすること。 上記の他、一般的に多用されているものを用意すること。 既存の文書ファイル、今後発生する文書ファイルともに継続性が確保できるものを選定すること。</p>	102
表計算ソフト	<p>ワープロソフトと連携して使用できるものとする こと。 既存のファイル、今後発生するファイルともに継続性が確保できるものを選定すること。</p>	101
ブラウザ	<p>イントラネット、インターネット共通とすること。 OSと独立して動作すること。 他のアプリケーションに不具合を生じさせないこと。</p>	107
メールソフト	<p>イントラネット、インターネット共通とすること。 添付ファイルが独立したものとして扱えること。</p>	107
その他	<p>PCにインストールされたOSで動作すること。 イントラネット構築上必要なアプリケーション。</p>	必要な本数
* 用意する本数は、クライアントPC及びサーバPCの台数により変化します。		

別図1 化学系器具の洗浄方法（洗浄フロー）



図中 A、B、C は別表 3 に対応する。  
 洗浄室への器具の搬入・搬出は依頼者が行う  
 事業者は日常洗浄度確認として目視で水切れ(油膜等)確認を行う  
 流水は水道水をいう  
 生物系と化学系の器具は別工程で行い、区別して一時保管する

別図2 生物系器具類の洗浄方法



入札説明書 別添資料 別冊

付属資料 1 神奈川県衛生研究所「環境安全協定」(案)

付属資料 2 神奈川県衛生研究所環境安全管理規程(案)

付属資料 3 神奈川県衛生研究所放射線障害予防規程(案)

付属資料 4 神奈川県衛生研究所実験動物飼育施設管理マニュアル(案)

付属資料 5 神奈川県衛生研究所実験動物飼育標準操作マニュアル(案)

付属資料 6 神奈川県衛生研究所実験動物管理マニュアル(案)

付属資料 7 神奈川県衛生研究所動物飼育委託管理作業手順書(案)

付属資料 8 神奈川県衛生研究所動物実験施設廃棄物処理マニュアル(案)

付属資料 9 神奈川県衛生研究所動物実験環境安全管理要領(案)

## 付属資料 1 神奈川県衛生研究所「環境安全協定」(案)

茅ヶ崎市(以下「甲」という)及び茅ヶ崎市下町屋自治会(以下「乙」という)と神奈川県(以下「丙」という)は、神奈川県衛生研究所(以下「研究所」という)の業務開始にあたり環境汚染及び災害事故を未然に防止し、地域住民の安全と健康を守り、生活環境を保全するため、次のとおり協定を締結する。

(基本的責務)

第1条 丙は、環境汚染及び災害事故防止(以下「環境安全」という)関係の諸法令及び条例、要綱、指針等を遵守するとともに、この協定に定める事項を誠実に履行する。

(環境安全管理協議会)

第2条 丙は、次に掲げる者で構成する神奈川県衛生研究所環境安全管理協議会(以下「協議会」という)を設置する。

- (1) 甲
- (2) 乙
- (3) 丙
- (4) 学識経験者

2 協議会は、構成員の発議によって開催するものとする。

3 協議会は、次の事項について協議、検討する。

- (1) 環境安全計画に関する事項
- (2) 使用する有害(化学)物質の範囲に関する事項
- (3) 使用する微生物の範囲に関する事項
- (4) 使用する放射性物質の範囲に関する事項
- (5) 使用する実験動物に関する事項
- (6) 自己監視の結果に関する事項
- (7) 災害・事故時の対応に関する事項
- (8) その他協定運用上必要な事項

(環境安全計画)

第3条 丙は、毎年度、次の事項を内容とする研究所に係る環境安全に関する計画(以下「環境安全計画」という)を作成し、協議会で協議のうえ、甲に提出する。

- (1) 環境安全組織の整備に関する事項
- (2) 化学物質の安全管理に関する事項
- (3) 高圧ガスの安全管理に関する事項
- (4) 微生物の安全管理に関する事項
- (5) 放射性物質の安全管理に関する事項
- (6) 動物実験の安全管理に関する事項
- (7) 環境汚染の防止・廃棄物の処理に関する事項
- (8) 災害・事故時及び地震等の対応に関する事項
- (9) 自己監視の結果に関する事項
- (10) その他必要に応じて甲、乙、丙が協議のうえ定める事項

(環境安全組織の整備)

第4条 丙は、研究所について、環境安全に関する業務を総括管理する環境安全総括者及びこれを担当する環境安全担当者を選任するとともに環境安全組織を整備する。

(化学物質の安全管理)

第5条 丙は、研究所で使用する化学物質について、神奈川県化学物質環境安全管理指針を遵守

するとともに、それに基づき自主管理マニュアル等を作成する。

2 丙は、分析測定及び生体影響調査における標準物質として使用する場合を除き、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に定める第一種特定化学物質については、使用しない。

3 丙は、研究所で使用しようとする化学物質等について、あらかじめ安全性を調査するとともに、別表第1に掲げる物質は回収措置を講ずる場合に限り使用することができる。

#### （高圧ガスの安全管理）

第6条 丙は、研究所で使用する実験用高圧ガスについて、高圧ガス保安法を遵守するとともに、それに基づき自主管理マニュアル等を作成するものとする。

#### （微生物の安全管理）

第7条 丙は、研究所で取り扱う病原性微生物について、世界保健機関の「LABORATORY BIO SAFETY MANUAL」(1993)及び国立感染症研究所の「病原体等安全管理規定」に基づき、自主管理マニュアル等を作成するものとする。

2 丙は、国立感染症研究所が分類する別表第2に示すレベル4に該当する病原体については、取り扱わないものとする。

#### （バイオテクノロジーの安全管理）

第8条 丙は、研究所で行う遺伝子組み替え実験について、神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針を遵守するとともに、それに基づき自主管理マニュアル等を作成するものとする。

2 丙は、研究所で行う遺伝子組み換え実験に係る施設から系外への排出物及び排気については、排出防止の措置を徹底するものとする。

#### （放射性物質の安全管理）

第9条 丙は、研究所が行う放射性物質又は放射性物質を内蔵した機器を使用する業務（放射線業務という）について、放射線障害予防に関する規定を定め、これを遵守する。

#### （実験動物の安全管理）

第10条 丙は、研究所が行う実験動物の飼育について、実験動物の飼育及び保管等に関する基準（1980.3.27，総理府告示第6号）等を遵守するとともに、自主管理マニュアル等を定めるものとする。

#### （大気汚染防止対策）

第11条 丙は、研究所の業務に関連して別表第3に掲げる化学物質を排出する場合は、適切な処理施設を設置するなど、その排出管理措置を講じなければならない。

#### （水質汚濁防止対策）

第12条 丙は、研究所の使用するすべての化学物質について地下浸透を行わない。

2 丙は、研究所において別表第4に掲げる化学物質を使用する場合は、回収措置を講ずるものとし、回収が困難な場合は、適切な処理施設を設置するなど、その排出管理措置を講じなければならない。

#### （悪臭対策）

第13条 丙は、適切な脱臭施設を設置するとともに、排出ガス量等を極力抑制するなど、悪臭物質の排出防止に努める。

#### （騒音・振動防止対策）

第14条 丙は、防音及び防振に必要な施設等を設けるとともに、低騒音機器、低振動機器を利用するなど、騒音及び振動の防止に努める。

( 廃棄物の安全管理 )

第 15 条 丙は、研究所から排出される廃棄物を適正に処理する。また、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に掲げる化学物質を含む廃棄物を処理委託する場合は、産業廃棄物管理票の交付（以下「マニフェストシステム」という）による委託を行う。なお、指示書には、処理処分を委託する廃棄物の化学的性質を記載するものとする。

2 丙は、廃棄物の再（生）利用等を行うことにより、その減量化に努める。

( 災害・事故防止対策 )

第 16 条 丙は、研究所において火災等の発生により周辺地域に影響を及ぼすことのないよう、災害・事故防止対策を講ずる。

2 丙は、高圧ガスを使用する場合は、適切な消防火設備等の安全設備を設置するなど、ガス漏れに起因する災害について防止措置を講ずる。

3 丙は、定期的に事故を想定した教育訓練を行う。

( 地震対策 )

第 17 条 丙は、大規模地震を想定して、施設の耐震性を確保するとともに、化学物質や微生物の漏出防止対策及び火災・爆発事故防止対策に万全を期す。

( 施設の維持管理 )

第 18 条 丙は、定期的に、研究所内に設置した施設の保守点検を行い、特に環境安全関係の施設については、その維持管理に万全を期す。

( 自己監視 )

第 19 条 丙は、法律・条例に規制基準のある物質について、そこで定める方法により監視測定を行うとともに、記録を帳簿に記載し 3 年間保存しておく。

2 丙は、前項に定める前年度分の調査結果を別に定める覚書に基づき協議会に報告する。

3 丙は、第 1 項に定める監視の結果、異常が認められた場合は、速やかに甲及び乙に連絡するとともに、原因調査等必要な措置を講ずる。

4 丙は、第 1 項に定める調査データを公開する。

( 事故時の措置 )

第 20 条 丙は、事故により環境汚染が発生し、または発生する恐れがある場合は、ただちに応急の措置を講じ、かつその事故の復旧に努めるとともに、速やかにその状況を甲及び乙に報告する。

2 甲は、前項に定める報告を受けた場合において必要と認めるときは、その事故の拡大及び再発防止のための適切な措置を指示することができる。

( 立入調査 )

第 21 条 甲または乙は、この協定の実施に必要な限度において、丙に対して報告を求め、または研究所の立入調査を実施することができる。

2 甲は、前項に定める調査について必要と認められる場合は、地域住民を同行することができる。

( 違反時の措置 )

第 22 条 甲は、丙が次の各号の一に該当する場合は、丙に対して施設の構造、施設の使用または環境安全対策の改善を指示することができる。

(1) 第 5 条第 2 項、同条第 3 項、第 7 条から第 15 条までの規定に違反したとき。

(2) 環境汚染が発生し、または発生する恐れがあるとき。

2 甲は、丙が次の各号の一に該当する場合は、丙に対して施設の使用の一時停止、または業務の停止もしくは縮小を指示することができる。

(1) 前項の改善指示に従わないとき。

(2) 環境汚染が発生し、または発生する恐れがあり、緊急な対策を講じる必要があるとき。

3 甲は、丙に対して改善を指示した場合は、速やかに乙にその内容を通知する。

(苦情の処理)

第23条 丙は、乙または地域住民から、研究所の業務に伴う環境安全上の苦情を受けた場合は、直ちにその原因を調査するとともに、誠意をもって苦情解決のための必要な措置を講ずる。

2 苦情の申し出が甲にあった場合も、前項と同様とする。

(無過失責任)

第24条 丙は、研究所の業務に伴う環境汚染及び災害事故の発生により、地域住民の健康または財産に被害を及ぼした場合には、速やかにその加害原因を除去するとともに、故意または過失の有無にかかわらず、その損害について誠意をもって補償する。

(諸調査への協力)

第25条 丙は、甲が実施する研究所に関わる環境安全に関する対策についての諸調査の実施に協力するものとする。

(実施細目)

第26条 この協定の実施に関して必要な事項は、覚え書きに定める。

(疑義の決定)

第27条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙丙が協議して決定する。

この協定を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎1の1の1  
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市  
茅ヶ崎市地元自治会  
会 長

丙 横浜市中区日本大通 1  
神奈川県知事



別表第1 回収を要する物質（第5条関係）

区 分	内 容
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二種特定化学物質</li> </ul>
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シアン化合物</li> <li>・ カドミウム化合物</li> <li>・ アルキル水銀化合物</li> <li>・ 有機リン化合物</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジクロロエタン</li> <li>・ 1,1,1-トリクロロエタン</li> <li>・ 協議会が別に指定した物質</li> </ul>

別表第2 国立感染症研究所によるバイオセーフティーレベルを分類する基準（第7条関係）

分 類	説 明	病原体の例
レベル1 （個体及び地域社会 に対する低危険度）	ヒトに疾病を起こし、或いは 動物に獣医学的に重要な疾患 を起こす可能性のないもの	略
レベル2 （個体に対する中等 度危険度，地域社会 に対する軽微な危険 度）	ヒト或いは動物に病原性を有 するが，実験室職員，地域社 会，家畜，環境等に対し，重 大な災害とならないもの，実 験室内で曝露されると重篤な 感染を起こす可能性はある が，有効な治療法，予防法が あり，伝播の可能性は低いも の．	略
レベル3 （個体に対する高い 危険度，地域社会に 対する低い危険度）	人に感染すると重篤な疾病を 起こすが，他の個体への伝播 の可能性は低いもの．	略
レベル4 （個体及び地域社会 に対する高い危険 度）	人又は動物に重篤な疾病を起 こし，罹患者より他の個体へ の伝播が，直接または間接に 起こりやすいもの．	クリミアコンゴ出血 熱ウイルス ヘルペスBウイルス エボラウイルス ラッサウイルス フニンウイルス マチュウポウイルス マールブルグウイル ス 痘瘡ウイルス 黄熱ウイルス

別表第3 排出管理措置を必要とする化学物質（第11条，第9条関係）

区 分	化学物質名
大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カドミウム及びその化合物</li> <li>・塩素，塩化水素</li> <li>・フッ素，フッ化水素，フッ化珪素</li> <li>・鉛及びその化合物</li> <li>・硫黄酸化物，窒素酸化物，ばいじん</li> </ul>
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定化学物質</li> </ul>
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例別表第5の炭化水素系物質及び別表第7の指定物質</li> </ul>
神奈川県化学物質環境安全管理指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定管理物質</li> </ul>
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線取扱施設において使用する放射性物質</li> </ul>
上に掲げる物質以外の物質で，人の影響または，生活環境に係わる被害を生ずるおそれのある物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本産業衛生学会の許容濃度の勧告値または，ACGIHのTLV-TWAが200ppm以下の物質</li> <li>・環境安全協議会で指定した物質</li> </ul>

別表第4 排出管理措置を必要とする化学物質（第9条、第12条関係）

区分	化学物質
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	・指定化学物質
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施工規則	・第33条第2項に掲げる物質であつて別表第1に掲げる物質以外の物質
神奈川県化学物質環境安全管理指針	・特定化学物質
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	・衛生研究所で使用許可を受けた放射性物質
その他	・環境安全協議会で指定した物質

## 覚 書

茅ヶ崎市（以下「甲」という）及び茅ヶ崎市下町屋自治会（以下「乙」という）と神奈川県（以下「丙」という）は、 年 月 日に締結した環境安全協定（以下「協定」という）の実施に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （環境安全計画）

第1条 協定第3条第1項に規定する環境安全計画の届出は、協議会で定める様式第1により毎年6月30日までにを行う。

2 前項の環境安全計画には、協定第5条、第6条、第7条、第8条、第10条に規定する自主管理マニュアル並びに協定第9条に規定する放射線障害予防規定を添付する。

化学物質の安全管理

微生物の安全管理

バイオテクノロジーの安全管理

実験動物の安全管理

放射性物質の安全管理

### （環境安全担当者）

第2条 協定第4条に規定する環境安全担当者は、環境汚染関係及び災害・事故関係についてそれぞれ選任する。

### （自己監視）

第3条 協定第19条第2項に規定する調査結果の報告は、協議会で定める様式第2により行う。

### （事故時の報告）

第4条 協定第20条第1項に規定する事故の報告は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 事故発生時の報告は、ただちに口頭で行う。

(2) 文書による報告は、中間報告（軽微なものは省略）及び最終報告とし、協議会で定める様式第3により行う。

### （立入調査）

第5条 協定第21条第2項に規定する同行者は茅ヶ崎市下町屋に住所を有し、丙の事業活動により環境安全上の利害を有するものに限る。

2 立入調査の同行者は、当該調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （疑義の決定）

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙丙が協議して定める。

年 月 日

茅ヶ崎市長 様

〒231-8588  
横浜市中区日本大通り 1  
神奈川県  
知事

045-210-1111

環境安全計画の届出について

このことについて、環境安全協定第 3 条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

記

- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| 1 総括                   | 別紙 1          |
| 2 環境安全組織の整備            | 別紙 2          |
| 3 化学物質の使用・保管計画等        | 別紙 3          |
| 4 高圧ガスの使用・保管計画等        | 別紙 4          |
| 5 微生物の使用・保管計画等         | 別紙 5          |
| 6 放射性物質の使用・保管計画等       | 別紙 6          |
| 7 実験動物の飼育計画等           | 別紙 7          |
| 8 大気汚染防止対策             | 別紙 8          |
| 9 水質汚濁防止対策             | 別紙 9          |
| 10 悪臭対策                | 別紙 10         |
| 11 騒音・振動対策             | 別紙 11 , 別紙 12 |
| 12 廃棄物対策               | 別紙 13         |
| 13 災害・事故防止対策           | 別紙 14         |
| 14 地震対策                | 別紙 15         |
| 15 自己監視                | 別紙 16         |
| 16 その他必要と認められる事項       |               |
| 17 添付資料                |               |
| (1) 自己管理マニュアル          |               |
| (2) 放射線障害防止規程          |               |
| (3) 事業所の配置図            |               |
| (4) 施設の配置図             |               |
| (5) 排出ガス系統図及び排出ガス処理系統図 |               |
| (6) 用排水系統図及び排水処理系統図    |               |
| (7) 自己監視, 測定地点一途       |               |

## 付属資料 2 神奈川県衛生研究所環境安全管理規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、神奈川県衛生研究所（以下「研究所」という）が行う業務により、化学物質、微生物及び放射性物質等による環境汚染、災害・事故等を未然に防止するため、それらの取り扱いについて必要な事項を定める。

### （適用範囲）

第2条 衛生研究所における全ての業務に関する環境安全について、別に定める場合を除き、この規程を適用する。

### （法令等との関連）

第3条 この規程は、衛生研究所が環境安全に関する法令並びに神奈川県化学物質環境安全管理指針及び神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針を遵守するためのものとする。

### （管理会議）

第4条 衛生研究所は環境安全協定第4条に規定する環境安全組織として、次に掲げるもので構成する神奈川県衛生研究所環境安全管理会議（以下「管理会議」という）を設置する。

- (1) 環境安全総括者
  - (2) 環境安全担当者
  - (3) その他衛生研究所長（以下「所長」という）が指名したもの
- 2 管理会議は、環境安全総括者の発議により定期的開催する。
- 3 管理会議は次のことについて、協議し実施する。

- (1) 環境安全組織の整備に関すること
- (2) 自主管理マニュアルの整備及び遵守に関すること
- (3) 災害・事故防止に関すること
- (4) 地震対策に関すること
- (5) 自己監視に関すること
- (6) その他必要に応じて定めること

4 専門的なことを検討するため、管理会議に専門部会を置くことができる。

### （環境安全総括者の職務）

第5条 環境安全総括者は所長を持って充て、研究所で行う業務に関する環境安全について総括する。

- (1) 管理会議の運営に関すること
- (2) 環境安全に関する職員等の教育に関すること。
- (3) 環境安全に関わる情報の収集、提供に関すること
- (4) 自己監視に関すること
- (5) 災害・事故時の対応及び地震対策に関すること

### （環境安全担当者の職務）

第6条 環境安全担当者は、環境安全総括者を補佐し、研究所の環境安全を推進する。

2 環境安全担当者のもとに、自主管理マニュアルに示す管理項目ごとに部門担当者を置くことができる。

( 遵守事項 )

第 7 条 衛生研究所職員等 ( 以下「職員等」という ) は、環境安全協定にのっとり、この規程及び自主管理マニュアル等を遵守し、誠実に履行しなければならない。

2 環境安全総括者は、規程及び自主管理マニュアル等について、環境安全の向上をめざし改善のための改正を積極的に行い、環境安全上適切な水準の保持に努めなければならない。

( 教 育 )

第 8 条 所長は環境安全に関して、職員等に対し教育訓練を行うとともに、関係機関に対して協力を要請する。

( 記録の保持 )

第 9 条 管理会議に関わる記録は、3 年間保存する。

( 事 務 )

第 10 条 管理会議の事務は、企画調整担当部門において処理する。

( その他 )

第 11 条 環境安全管理に関しこの規程に定めがない場合は、必要に応じ管理会議で協議する。

附 則

この規程は、 年 月 日より施行する。



### 付属資料3 神奈川県衛生研究所放射線障害予防規程（案）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「法」という。）に基づき神奈川県衛生研究所（以下「所」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の使用及び管理に関する必要な事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

##### （適用範囲）

第2条 この規定は、所の放射線取扱施設に立入る者及びエレクトロンキャプチャー付きガスクロマトグラフ（以下「ECD-GC」という。）を使用する者に適用する。

##### （定義）

第3条 この規程に用いる用語の定義は、次のとおりとする。

（1）「管理区域」とは、法により許可された放射性同位元素等の使用及び管理のために神奈川県衛生研究所長（以下「所長」という。）が指定した場所をいう。

（2）「業務従事者」とは、放射性同位元素等の使用、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立入る者で、所長が指定した者をいう。

（3）「放射線取扱施設」とは、衛生研究所内に設置されたラジオアイソトープ実験室（以下「RI実験室」という。）、並びにECD-GCをいう。

##### （業務従事者等の遵守事項）

第4条 業務従事者並びにECD-GC使用者は、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保するため、法及びこの規程を遵守しなければならない。

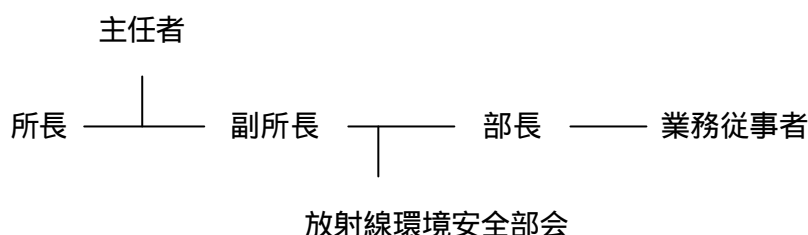
2 管理区域に立入る者は、第7条に定める放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が放射線障害の発生を防止するために行なう指示に従わなければならない。

3 所長は、第6条の放射線環境安全部会、第7条の主任者の意見の具申を尊重しなければならない。

## 第2章 組織及び職務

### (組織)

第5条 所における放射性同位元素等の使用に従事する者に関する組織は次のとおりとする。



### (放射線環境安全部会の設置)

第6条 放射線障害防止に関する必要な事項を審議するため、放射線環境安全部会（以下「放射線部会」という。）を置く。

- (1) 放射線部会長は、生活環境部長とし、副放射線部会長は委員の互選により決める。
- (2) 委員は、主任者、所長が選任した者とする。
- (3) 放射線部会の事務は、企画調整部門において行う。
- (4) 放射線部会長は、年1回放射線部会を開催し、必要に応じて放射線部会を開催することが出来る。
- (5) 放射線部会長は、関係部長に対し、協力を求めることができる。
- (6) 放射線部会は、必要に応じて所長に放射線障害の発生の防止に関し意見を具申するものとする。

### (主任者等の選任)

第7条 所長は、放射線障害の発生の防止について総括的な監督を行わせるため、法第35条に規定する主任者及びその代理者を選任しなければならない。

- (1) 主任者は、法第35条に規定する第1種放射線取扱主任者の資格を有する者から選任する。
- (2) 主任者の代理者（以下「代理者」という。）は、第1種放射線取扱主任者の資格を有する者から選任して主任者が事故等により不在となる期間中、その職務を代行する。

### (主任者の職務)

第8条 主任者は、所における放射線障害の発生を防止のために、次の各号に掲げる職務を行なう。

- (1) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (2) 関係法令に基づく届出、申請、報告等の審査
- (3) 科学技術庁等の立入検査等への立会い
- (4) 異常及び事故の原因調査への参画
- (5) 所長に対する意見の具申
- (6) 放射性同位元素使用状況及び施設、記録表、書類等の監査
- (7) 関係者への助言、勧告及び指示
- (8) 放射線環境安全放射線部会の開催の要求

## ( 9 ) その他放射線障害防止に関する必要事項

### ( 放射線部会長の職務 )

第 9 条 放射線部会長は、放射性同位元素等の使用及び安全管理業務を実施する責任者として、放射線管理業務を総括する。

### ( 業務従事者の指定 )

第 10 条 業務従事者は、主任者の同意のもとに所長が指定する。

2 所長は、前項の指定を行なうにあたり、第 25 条に定める教育訓練を放射線部会長に実施させ、第 26 条に定める健康診断を行わなければならない。

3 ECD-GCを使用する場合は、部ごとに使用担当者を定め、その安全使用及び機器の適正管理を行わなければならない。

## 第 3 章 管理区域

### ( 管理区域の指定 )

第 11 条 所長は、放射線障害の発生を防止するため、放射線障害の発生の恐れのある場所を第 3 条( 1 )の管理区域として指定する。

1 放射線部会長は、次に定める者以外のものを管理区域に立入らせてはならない。

( 1 ) 業務従事者として指定された者

( 2 ) 主任者の許可を受けた者

### ( 管理区域における遵守事項 )

第 12 条 管理区域に立入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

( 1 ) 主任者が放射線障害の発生を防止するために行なう指示に従うこと。

( 2 ) 当該区域に立入るときは、「R I 実験室入退出記録表」( 様式第 5 号 ) に必要事項を記入すること。

( 3 ) 個人被曝線量計を指定された位置に着用すること。

( 4 ) 当該区域において飲食、喫煙を行わないこと。

( 5 ) 専用の作業衣、作業靴、その他必要な保護具を着用するとともに、これらのものを着用して当該区域外へ出ないこと。

( 6 ) 放射性同位元素を体内に摂取したとき、又はその恐れがあるときは、直ちに放射線部会長の指示に従うこと。

( 7 ) 当該区域から退出するときは、身体、衣類等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、放射線部会長に連絡するとともに、直ちに除染のための措置を行なうこと。除染が困難な場合は、放射線部会長の指示に従うこと。

## 第 4 章 施設等の安全管理

### ( 放射線測定器等の保守 )

第 13 条 放射線部会長は、安全管理に必要な放射線測定器等について常に正常な機能を維持し

ている点検しなければならない

2 放射線部会長は、放射線障害防止に必要な注意事項を、放射線取扱施設、ECD-GCの使用場所の目に付きやすい場所に掲示すること。

(放射線取扱施設等の放射能検査)

第14条 放射線部会長は、放射線取扱施設等における放射線障害の発生する恐れのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素濃度の検査の結果について、法で定める基準に適合していることを確認すること。

2 放射線の量の検査は、1センチメートル線量当量について原則として放射線測定器を使用して測定しなければならない。測定器を用いて測定することが困難な場合は、計算によって算出することが出来る。

3 非密封放射性同位元素使用施設の検査は、次の各号に従って行い、「放射能汚染検査記録表」に記録しなければならない。

(1) 放射線の量の検査は、放射線取扱施設、管理区域の境界及び所の境界について行なうこと。

(2) 放射性同位元素濃度の検査は、R I実験室内(管理室を除く。)、排水設備の排水口、排気設備の排気口及び管理区域の境界について行なうこと。

(3) 実施時期は、使用開始前、及び使用後にあっては、1カ月を超えない期間毎に1回行なうこと。ただし、排水口における測定は、排水のつど行なうこと。

4 排気中の放射能連続測定結果を4月1日、7月1日、10月1日、及び1月1日を始期とする各3ヶ月間について、当該期間ごとに集計し、その平均値を放射性同位元素排気記録簿(様式第13号)に記録すること。

5 ECD-GCの使用場所の放射能検査は、次の各号に従って行い、「放射能検査記録表」にそれぞれ記録すること。

(1) 放射線の量の測定はエレクトロンキャプチャー装置について行なうこと。

(2) 実施時期は使用開始前、及び使用後にあっては、6月を超えない期間毎に1回行なうこと。

## 第5章 使用

(非密封放射性同位元素等の使用の申請)

第15条 密封されていない放射性同位元素(以下「非密封放射性同位元素」という。)等を使用する者は、あらかじめ「R I実験室使用申請書」(様式第1号)を放射線部会長に提出し、承認を受けなければならない。

(放射性同位元素の購入、搬出)

第16条 放射性同位元素の購入、譲渡し及び譲受けする者は、「放射性同位元素使用申請表」(様式第2号)を、搬出に当たっては「放射性同位元素搬出申請表」(様式第3号)を放射線部会長に提出し、承認を受けなければならない。放射性同位元素を購入等により受領した者は、直ちに放射線部会長に報告しなければならない。

(放射性同位元素使用時における遵守事項)

第17条 非密封放射性同位元素を使用する者は、放射線取扱施設等において、放射線部会長の

管理のもとに次の各号にあげる事項を遵守しなければならない。

- ( 1 ) 非密封放射性同位元素の使用は R I 実験室において行い、法第 9 条第 1 項に基づいて交付された「放射性同位元素等使用許可証」に記載されている使用核種、年間使用数量並びに一日最大使用数量を超えて使用しないこと。
- ( 2 ) 排気設備が正常に動作していることを確認すること。
- ( 3 ) 吸収剤、受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
- ( 4 ) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行なうこと。
- ( 5 ) 遠隔操作装置等により線源との間に十分な距離を設けること。
- ( 6 ) 放射線に被曝する時間をできるだけ少なくすること。
- ( 7 ) 作業衣、保護具等を着用して作業すること。
- ( 8 ) R I 実験室から退出するときは、人体及び作業衣、はき物、保護具等人体に着用しているものの汚染を検査し、汚染があった場合は洗剤等を用いて除去すること。
- ( 9 ) 表面の放射性同位元素の密度が法で定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えている物は、許可なく管理区域から外へ持ち出さないこと。
- ( 10 ) 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。
- ( 11 ) 使用していない非密封放射性同位元素は所定の容器に入れ、貯蔵施設に保管すること。
- ( 12 ) R I 実験室に立ち入る使用者は、R I 実験室入退出記録簿（様式 5 第号）に記録しなければならない。

2 放射線部会長は、非密封放射性同位元素の収支記録を、放射性同位元素収支記録簿（様式第 6 号）に記録しなければならない

3 ECD-GC を使用する部は、部毎に使用担当者を定め、その使用及び機器の適正管理を行わなければならない。

4 ECD-GC を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ( 1 ) 使用目的に応じて放射線障害の発生する恐れのある最も少ない使用方法、種類及び性状のものを選ぶこと。
- ( 2 ) 使用に際しては、放射線測定器具等により密封状態が正常であることを確認すること。
- ( 3 ) 使用者は、ECD-GC の使用日等について ECD-GC 使用記録表（様式第 8 号）に記録しなければならない。
- ( 4 ) 線源を移動するときは、主任者の確認を受けてから移動し、密封線源管理表（様式第 9 号）に移動日等を記録しなければならない。

## 第 6 章 保管、運搬及び廃棄

### （放射性同位元素の保管）

第 18 条 非密封放射性同位元素は、所定の容器に入れ、放射線取扱施設の貯蔵施設に保管すること。また、ECD-GC 用の放射性同位元素は、ECD-GC 内又は許可された貯蔵箱に入れ、指定の場所に保管すること。

2 貯蔵庫又は貯蔵箱にはその貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。

3 貯蔵箱は、放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないよう必要な措置を講ずること。

4 非密封放射性同位元素を貯蔵施設に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収剤、受け皿を使用する等、貯蔵庫又は貯蔵箱内に汚染が拡大しないよう必要な措置を講ずること。

(管理区域における運搬)

第19条 管理区域内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物と混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被曝の防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(管理区域外における運搬)

第20条 管理区域外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、前条に規定する措置の他に、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、主任者の承認を受けて行わなければならない。

(1) 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損等が生ずる恐れがないよう措置すること。

(2) 表面汚染密度については、法に定められた搬出物の表面の放射性同位元素の密度が法に定められた表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。

(3) 1センチメートル線量当量率については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、搬出物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置すること。

(4) 車両で運搬する場合は、主任者により運搬及び保安に必要な指示、監督を受けること。

(5) その他関係法令に基づき実施すること。

(6) 放射線部会長は、放射性同位元素搬出申請表により放射性同位元素運搬記録表(様式第10号)に搬出の結果を記録しなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第21条 放射性同位元素等を廃棄する者は、放射線部会長の指示により、「放射性同位元素使用個人記録表」(様式第4号)に必要な事項を記録し、次の各号に従って行わなければならない。

(1) 放射性同位元素等により汚染された動物の死体など腐敗しやすい廃棄物は、冷凍後、凍結乾燥器で脱水し廃棄物容器に収納し、放射線取扱施設の廃棄物保管庫に保管すること。

(2) 固体状放射性同位元素等の廃棄物は、所定の廃棄物容器に入れて保管し、R I実験室の廃棄物保管庫に保管すること。

(3) 液体状放射性同位元素等の廃棄物は、所定の廃液容器に保管し、放射線取扱施設の廃棄物保管庫に保管すること。排水設備に廃棄する放射性同位元素は、器物の洗浄等により生じた放射性溶液のみとし、排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を、法で定められた濃度限度以下とすること。

(4) 気体状放射性同位元素等の廃棄物は、法で定められた放射性同位元素除去能力を有する排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を、法で定められた濃度限度以下とすること。

2 放射線部会長は、放射性同位元素使用個人記録表に従って、放射性同位元素収支表(様式第6号)に廃棄日等必要事項を記録しなければならない。

3 放射線部会長は、放射線取扱施設の廃棄物保管庫に保管した放射性同位元素等で汚染された廃棄物を、法により許可された廃棄物業者に廃棄を依頼すること。業者指定の廃棄依頼書は保管すること。

## 第7章 施設等の保守管理

### (定期点検の実施)

第22条 放射線部会長は、年1回定期的に、放射線取扱施設等の表1に示す区分及び項目について自主点検を行い、その結果を放射線取扱施設等点検記録表(様式第7号)に記録しなければならない。なお、必要に応じて随時自主点検を行なうものとする。

表1 自主点検項目

区分	自主点検項目
管理区域の 周辺	1. 区画及び閉鎖設備 2. 床・壁等の構造、表面仕上げ 3. 線量当量 4. 標識
作業室	1. 床・壁等の構造、表面仕上げ 2. 室内空気の流れ 3. フード 4. 標識
汚染検査室	1. 床・壁等の構造、表面仕上げ 2. 洗浄設備 3. 更衣設備 4. 除洗器材 5. 放射線測定器 6. 標識
線源室	1. 遮蔽物の状況 2. 線量当量 3. 放射性同位元素保管量 4. 閉鎖設備 5. 標識
貯蔵箱	同上
排気設備	1. 床・壁等の構造、表面仕上げ 2. 排気浄化装置 3. 排風機 4. 排気ダクト、排気口 5. 汚染空気の拡大防止装置 6. 標識
排水設備	1. 床・壁等の構造、表面仕上げ 2. 排水浄化装置 3. 排水管 4. 標識
保管設備	1. 区画及び閉鎖設備 2. 保管容器 3. 標識
密封放射性 同位元素	1. 設置位置等 2. 床・壁等の構造 3. 貯蔵箱 4. 標識



( 修理時等における取扱 )

第 2 3 条 放射線部会長は、放射線取扱施設等について修理等を行なうときは、主任者及び所長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

2 所長は、前項の承認を行なう際、主任者及び放射線部会から意見を聞くことが出来る。

3 放射線部会長は、第 1 項の修理等を終えたときは、その結果を主任者及び所長に報告しなければならない。

## 第 8 章 被曝線量当量の測定

( 個人被曝線量当量の測定 )

第 2 4 条 放射線部会長は、管理区域に立入る者に対し適切な放射線測定器具 ( ポケット線量計及びフィルムバッジ等 ) を着用させ、次の各号に従い個人被曝線量当量を測定しなければならない。ただし、フィルムバッジ等を用いて測定することが著しく困難な場合は放射線測定器 ( サーベイメータ等 ) を用いることとし、なお測定が困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

( 1 ) 測定は、毎月初めから月末までの 1 月間の外部被曝線量当量について行なうこと。

( 2 ) 測定は、胸部 ( 女子にあっては腹部 ) について 1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量について行なうこと。

( 3 ) 前号のほか頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被曝が最大となる恐れのある部分が胸部及び上腕部から成る部分 ( 女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分 ) 以外の部分である場合は当該部分についても測定を行なうこと。

( 4 ) 人体部位のうち外部被曝が最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、第 2 号及び第 3 号に定めるもののほか当該部位についても測定を行なうこと。

( 5 ) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はその恐れのある場合は、内部被曝についても測定を行なうこと。

( 6 ) 測定は管理区域に立入る者について、管理区域に立入る間継続して行なうこと。ただし、主任者が認めた者については、外部被曝線量が 100 マイクロシーベルトを超える恐れのあるときに行なうこと。

( 7 ) 放射線部会長は、次の項目について測定並びに算定結果を確認すること。

ア 測定対象者の氏名

イ 測定をした者の氏名

ウ 放射線測定用具又は放射線測定器の種類及び形式

エ 測定方法

オ 測定部位及び測定結果

- カ 算定年月日
- キ 対象者の氏名
- ク 算定した者の氏名
- ケ 算定対象期間
- コ 実効線量当量
- サ 組織線量当量及び組織名

( 8 ) 前号の測定並びに算定結果については、4月1日、7月1日、10月1日、及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎の集計を確認すること。

( 9 ) 第7号の記録は放射線部会長が保存し、記録のつど対象者に対しその写しを交付すること。

## 第9章 教育及び訓練

### ( 教育及び訓練 )

第25条 放射線部会長は、業務従事者に対して、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

( 1 ) 実施時期は次のとおりとする。

初めて管理区域に立入る前及び管理区域に立ち込んだ後には、1年を超えない期間ごとに行なければならない。

( 2 ) 内容及び訓練時間は、次の表2の項目のA欄に定める時間数以上とする。

表2

項 目	A
放射線の人体に与える影響	30分
放射性同位元素の安全取扱	4時間
放射線障害防止に関する法令	1時間
放射線障害予防規定	30分

3 前項の規定に係わらず、前項に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められた者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。

4 主任者は、管理区域に業務従事者以外の立入りを承認する場合は、当該立入り者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を放射線部会長に実施させなければならない。

5 放射線部会長は、教育及び訓練の実施日等必要事項を放射線教育訓練記録表(様式第14

号)に記録しなければならない。

## 第10章 健康管理

### (健康診断)

第26条 所長は、業務従事者に対して次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期は、次のとおりとする。

ア 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立入る前

イ 管理区域に立入った後にあつては、1年を超えない期間毎。ただし、前年度の4月1日を始期とする1年間の線量当量の実効線量当量限度又は組織線量当量限度の10分の3を超えず、かつ当該年度の4月1日を始期とする1年間の線量当量の実効線量当量限度又は組織線量当量限度の10分の3を超える恐れのない場合は、省略することができる。

(2) 前号イのただし書きにより省略した場合であつて、その後当該年度の線量当量限度又は組織線量当量限度の10分の3を超えた場合は、直ちに健康診断をその者に対して実施すること。

(3) 健康診断は、問診及び検査又は検診により行なうものとする。

ア 問診は、放射線の被曝歴及びその状況について行なうこと。

イ 検査又は検診は次の部位及び項目について行なうこと。ただし、 から については、医師が必要と認める場合に行なうこと。

末しょう血液中の血色素量、赤血球数及び白血球数

末しょう血液中の白血球像

皮膚

眼

2 所長は、前号各号の規定にかかわらず、業務従事者が次の一に該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わせなければならない。

(1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合。

(2) 放射性同位元素により表面限度密度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去できない場合。

(3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染された恐れのある場合。

(4) 実効線量当量限度又は組織線量当量限度を超えて放射線に被曝し、又は被曝した恐れのある場合。

3 所長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

(1) 実施時期月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を実施した医師の氏名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 第1項第1号イただし書きにより健康診断を省略した場合は、その理由を記録しなければならない。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第27条 放射線部会長は、業務従事者が放射線障害を受け又は受けた恐れのある場合には、主任者、所属部長及び神奈川県職員診療所長と協議し、管理区域の立入り時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等健康の保持等必要な措置を所長に具申しなければならない。

2 所長は、前項の具申があった場合は、適切な措置を講じなければならない。

## 第11章 事故險時等の措置

(地震等の災害時における措置)

第28条 地震、火災等が起こった場合、別図に定める災害時の連絡通報体制に従い、放射線部会長に通報し、放射線部会長は、第22条に定める定期点検項目について点検を行い、その結果を主任者を經由して所長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第29条 地震、火災、運搬中の事故等の災害が起こったことにより、放射線障害が発生又はその恐れがある場合には、次項に従い応急処置を行なうと共に、その被害を最小限に止めるよう最大の努力を行なうものとする。

2 緊急事態を発見した者は、次の各号に従い措置を行わなければならない。

(1) 直ちにその旨を次に掲げる者のうちいずれかに通報しなければならない。通報を受ける者がいずれも不在であるときは、適宜な方法をもって放射線取扱主任者免状所有者に連絡して、その指示に基づいて措置するものとする。

ア 主任者

イ 放射線部会長

ウ 管理課長

エ 所長

(2) 放射線障害を受けた者又は受けた恐れのある者がいる場合は直ちに救出し、また付近にいる者に避難するように警告する。

(3) 放射性同位元素等及びECD-GCを他の場所に移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、放射線障害を受ける恐れのない範囲の周囲に縄張り標識を付けて見張り人を付け、関係者以外の立入りを禁止する。

3 第2項(1)の通報を受けた者は、状況を判断して必要に応じて、消防署、警察署に通報するものとする。

4 所長は、通報を受けた場合、その状況に応じて関係機関(神奈川県、横浜市、旭区、地元自治会等)と協議し、必要な措置を講ずること。又遅滞なく科学技術庁長官に届出なければならない。

5 所長は、事故発生後、発生状況、講じた措置及び再発防止措置に関する報告書を作成し、環境安全会議に報告すること。

## 第12章 記録と報告

(記録表等の保存)

第30条 放射線部会長は、各条文に規定された記録表を各年度毎に閉鎖し、5年間保存しなけ

ればならない。ただし、個人被曝線量当量の測定及び健康診断の結果は、当該者が業務従事者でなくなるまで保存すること。

(事故)

第31条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、直ちに放射線部会長に報告しなければならない。

(1) 放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生した場合。

(2) 放射性同位元素が異常に漏えいした場合。

(3) 業務従事者について実効線量当量又は組織線量当量限度を超えて、又は超えた恐れのある被曝が発生した場合。

2 放射線部会長は、前項の報告を受けたときは、直ちに放射線障害防止のための措置を講じなければならない。また遅滞なく所長にその状況について報告しなければならない。

3 所長は、前項の通報を受けたときは、科学技術庁長官あてにその事故の内容を直ちに、また、事故に対して講じた措置については、10日以内に報告しなければならない。

(報告)

第32条 放射線部会長は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの間についての放射性同位元素の在庫及び放射線管理状況を放射線障害防止法規則第に定められた様式により、期間の満了後30日以内に科学技術庁長官に対して報告しなければならない。

補則

第33条 この規定に定めるもののほか、放射線障害の防止に関し必要な事項は、別にか定める。

附則

(施行期日)

1 本規定は 年 月 日から施行する。

## 付属資料4 神奈川県衛生研究所実験動物飼育施設管理マニュアル(案)

### 1 目的

本マニュアルは、神奈川県衛生研究所動物実験環境安全管理要領第4条に基づき、実験動物実験飼育施設の安全管理について定めるものである。

### 2 施設利用

(1) 施設の利用は、動物実験環境安全管理部会に届け出を行い、実験方法に関する安全性及び動物保護に関する審査を受けた上で実施する。

#### (2) 入・退室管理

カードキーによる入退出管理を行う。入退室の記録は帳票として5年間保管する。

#### (3) 利用期間・時間

ア 利用時間は、原則として平日8時30分から17時00分までとする。

イ 休日あるいは利用時間を超えて施設を利用する場合は、予め動物実験環境安全管理部会長(以下「部会長」という。)に届け出の上、施設管理者に連絡する。

#### (4) 備品利用手続き

ア 利用者が、施設内の備え付けの機器の一時占有的利用を希望する場合は、申し込み書を部会長に提出し、承認を得ることとする。

イ 利用者は、利用許可を得た内容に変更の生じた場合、部会長に届け出て、承認を得ることとする。

ウ 機器の無許可の持ち出し、移動を禁じる。

エ 機器に故障または破損のあった場合、利用者は部会長に届け出るものとする。

#### (5) 備品以外の機器の利用

ア 備えている以外の機器を施設に搬入し、もしくは施設から搬出する場合は、事前に動物実験環境安全管理部会長(以下「部会長」という。)の許可または了承を得るものとする。

イ 搬入機器の維持管理は利用者の責任において行うものとする。許可を得て搬入した機器において、他の利用者の実験、施設の管理運営に重大な支障を生ぜしめ、もしくはその可能性が大となった際は、部会長は機器の施設外への搬出を命ずることが出来る。

#### (6) 利用者の責任

ア 利用者は、施設の秩序及び清浄度の保持、ならびに施設・設備を常に良好な状態に保つよう、努めなければならない。

イ 利用者が、施設・設備を損傷させた場合は、原則として、その損害を補填・修理しなければならない。

#### (7) 施設使用上の注意事項

##### ア 利用禁止処置について

施設の使用方法が悪く、他の利用者に迷惑をかけることが頻繁にある場合は、動物実験環境安全管理要領第20条に基づき、その者の利用を禁止する。

##### イ 飲食・喫煙の禁止

施設においては、飲食・喫煙等を禁止する。

### 3 施設設備の管理

#### (1) 日常点検

担当者は施設設備の温・湿度、給・排気、給・排水を毎日定時にチェックを行い、施設設備が支障なく作動していることを確認する。その記録を5年間保管する。異常を認めたときには速やかに管理者に届け出、報告を受けた管理者は原因究明、修理等、必要な措置をとる。

#### (2) 定期点検

施設内・外の安全確保のために、空調、給水設備並びに排気、排水処理施設の定期点検並びにメンテナンスを専門業者に委託し、その結果から管理者は異常の有無を確認するとともに、異常の有無にかかわらず結果を部会長に報告する。結果報告書は5年間保管する。異常が認められ

た場合には、必要な措置をとる。

(3) 施設設備の清掃・消毒

ア 利用者は実験室、解剖室を使用後、その汚れ具合に応じて必要な清掃・消毒を行う。

イ 飼育室、実験室等施設の定期的な清掃・消毒は付属資料5「神奈川県衛生研究所動物飼育委託管理作業手順書」に従い事業者が行う。

また、清掃・消毒の記録簿を備え、実施日、清掃内容等を記録し、5年間保管する。

ウ 動物飼育関連器材の洗浄、消毒、滅菌は施設内洗浄室で一括して行う。

4 廃棄物の取り扱い

(1) 一般固形廃棄物は設置されているごみ箱に廃棄し、当所「廃棄物適正管理マニュアル」に従い産業廃棄物として処理する。

(2) 使用後の床敷等飼育資材は固形産業廃棄物として産業廃棄物の処理業者に引き渡す。

(3) 動物あるいは動物の一部については、定められた屍体保存用フリーザーに収容し、産業廃棄物処理業者に引き渡す。

(4) 感染動物実験を行った後の動物、動物の一部、床敷等飼育資材は、感染系廃棄物適正処理マニュアルに従い利用者の責任で滅菌等の一次処理を行った後、本項(1)、(2)、(3)の処理を行う。

(5) 処置及び検査・実験等のために使用した薬品等の廃棄については、化学系廃棄物適正処理マニュアルに従い、利用者の責任でこれを行う。

付 則

1. 本マニュアルは、            年            月            日から実施する。

## 付属資料5 神奈川県衛生研究所実験動物飼育標準操作マニュアル(案)

### 総則

- 1 本標準操作マニュアルは神奈川県衛生研究所動物実験環境安全管理要領、同実験動物飼育施設管理マニュアル、同実験動物管理マニュアルに従う。
- 2 本標準操作マニュアルはマウス、ラット、ハムスター、モルモット及びウサギの飼育管理のマニュアルを定めたものである。
- 3 実験動物飼育施設における飼育管理は実験動物飼育施設利用管理者(以下利用管理者という)が総括的管理にあたる。
- 4 実験動物飼育施設管理及び動物飼育管理は「医薬品の安全性試験の実施に関する基準」(「GLP基準」)に準ずるものとし、必要な「標準操作マニュアル」(「SOP」)を定め、それに従って管理する。
- 5 実験の都合上、本マニュアル以外の飼育方法が必要とされる場合は関係者間で協議し別にマニュアルを定める。

### 飼育管理業務の範囲

当研究所における飼育管理業務の範囲は以下のとおりとする。

- 1 飼育施設の管理・運用
- 2 飼育室の環境条件の管理
- 3 飼育器具、器材、及び飼料の管理
- 4 動物の受け入れ
- 5 飼育管理作業
- 6 飼育動物の健康管理
- 7 飼育管理記録の作成及び保管

### 飼育動物

#### 1 飼育動物の種類

- (1) SPF動物飼育室で飼育する動物種は原則としてマウス及びラットとする。
- (2) コンベ動物飼育施設で飼育する動物種は原則としてマウス、ラット、モルモット、ウサギとする。
- (3) P2実験用動物飼育室で飼育する動物種は原則としてマウス、ラット、ハムスター、モルモットとする。
- (4) P3実験室で飼育する動物種は原則としてマウス、ウサギとする。ただし、実験の都合によりラット、ハムスター、モルモットを飼育する場合は事前に施設管理者の許可を受ける。
- (5) 新たに異なる種の動物を飼育する必要がある場合には以下の手順に従う。
  - 1) 利用管理者は、その動物系統の由来、素性、生産方法について調査し、当衛生研究所飼育施設における飼育方法について実験動物飼育施設利用管理委員会で協議する。
  - 2) 利用管理者は上記1)の協議結果を動物実験環境安全管理部会長に報告し、最終結論を求める。

#### 2 飼育動物の条件

- (1) 実験動物飼育施設に搬入できる動物は信頼できるブリーダーより供給されるものであって、マウス、ラット、モルモット及びハムスターはクリーン以上の品質の動物とするが、ウサギに関してはコンベも認める。原則として繁殖は行わない。

### 動物飼育施設の管理

#### 1 区域の区分

- (1) 飼育施設を飼育サービス区域、SPF動物飼育・実験区域、コンベ動物飼育・実験区域、感染動物飼育・実験区域に区分する。
- (2) 各区域に該当する室名は以下のとおりとする。
  - 1) 飼育サービス区域
    - 洗浄室
    - 飼料保管室
    - 器材保管室
    - 動物死体・廃棄物保管室
  - 2) SPF動物飼育・実験区域
    - SPFマウス・ラット飼育室
    - SPF動物飼育準備室
  - 3) コンベ動物飼育・実験区域
    - マウス飼育室



- ラット飼育室
- モルモット飼育室
- ウサギ飼育室
- 実験室
- 解剖室・パロジエン測定室
- 4) 感染動物飼育・実験区域
  - P2実験動物飼育室
  - P2実験室
  - P3実験・飼育室
  - エアロックルーム

## 2 飼育施設の点検・管理

- (1) 日常点検
  - 空調機、排水処理装置の作動状況を毎日点検し記録を保管する。異常が認められたときは点検・修理を依頼し、その記録を保管する。
- (2) 定期点検：
  - 空調機、排水処理装置の専門業者による定期点検を実施し記録を保管する。保守・修理が必要な場合はそれに対応し、その記録を保管する。

## 3 飼育施設の利用方法

- (1) 飼育室の利用方法
  - 1) 動物飼育室を使用する場合は動物実験施設使用承認申請書を各部動物実験主任者を通じて実験動物環境安全管理部会長に提出し、利用許可を得て使用する。
  - 2) 飼育室内では各実験毎に飼育区域を明確に定め、飼育ケージへのラベル添付を行い、明確に実験の区別ができるものとする。
  - 3) 飼育作業は原則として各実験毎に行い、同時に複数の実験の作業は行わない。
- (2) 飼育区域への立ち入り
  - 1) 飼育区域への立ち入りは、原則として動物実験環境安全管理部会長、同副部会長、利用管理者、実験、飼育担当者及び信頼性保証のための査察者のみとする。さらにSPF区域への立ち入りは実験、飼育作業の担当者のみとし、それ以外の者が立ち入る必要が生じた場合は、利用管理者の許可を得、その指示に従って立ち入る。
  - 2) SPF区域へ立ち入る場合は所定の記録簿に必要事項を記入する。
  - 3) 感染実験区域へ立ち入る場合は所定の記録簿に必要事項を記入する。

## 4 衛生管理の基準

- (1) 実験動物飼育施設への入・退出時には手指の洗浄・消毒を行う。
- (2) 施設内では専用の白衣又は作業衣、履き物を使用する。
- (3) SPF動物飼育区域
  - 1) SPF動物飼育区域へ入る場合は専用の着衣、帽子、マスク、靴下、履き物を使用し、さらに入退室時には手指の洗浄・消毒を行う。
  - 2) SPF動物飼育区域内で使用する器具類は、全て滅菌あるいは消毒する。
- (4) コンベ動物飼育区域
  - 1) コンベ動物飼育区域へ入る場合は専用のマスクを使用し、入退室時には手指の消毒を行う。
- (5) 感染動物飼育区域
  - 1) 感染動物飼育区域へ入る場合は専用の着衣、帽子、マスク、靴下、履き物を使用し、さらに入退室時には手指の洗浄・消毒を行う。
  - 2) 感染動物飼育区域内で使用する器具類は、全て滅菌あるいは消毒したものを扱い、区域からの搬出に際しては適切な滅菌または消毒を行った後に搬出する。

## 5 飼育室内環境条件

環境条件の設定及び管理方法は「動物飼育室の環境条件の設定及び管理標準マニュアル」に従う。

### 飼育器具、飼料、飲料水、飼育器材の管理

必要な飼育器具、器材の搬入及び修理などの手配、及びその維持・管理は委託会社の飼育管理責任者（以下委託飼育責任者という）が行う。

#### 1 飼育器具

- (1) 飼育ケージは、常にケージ交換に必要な予備数以上を備え、破損個所がないように点検する。
- (2) 給餌器は、常にケージ交換に必要な予備数以上を備え、破損個所がないように点検する。
- (3) 給水器具

- 1) SPF・マウス、ラット（給水瓶）
    - ア 本体ポリカーボネート製ステンレス先管つきの給水瓶を用いる。
    - イ 給水瓶の管理を以下のとおり行う。
      - a 給水瓶本体は蒸気滅菌による劣化のため破損しやすくなるので、使用時に点検し、劣化しているものは除外する。
      - b 給水瓶は、余裕をもって交換できるように十分な予備数をストックしておく。
  - 2) コンベ・マウス、ラット、モルモット・ウサギ（自動給水装置）
    - ア 自動給水装置を用いる。
    - イ 自動給水装置の点検・清掃・消毒は以下の手順に従って実施する。
      - a 給水ノズルの水の出具合を毎日点検する。
      - b 週1回、配管末端部のドレインコックを開き、配管内の水を約10分間流す。
      - c 配管手前のカートリッジ式フィルターは、フィルターの表面が変色し始めたら交換する。
  - 3) P2実験飼育・マウス、ラット、モルモット（給水瓶）
    - ア 本体ポリカーボネート製ステンレス先管つきの給水瓶を用いる。
    - イ 給水瓶の管理を以下のとおり行う。
      - a 給水瓶本体は蒸気滅菌による劣化のため破損しやすくなるので、使用時に点検し、劣化しているものは除外する。
      - b 給水瓶は、余裕をもって交換できるように十分な予備数をストックしておく。
- (4) 飲水滅菌装置
- 1) 毎日、一次圧及び二次圧の点検、殺菌灯の点灯確認を行う。
  - 2) 配管手前のカートリッジ式フィルターは、フィルターの表面が変色し始めたら交換する。
- (5) 自動飼育装置
- 1) 自走式自動飼育装置を用いる。
  - 2) 自走式自動飼育装置の点検・清掃・消毒は以下の手順に従って実施する。
    - ア 毎日、ワイパーの作動状態を点検する。
    - イ 週1回、飼育装置の清掃・消毒を行う。
    - ウ 年1回、保守・点検を行う。
- (6) マウス・ラット飼育ラック
- 1) 背面排気型飼育ラックを用いる。
  - 2) 背面排気型飼育ラックの点検・清掃・消毒は以下の手順に従って実施する。
    - ア 毎日、給気及び排気状態を点検する。
    - イ 週2回、飼育ラック内側の清掃及び消毒薬による拭き取りを行う。
    - ウ 汚れ具合によりプレフィルターの交換を行う。
    - エ 年1回専門業者による保守・点検を行う。
- (7) P2実験動物飼育用アイソレーター
- 1) アイソレーションボックスを用いる。
  - 2) アイソレーションボックスの点検・清掃・消毒は以下の手順に従って実施する。
    - ア 毎日、「運転表示」の確認を行う。
    - イ 週2回、飼育ラック内側の清掃及び消毒薬による拭き取りを行う。
    - ウ 専門業者による年1回のフィルターの交換及び定期点検を行う。
- (8) P3実験動物用アイソレーター
- 1) アイソレーションボックスを用いる。
  - 2) アイソレーションボックスの点検・清掃・消毒は以下の手順に従って実施する。
    - ア 実験担当者は毎日、「運転表示」を確認する。
    - イ 実験担当者は週2回、飼育ラック内側の清掃及び消毒薬による拭き取りを行う。
    - ウ 実験担当者が安全を確認のうえ、実験担当者立ち会いのもとに専門業者による年1回のフィルターの交換及び定期点検を行う。

## 2 飼料

通常の動物実験における飼育には、市販の実験動物用飼料を使用する。

- (1) 使用する飼料の使用期限及び保管
  - 1) 使用期限は、製造日より6ヶ月以内とする。
  - 2) 購入した飼料は、飼料保管庫に収納・保管する。
- (2) 飼育室への搬入方法及び使用手順
  - 1) SPFマウス・ラット用飼料
    - ア 外装に消毒薬を噴霧した後、パスボックスを經由してSPF動物飼育準備室へ搬入する。

- イ 飼料コンテナに収納する
- 2) コンベ マウス・ラット用飼料
  - ア 飼育室前室で外装を消毒した後、飼育室内へ持ち込む。
  - イ 飼育室内で袋を開封し飼料コンテナに収納する。
- 3) モルモット、ウサギ用飼料
  - ア 外装を消毒した後、飼育室内へ持ち込む。
  - イ 飼育室内で飼料袋を開封し、飼料コンテナに収納する。
- 4) P2実験動物飼育用飼料
  - ア 外装を消毒した後、飼育室内へ持ち込む。
  - イ 飼育室内で袋を開封し飼料コンテナに収納する。
- 5) P3実験動物飼育用飼料
  - ア 外装を消毒した後、パスボックスを介してP3実験室内へ持ち込む。
  - イ 実験室内で袋を開封し飼料コンテナに収納する。

### (3) 購入及び使用の記録

飼料の購入時には購入記録、及び使用時には使用記録に飼料名、数量、Lot No.などの必要事項を記入した上、署名する。

### (4) 飼料の検査

- 1) 定期的（1回/6月）な飼料成分分析及び化学汚染物質検査の成績を飼料納入業者より入手する。
- 2) 定期的（1回/月）な飼料微生物検査の成績を飼料納入業者より入手する。
- 3) 飼料の化学汚染物質分析及び微生物検査は「別表1、2」で定めた基準値に適合したものとす
- る。
- 4) 利用管理者は、使用した飼料についての微生物及び化学汚染物質検査成績が当研究所で定めた、基準値「別表1、2」に適合していることを確認する。

## 3 飲料水

水道水の水質検査及び滅菌水の微生物学的検査を年2回外部検査機関に委託し、検査証を受け取り、記録、保管するとともに「飼育動物飲料水の水質基準」（別表3）で定めた基準に適合していることを確認する。

## 4 床敷

- (1) ペーパークリーン(PC)
  - SPFマウス・ラット飼育ケージ及びコンベマウス飼育ケージ並びにP2実験動物飼育ケージに入れ、SPFマウス・ラット飼育ケージ及びP2実験動物飼育ケージはオートクレーブ滅菌し 用いる。
- (2) 床敷の検査
  - 1) PCは年1回業者が行った化学汚染物質検査成績を入手し、「別表-4」で定めた基準値 に適合していることを確認する。
  - 2) 微生物検査
    - PCは年1回業者が行った微生物検査成績を入手し、「別表-1」で定めた基準値に適合 していることを確認する。

### 衛生管理の方法

#### 1 飼育器具の洗浄手順

ケージ：通常、熱湯浸漬(60 以上)、ケージワッシャーにかけて中性洗剤で洗い、温水すすぎ(約40 )の順に洗浄後、オートクレーブにかける。尿石など汚れの強いときは尿石落としの洗剤を用いて手洗い後温水ですすぎ、オートクレーブにかける。

給水瓶：熱湯浸漬(60 以上)、中性洗剤で手洗い、温水すすぎ(約40 )の順に洗浄後、オートクレーブにかける。

#### 2 使用洗剤の種類とその調製方法

- (1) 中性洗剤：原液を100倍に希釈し、器具の洗浄に使用する。
- (2) 酸性洗剤：通常は100倍希釈、汚れのひどいときは原液でケージの尿石落としに使用する。

#### 3 使用消毒薬の種類とその調製法

- (1) 消毒液の種類
  - 1) 局方 塩化ベンザルコニウム液：器具類及び施設内床全般に使用する。
  - 2) ヨードホルル：廊下、洗浄室、廃棄物保管室の床、廃棄物保管庫内面の消毒に使用。

- 3) 局方 グルコン酸クロルヘキシジン液 : 手の消毒に使用する。
- 4) 局方 消毒用エタノール : 手及び器機類に使用する。
- 5) 両性界面活性剤 : 作業着の消毒に使用する。
- (2) 消毒薬の調製方法
  - 1) 器具類浸漬用の消毒槽 (塩化ベンザルコニウム 1000倍希釈液)
 

計量カップに原液150mLを計量し水道水を150Lの位置まで満たす。
  - 2) 噴霧 (塩化ベンザルコニウム1000倍希釈液、ヨードホルム300倍希釈液)、手洗い用消毒液 (グルコン酸クロルヘキシジン500倍希釈液) : 塩化ベンザルコニウム原液は1000倍 積する、希釈は水道水を用い、1回の調製は通常5-6Lとする。
  - 3) モップ用バケツ
 

塩化ベンザルコニウム原液5mLを水道水で5Lに希釈する。
- (3) 消毒方法
 

各器具類・施設の消毒方法は原則として「別表5」のとおりとする。

- 4 飼育器具・器材の滅菌・消毒
  - (1) 蒸気滅菌 (オートクレーブ) : 耐熱性の器具・器材を対象とする。
  - (2) 紫外線殺菌 : 洗浄室、廊下に夜間照射する。
  - (3) 各飼育区域の施設、器具及び器材の滅菌・消毒は「別表6」のとおりとする。

- 5 施設周囲の消毒及び防虫
  - (1) 飼育施設のある建物周囲は、定期的 (1回/3ヶ月) に清掃し、消毒薬 (塩化ベンザルコニウム1000倍) を噴霧する。
  - (2) SPF区域以外の場所には常に市販のゴキブリ駆除剤を置く。

- 6 飼育・実験担当者の衛生管理
  - (1) 飼育作業中は各区域毎に定めた帽子、マスク、及び履き物を使用する。
  - (2) 作業の前後に手の消毒を行う。
  - (3) 作業中に負傷した場合は、直ちに所属の責任者に申し出てその指示に従う。
  - (4) 作業用着衣は週2回以上交換する。

- 7 廃棄物の回収、及び保管
  - (1) 飼育動物からの汚物
    - 1) SPFマウス・ラット飼育室及びコンベ マウス飼育室から出る汚物及び実験者により滅菌された感染区域の汚物は、洗浄室へ出し、清潔な器具類の取り扱い終了後に洗浄室で汚物収納袋に移す。
    - 2) 飼育作業終了後に廃棄物保管庫へ収納する。
  - (2) 自動飼育装置で飼育する動物の糞・尿は排水処理槽で処理する。

#### 動物の受け取り手順

- 1 納入された動物は、以下の手順により委託飼育責任者が受け取り、該当の実験担当者に引き渡す。
  - (1) 実験動物飼育施設使用申請書を参照し納品書と輸送箱のラベルを照合する。注文した系統、品質、年齢、性別、数であることを確認する。
  - (2) 実験担当者に、注文した動物が納入されたことを連絡し、引き渡す。
  - (3) 納入業者から微生物検査証を受け取り、記録、保管する。

#### 入荷動物の収容

- 1 検疫
  - (1) プリーダーにおいて検疫済みの動物については特に検疫期間は設けない。搬入時に健康状態を確認のうえ直ちに飼育室に搬入する。但し、プリーダーに実験動物微生物検査証の提出を求め、これを保管する。
  - (2) コンベンショナル動物は1匹ずつ外観をチェックし肛門周囲の汚れ (下痢)、目やに、鼻汁などの症状を有する動物は排除する。
- 2 入荷動物の飼育室への収容及び動物の観察は実験担当者あるいは実験担当者から依頼を受けた者が行う。
- 3 動物をSPF区域へ収容する場合には、輸送箱ごとパスボックスに入れ外装を薬液消毒し外扉を閉じる。消毒終了後、SPF区域内より内扉を開き箱を取り出し飼育室で開封する。
- 4 コンベ飼育室及び感染飼育エリアへ収容する動物は、動物受け渡し場所で外装を薬液消毒し各飼育室へ持ち込み開封する。

### 飼育管理作業手順

- 1 管理者は各区域の基本となる作業手順を定める。
- 2 作業区域を清浄度の高い方より順位を定め、常に順位の高い順に作業を進められるようなスケジュールを作成する。
- 3 SPFマウス・ラット、コンベ区域飼育動物、P2実験飼育動物の飼育状況の異常の有無の点検は朝、夕2回委託飼育責任者により行われる。
- 4 馴化あるいは実験中の動物における飼育管理作業は、その動物の実験担当者の指示に従って委託飼育責任者が行う。

### 各動物種の飼育管理手順

- 1 SPFマウス・ラット
  - (1) 飼育室
    - SPFマウス・ラット飼育室
  - (2) 飼育器具
    - 1) ケージ
      - ア マウスケージ
        - a 飼育ケージは平底プラスチックケージを使用する。
        - b 1ケージあたりの動物の収容数は以下に示す範囲とする。  
ケージサイズ(W 220 x D 320 x H 135 mm) : 5匹以内
      - イ ラットケージ
        - a 飼育ケージは平底プラスチックケージを使用する。
        - b 1ケージあたりの動物の収容数は以下に示す範囲とする。  
ケージサイズ(W 270 x D 440 x H 190 mm) : 3匹以内
    - 2) ラック  
背面排気型飼育ラック(マウス、ラット) : 平底ケージを置いて使用する。
    - 3) 給水瓶  
市販のポリカーボネート製の給水瓶を滅菌して用いる。
    - 4) 床敷
      - ア 通常、平底プラスチックケージ内には、市販のペーパークリンを使用する。
      - イ ケージに床敷きを入れ、ケージごと滅菌してから使用する。
      - ウ 使用時に異物などの混入がないか点検する。
  - (3) 飼料  
特別な飼料以外は、原則として放射線滅菌(線 30KGy)した市販のマウス・ラット用実験用固形飼料を使用する。
  - (4) 飲料水  
滅菌水を滅菌した給水瓶で与える。
  - (5) 給餌方法
    - 1) 飼育ケージに取り付けた飼料バスケット内に専用のシャベル等を用いて飼料を入れる。
    - 2) 飼料バスケット内の量は毎日点検し、常に1/2以上に保つ。
    - 3) 飼育を終了したケージに残った飼料は廃棄する。
  - (6) 給水方法
    - 1) 給水瓶に滅菌水を入れる。
    - 2) 先管からの水の出具合を確認し、ケージの給水瓶ホルダーに確実に取り付ける。
    - 3) 毎日点検し、水量が1/2以下に減少しているもの、あるいは汚れているものは、直ちに交換する。
    - 4) 飲料水は与えてから3日以内に新鮮なものと交換する。
    - 5) 与えてあった飲料水を、他のケージに移してはならない。
  - (7) ケージ、床敷の交換方法
    - 1) 交換頻度
      - ア プラスチックケージ、床敷は通常週2回。
      - イ 汚れの目立つものを発見したときにはその都度。
    - 2) 交換手順  
交換は下記の手順とし、静かに手際良く行う。
      - ア 滅菌したケージを必要数準備し、飼育室へ持ち込む。
      - イ 交換すべきケージの動物表示ラベルをはがし、清潔なケージに張り付ける。
      - ウ 1ケージに複数の動物が飼育されている場合は、動物表示ラベルに記入されている頭数とケージ内の頭数を照合し、1ケージに1頭の動物が飼育されている場合は、動物表示ラベルに記入されている動物番号とケージ内の動物の番号を照合したのち動物を移す。
      - エ ケージの蓋を閉じて元の場所に戻す。
      - オ 交換は一定の順序で1ケージずつ行う。

## 2 コンベ マウス

- (1) 飼育室  
コンベマウス飼育室
- (2) 飼育器具
  - 1) ケージ
    - ア マウスケージ
      - a 飼育ケージは平底ポリカーボネートケージを使用する。
      - b 1ケージあたりの動物の収容数は以下に示す範囲とする。  
ケージサイズ(W 220 x D 320 x H 135 mm) : 5匹以内
    - 2) ラック  
背面排気型ラック(マウス) : 平底ケージを置いて使用する。
    - 3) 床敷
      - ア 通常、平底プラスチックケージ内には、市販のペーパークリンを使用する。
      - イ ケージに床敷きを入れ、無滅菌で使用する。
      - ウ 使用時に異物などの混入がないか点検する。
- (3) 飼料  
特別な飼料以外は、原則として市販のマウス・ラット用実験用固形飼料を無滅菌で使用する。
- (4) 飲料水  
水道水を自動給水装置で与える。
- (5) 給餌方法
  - 1) 飼育ケージに取り付けた飼料バスケット内に専用のシャベル等を用いて飼料を入れる。
  - 2) 飼料バスケット内の量は毎日点検し、常に1/2以上に保つ。
  - 3) 飼育を終了したケージに残った飼料は廃棄する。
- (6) ケージ、床敷の交換方法
  - 1) 交換頻度
    - ア プラスチックケージ、床敷は通常週2回。
    - イ 汚れが目立つものを発見したときにはその都度。
  - 2) 交換手順  
交換は下記の手順とし、静かに手際良く行う。
    - ア 床敷を入れたケージを必要数準備し飼育室へ持ち込む。
    - イ 交換すべきケージの動物表示ラベルをはがし、清潔なケージに張り付ける。
    - ウ 1ケージに複数の動物が飼育されている場合は、動物表示ラベルに記入されている頭数とケージ内の頭数を照合し、1ケージに1頭の動物が飼育されている場合は、動物表示ラベルに記入されている動物番号とケージ内の動物の番号を照合したのち動物を移す。
    - エ ケージの蓋を閉じて元の場所に戻す。
    - オ 交換は一定の順序で1ケージずつ行う。

## 3 コンベ ラット

- (1) 飼育室  
コンベラット飼育室
- (2) 飼育器具
  - 1) ケージ
    - ア アルミ製網底ケージを使用する。
    - イ 1ケージ内の収容数は以下に示す範囲とする。  
ケージサイズ (W 260 x D 380 x H 180)  
10週齢未満 : 3匹以内  
10週齢以上 : 2匹以内
  - 2) 自動給水装置  
給水は自動給水装置を使用する。
  - 3) 自動飼育装置  
自走式自動飼育装置を用いる。
- (3) 飼料  
市販のラット用固形飼料を無滅菌で与える。
- (4) 飲料水  
水道水を自動給水装置で与える。
- (5) 給餌方法
  - 1) 飼育ケージに取り付けた飼料バスケット内に専用のシャベル等を用いて飼料を入れる。
  - 2) 飼料バスケット内の量は毎日点検し、常に1/2以上に保つ。
  - 3) 飼育を終了したケージに残った飼料は廃棄する。

- (6) ケージの交換方法
- 1) 交換頻度
    - ア ケージは通常週1回交換する。
    - イ 汚れが目立つものを発見したときにはその都度行う。
- 4 コンベ モルモット
- (1) 飼育室
    - モルモット飼育室
  - (2) 飼育器具
    - 1) 飼育装置
      - 自走式自動飼育装置
    - 2) ケージ
      - ア アルミ製網底ケージを使用する。
      - イ 1ケージ内の収容数は以下に示す範囲とする。  
ケージサイズ (W 360 x D 520 x H 250)  
6週齢未満 : 2匹以内  
6週齢以上 : 1匹
  - (3) 飼料
    - 市販のモルモット用固形飼料を無滅菌で与える。
  - (4) 飲料水
    - 水道水を与える。
  - (5) 給餌方法
    - 1) 給餌量は通常、50～60g/1頭/1日を与える。
    - 2) 給餌は専用シャベルで行う。
    - 3) 給餌箱の汚れているものは清潔なものと交換して与える。
    - 4) 飼育を終了したケージに残った飼料は廃棄する。
  - (6) 給水方法
    - 水道水を自動給水装置で与える。
  - (7) ケージの交換
    - 交換の頻度は通常週1回とする。ただし、汚れが目立つものはその都度行う。
- 5 コンベ ウサギ
- (1) 飼育室
    - ウサギ飼育室
  - (2) 飼育器具
    - 1) 飼育装置
      - 自走式自動飼育装置
    - 2) ケージ
      - ア アルミ製網底ケージを使用する。
      - イ 1ケージ内の収容数は以下に示す範囲とする。  
ケージサイズ (W 360 x D 520 x H 350) : 1頭
  - (3) 飼料
    - 市販のウサギ用固形飼料を無滅菌で与える。
  - (4) 飲料水
    - 水道水を与える。
  - (5) 給餌方法
    - 1) 給餌量は通常、100～150g/1頭/1日を与える。
    - 2) 給餌は専用シャベルで行う。
    - 3) 給餌箱の汚れているものは清潔なものと交換して与える。
    - 4) 飼育を終了したケージに残った飼料は廃棄する。
  - (6) 給水方法
    - 水道水を自動給水装置で与える。
  - (7) ケージの交換
    - 交換の頻度は通常週1回とする。ただし、汚れが目立つものはその都度行う。
- 6 P2実験動物
- (1) 飼育室
    - P2実験動物飼育室
  - (2) 飼育器具
    - 1) 飼育装置

## アイソレ - ションボックス

### 2) ケ - ジ

#### ア マウスケージ

- a 飼育ケージは平底プラスチックケージを使用する。
- b 1ケージあたりの動物の収容数は以下に示す範囲とする。  
ケージサイズ(W 220 x D 320 x H 135 mm) : 2匹以内

#### イ ラットケージ

- a 飼育ケージは平底プラスチックケージを使用
- b 1ケージあたりの動物の収容数は以下に示す範囲とする。  
ケージサイズ(W 270 x D 440 x H 190 mm) : 2匹以内

#### ウ ハムスタケージ

ケージサイズ(W 270 x D 440 x H 190 mm) : 2匹以内

#### エ モルモットケージ

ケージサイズ(W 270 x D 440 x H 190 mm) : 1匹以内

### 3) 給水瓶

市販のポリカーボネート製の給水瓶を滅菌して用いる。

### 4) 床敷

- ア 通常、平底プラスチックケージ内には、市販のペーパークリンを使用する。
- イ ケージに床敷きを入れ、ケージごと滅菌してから使用する。
- ウ 使用時に異物などの混入がないか点検する。

### (3) 飼料

特別な飼料以外は、原則として放射線滅菌(線 30KGy)した市販のマウス・ラット用実験用固形飼料を使用する。

### (4) 飲料水

滅菌水を給水瓶で与える。

### (5) 給餌方法

- 1) 飼育ボックスをP2実験室内安全キャビネット内で開く。
- 2) 飼育ケージに取り付けた飼料バスケット内に専用のシャベル等を用いて飼料を入れる。
- 3) 飼育ボックスの扉を閉じ、P2実験動物飼育室のアイソレーターに装着する。

飼料バスケット内の量は毎日点検し、常に1/2以上に保つ。

- 4) 飼育を終了したケージに残った飼料は廃棄する。

### (6) 給水方法

- 1) 滅菌した給水瓶に滅菌水を入れて、P2実験室に準備する。
- 2) 飼育ボックスをP2実験室内安全キャビネット内で開く。
- 3) 装着していた給水瓶を水がケージの外にこぼれないように注意してとりはずす。
- 4) 新しい給水瓶の先管からの水の出具合を確認し、ケージの給水瓶ホルダーに確実に取り付ける。
- 5) 飼育ボックスの扉を閉め、P2実験動物飼育室のアイソレーターに装着する。
- 6) 使用済み給水瓶は水が入ったままオートクレーブで滅菌後洗浄室に出す。
- 7) 毎日点検し、水量が1/2以下に減少しているもの、あるいは汚れているものは、直ちに交換する。
- 8) 飲料水は与えてから3日以内に新鮮なものと交換する。
- 9) 与えてあった飲料水を、他のケージに移してはならない。

### (7) ケージ、床敷の交換方法

#### 1) 交換頻度

- ア プラスチックケージ、床敷は通常週2回。
- イ 汚れが目立つものを発見したときにはその都度。

#### 2) 交換手順

交換は下記の手順とし、静かに手際良く行う。

- ア 滅菌したケージを必要数準備し、P2実験室へ持ち込む。
- イ 交換する飼育ボックスをP2実験室安全キャビネット内で開き、動物を新しいケージに移す。

ウ 飼育ボックスの扉を閉じ、P2実験動物飼育室のアイソレーターに装着する。

エ 汚れたケージは床敷の入ったままオートクレーブで滅菌後、洗浄室に出す。

## 7 P3実験動物

ケージ交換、給餌、給水作業は実験担当者が行い、オートクレーブ滅菌した使用済みケージ等器具類は、洗浄室で集中洗浄を行う。

### (1) 飼育室

P3実験・飼育室



(2) 飼育器具

P3実験・飼育室で使用する飼育器具類はすべてパスボックスを経由して搬入する。

1) 飼育装置

アイソレ - ションボックス

2) ケージ

ア ラットケージ

- a 飼育ケージは平底プラスチックケージを使用する。
- b 1ケージあたりの動物の収容数は以下に示す範囲とする。  
ケージサイズ(W 270 x D 440 x H 190 mm)  
ラット：2匹以内、マウスでの使用時：2匹以内

イ ウサギケージ

- a 飼育ケージは平底アルミケージを使用する。
- b 1ケージあたりの動物の収容数は以下に示す範囲とする。  
ケージサイズ(W 400 x D 500 x H 400 mm)：1頭以内

3) 給水瓶

市販のポリカーボネート製の給水瓶を滅菌して用いる。

4) 床敷

- ア 通常、平底プラスチックケージ内には、市販のペーパークリンを使用する。
- イ ケージに床敷きを入れ、ケージごと滅菌してから使用する。
- ウ 使用時に異物などの混入がないか点検する。

(3) 飼料

特別な飼料以外は、原則として放射線滅菌（線 30KGy）した市販のマウス・ラット用実験用固形飼料を使用する。

(4) 飲料水

滅菌水を給水瓶で与える。

(5) 給餌方法

- 1) 飼育ボックスをP3実験室内安全キャビネット内で開く。
- 2) 飼育ケージに取り付けた飼料バスケット内に専用のシャベル等を用いて飼料を入れる。
- 3) 飼育ボックスの扉を閉め、P3実験・飼育室のアイソレーターに装着する。  
飼料バスケット内の量は毎日点検し、常に1/2以上に保つ。
- 4) 飼育を終了したケージに残った飼料は廃棄する。

(6) 給水方法

- 1) 滅菌した給水瓶に滅菌水を入れて、P3実験室に準備する。
- 2) 飼育ボックスをP3実験・飼育室内安全キャビネット内で開く。
- 3) 装着していた給水瓶を水がケージの外にこぼれないように注意してとりはずす。
- 4) 新しい給水瓶の先管からの水の出具合を確認し、ケージの給水瓶ホルダーに確実に取り付け  
る。
- 5) 飼育ボックスの扉を閉じ、P3実験・飼育室のアイソレーターに装着する。
- 6) 使用済み給水瓶は水が入ったままオートクレープで滅菌後洗浄室に出す。
- 7) 毎日点検し、水量が1/2以下に減少しているもの、あるいは汚れているものは、直ちに交換  
する。
- 8) 飲料水は与えてから3日以内に新鮮なものと交換する。
- 9) 与えてあった飲料水を、他のケージに移してはならない。

(7) ケージ、床敷の交換方法

1) 交換頻度

- ア プラスチックケージ、床敷は通常週2回。
- イ 汚れが目立つものを発見したときにはその都度。

2) 交換手順

- 交換は下記の手順とし、静かに手際良く行う。
  - ア 滅菌したケージを必要数 P3実験・飼育室に準備する。
  - イ 交換する飼育ボックスをP3実験・飼育室安全キャビネット内で開き、動物を新しいケ  
ージに移す。
  - ウ 飼育ボックスの扉を閉じ、P2実験動物飼育室のアイソレーターに装着する。
  - エ 汚れたケージは床敷の入ったままオートクレープで滅菌後、洗浄室に出す。

実験終了後の動物の取扱い

- 1 実験終了後は原則として速やかに安楽死の処置をとり、無目的に動物を飼育することを避ける。
- 2 安楽死の方法は通常は炭酸ガス吸入麻酔死、バルビツール酸類の静脈内もしくは腹腔内投与による麻酔死とする。場合によってはハロタン吸入も行う。
- 3 動物死体はビニール袋に入れ、動物死体保管冷凍庫に収容する。

### 疾病動物の取扱い

- 1 感染症による疾病動物・瀕死及び死亡動物の取扱い
  - (1) 疾病動物の取扱いは「各種動物の疾病時の取扱い・標準操作マニュアル」に従う。
  - (2) 疾病動物が発見された場合の飼育管理上の対処方法については利用管理者が実験担当者と協議の上決定し、委託飼育責任者に指示する。
- 2 瀕死及び死亡動物の取扱い  
「各種動物の瀕死または死亡動物の取扱い・標準作業マニュアル」に従う。
- 3 記録  
疾病動物が発見された場合の飼育管理上の処置方法についての記録は、異常発生時の対応記録簿に記入し委託飼育責任者が保管する。

### 飼育管理記録の作成及び保管

- 1 委託飼育責任者の担当範囲で作成・保管する記録は、以下の項目とする。
  - (1) 飼育室温湿度記録 : 動物飼育室温湿度自動監視・記録システムにより作成した記録
  - (2) 飼育室環境測定記録 : 換気、照度、臭気、騒音
  - (3) 飼育室作業記録 : 飼育室内の作業・点検内容を毎日記録
  - (4) 飼育作業記録 : 飼育関連作業、点検及び使用洗剤、消毒薬等を毎日記録
  - (5) 飼料購入記録 : 購入数、Lot No.を記録し、飼料袋外装に年度ごとの通しNoを付す。
  - (6) 飼料使用記録 : 開封時に飼料袋Noと年月日を記録
  - (7) 機器点検整備・修理記録 : 定期点検及び修理時に記録
  - (8) 常発生時の対応記録 : 施設の異常及び感染症による疾病動物の発見時に、その内容・処置方法を記録
  - (9) その他の記録 : 報告・依頼に必要が生じた場合には、その都度定める。
- 2 委託飼育責任者の担当範囲で外部機関に検査を依頼する記録は、以下の項目とする。
  - (1) 実験動物微生物検査証 : 動物納入時に受領
  - (2) 飼料成分分析成績 : 毎月1回メーカーより入手
  - (3) 飼料化学汚染物質分析成績 : 全ロットについてメーカーより入手
  - (4) 飼料微生物検査成績 : 毎月1回メーカーより入手
  - (5) 床敷微生物・化学汚染物質分析成績 : 年1回メーカーより入手
  - (6) 水道水の微生物学的及び化学的検査成績 : 年2回外部検査機関に依頼
  - (7) 滅菌水の微生物学的及び化学的検査成績 : 年2回外部検査機関に依頼

### 動物飼育管理記録の取扱い

実験担当者が実験実施期間中の管理状況及び飼育室環境測定結果を必要とするときは、委託管理責任者は実験担当者へ報告する。

別表1 飼料及び床敷の微生物基準

項目	基準
a. Salmonella	検出されないこと
b. Escherichia coli	検出されないこと
c. Pseudomonas aeruginosa	検出されないこと

別表2 飼料化学汚染物質の基準値

項目	基準値	項目	基準値
<b>重金属</b>		<b>その他</b>	
総水銀 (Hg)	0.2ppm以下	PCB	0.15ppm以下
カドミウム(Cd)	0.5ppm以下	総アフラトキシン	4.0ppb 以下
総クロム(Cr)	5.0ppm 以下	エストラジオール	} 3項目Total 4.0ppb以下
鉛(Pb)	1.5ppm以下	エストリオール	
セレン(Se)	0.1-0.8ppm	エストロン	
ヒ素(As)	1.0ppm以下	N-ジメチルアミン	} 8項目Total 10.0ppb以下
<b>農薬類</b>		N-ジエチルアミン	
マラチオン	2.5ppm以下	N-ピロリジン	
パラチオン	0.5ppm以下	N-モルホリン	
ヘプタクロール	0.05ppm以下	N-プロピルアミン	
総DDT	0.15ppm以下	N-ブチルアミン	
総BHC	0.05ppm以下	N-ピペリジン	
ディルドリン	0.05ppm以下	N-チアゾリジン	
アルドリン	0.05ppm以下		
エンドリン	0.05ppm以下		

別表 3 水質基準

項目	基準
窒素（硝酸性・亜硝酸性）	10mg/L以下
塩素イオン	200mg/L以下
過マンガン酸カリ消費量	10mg/L以下
一般細菌	100/L以下
大腸菌群	検出されないこと
シアンイオン	検出されないこと
水銀	検出されないこと
有機リン	検出されないこと
銅	1.0mg/L以下
鉄	0.3mg/L以下
マンガン	0.3mg/L以下
亜鉛	1.0mg/L以下
鉛	0.1mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
カドミウム	0.01mg/L以下
ヒ素	0.05mg/L以下
フッ素	0.8mg/L以下
カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
蒸発残留物	500mg/L以下
フェノール類	0.005mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.5mg/L以下
pH値	5.8～8.6
臭気	異常でないこと
味	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下
残留塩素	0.4～0.6ppm

別表 4 床敷の化学汚染物質基準値

項目	基準値
総水銀	0.01ppm 以下
カドミウム	0.5 ppm 以下
鉛	1.5 ppm 以下
ヒ素	1.0 ppm 以下
PCB	0.01ppm 以下
BHC	0.05ppm 以下
DDT	0.05ppm 以下
マラチオン	0.05ppm 以下
ヘプタクロール	0.01ppm 以下
アフラトキシン	5.0ppb 以下

別表5 消毒の方法

適 用	消 毒 薬		
	塩化ベンザルコニウム (1000倍)	クハキジン (500倍)	アルコール (70%)
飼育器具 自動飼育装置汚物板 飼育室 壁、柵、床 廊下、パスボックス 動物輸送箱、飼料、床敷 実験器具 作業衣類 掃除用具、履き物 手指	噴霧 モップに浸して洗い流す 雑巾あるいはモップで拭く 噴霧 外装噴霧 噴霧 浸漬 浸漬	洗淨	噴霧  噴霧

別表6 実験動物飼育施設各区域の室内及び飼育器材などの衛生管理一覧

	SPF マウス・ラット	コンベ マウス・ラット・ELモット・ウサギ	P2、P3 実験動物
飼育ケージ 給餌器、給水瓶	オートクレーブ 使用時 滅菌	使用時、特にオートク レーブ処理なし	オートクレーブ 使用時 滅菌
ケージ用ラック	消毒薬清拭 2回/週(ケージ交換時)		
床敷	オートクレーブ 使用時 滅菌	市販のものをそのまま 使用	オートクレーブ 使用時 滅菌
飲料水	滅菌水	水道水をそのまま使用	滅菌水
サンダル、長靴	薬液消毒 2回/週		
作業台、実験機器	消毒薬清拭		
飼育室床、廊下	消毒薬清拭 毎日		
飼料、飼育器材外装	薬液消毒、搬入時		

## 付属資料 6 神奈川県衛生研究所実験動物管理マニュアル（案）

### 1 目的

本マニュアルは、神奈川県衛生研究所動物実験環境安全管理要領第4条に基づき、実験動物の安全管理について定めるものである。

### 2 実験動物導入時の確認

- (1) 利用者は実験動物飼育施設への実験動物導入時には動物種、系統、性別、匹数並びに微生物学的品質の確認を行い、動物管理簿に記録する。
- (2) 利用者もしくは飼養者は導入後給餌並びに給水を行い、1両日中は検疫を目的に注意深く観察し、異常を認めた場合には適切な処置を施す。

### 3 動物の管理

- (1) 動物の飼育に関わる一連の作業は、原則として飼養者が行う。しかし、特殊動物や感染動物区域にあってはこの限りではない。
- (2) 利用者及び飼養者は協力して動物の導入時から実験終了時にいたる全期間にわたって、その状態を詳細に観察し適切な処置を施すとともに微生物学的品質の維持に努める。
- (3) 利用者及び飼養者は動物の習性を考慮して、適切な給餌、給水、ケージ、床敷きの交換等を行う。
- (4) 飼育中の動物数に増減を生じたときには実験動物管理簿（様式 - 1）に現在数を記録する。

### 4 実験に不適とされた動物の措置

実験に不適とされた動物は、検疫中もしくは実験中であっても、動物実験部会長は、利用者に連絡協議の上、安楽殺、滅菌、消毒、各種防疫保安措置などを含む措置をとる。

### 5 動物の搬出

動物を実験動物飼育施設外へ搬出する利用者は、事前に動物実験部会長の許可を得ることとする。搬出した動物は、原則として、再搬入できない。

### 6 動物の逃亡防止

利用者は実験中及びケージ清掃時等の動物逃亡防止に努め、安全の確保を図る。

### 付 則

1. 本マニュアルは、           年    月    日から実施する。

## 付属資料7 神奈川県衛生研究所動物飼育委託管理作業手順書（案）

### 総則

- 1 本標準マニュアルは動物飼育委託管理のマニュアルを定めたものである。
- 2 動物飼育委託管理は「神奈川県衛生研究所実験動物飼育管理標準操作マニュアル」（以下「飼育マニュアル」という）に従い運営されるものとする。
- 3 管理は動物飼育管理委託会社の管理責任者（以下「委託管理責任者」という）が飼育管理委託業務の範囲において行うものとする。

### 飼育管理委託業務の範囲

当研究所における飼育管理委託業務の範囲は以下のとおりとする。

- 1 事務管理
- 2 飼育環境条件の維持・管理
- 3 動物受け入れ手続き
- 4 動物飼育管理
- 5 飼育施設及び付帯施設の清掃・消毒
- 6 動物飼育器材の洗浄・滅菌
- 7 白衣等被服の洗浄・滅菌・乾燥
- 8 飼育資材及び飼料の発注・管理
- 9 飼料、飲水及び床敷の品質管理
- 10 飼育機器等の管理
- 11 動物死体・廃棄物の管理

### 各作業手順

#### 1 事務管理

実験動物の飼育管理業務を行う上で生じる諸記録をコンピュータで管理し、別表1「点検記録ファイル一覧」に示すファイルごとに保管する。

#### 2 飼育環境条件の維持・管理

- (1) 毎朝、空調機コントロールパネル表示をチェックし各飼育室の温度、湿度を日常点検し別表2「動物飼育室環境基準」に従って管理を行う。
- (2) 異常を認めたときは点検、修理を依頼する。
- (3) 定期的に保守・点検を行う。

#### 3 動物受け入れ手続き

- (1) 実験動物の受け入れ手続きは、「飼育マニュアル」第 項に従い実施する。
- (2) 実験動物の検疫は、「飼育マニュアル」第 項に従い実施する。

#### 4 動物飼育管理

- (1) 飼育状況の異常の有無の観察は、「飼育マニュアル第 項3 .」に従い実施する .
- (2) 飼育動物に異常が発生したときには実験担当者に速やかに報告する。
- (3) 給餌は「飼育マニュアル」 及び 項の理手順に従い以下の頻度で実施する。

定時に以下の間隔で給餌する。

SPF マウス、ラット : 週2回(月、金)

コンベ マウス、ラット : 週2回(月、金)

コンベモルモット、ウサギ : 毎日

P2飼育動物 : 週2回(月、金)

#### (4) 給水

定時に以下の間隔で給水する。

SPF マウス、ラット : 滅菌水を週3回 (月、水、金)

P2実験飼育動物 : 滅菌水を週3回 (月、水、金)

(5) ケージ交換

交換頻度は以下の通りとする。

SPF マウス、ラット:2回/週 (月、木)

コンベ マウス : 2回/週 (月、木)

P2実験飼育動物 : 2回/週 (月、木)

コンベ ラット、モルモット、ウサギ: 1回/週

(6) SPF マウス、ラット飼育ラックの清掃・消毒

2回/週 (ケージ交換時)

(7) 自動飼育装置の清掃・消毒

1回/週

5 飼育施設及び付帯施設の清掃・消毒

床の清掃・消毒は平日には毎日実施し、休日が2日間の場合は実施しない。休日が3日以上連続する時は3日目毎に清掃・消毒を行う。

(1) SPF動物飼育区域

1) 毎日、床の全面をほうきで掃き、逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

2) 週2回曜日を決めて、飼育ラック、作業台、ドアなどを逆性石鹼液(500-1000倍希釈液)を湿した雑巾で拭く。

3) 月2回、室壁面を逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

(2) コンベンショナル飼育区域

1) マウス飼育室

ア 毎日、床の全面をほうきで掃き、逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

イ 週2回曜日を決めて、飼育ラックの糞、フジなどの汚物を除去し、逆性石鹼液を湿した雑巾で拭く。

ウ 週2回曜日を決めて、ドアなど逆性石鹼液(500-1000倍希釈液)を湿した雑巾で拭く。

エ 週2回曜日を決めて、流しを逆性石鹼液で洗い流す。

オ 月1回日にちを決めて、室壁面を逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

2) ラット飼育室

ア 毎日、床の全面をほうきで掃き、逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

イ 週1回曜日を決めて、自動飼育装置のワイパーに絡まっている屑を除去し、流水板のブラッシング清掃及び消毒薬で洗い流す。

ウ 週2回曜日を決めて、ドアなど逆性石鹼液(500-1000倍希釈液)を湿した雑巾で拭く。

エ 週2回曜日を決めて、流しを逆性石鹼液で洗い流す。

オ 月1回日にちを決めて、室壁面を逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

3) モルモット飼育室

ア 毎日、床の全面をほうきで掃き、逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

イ 週1回曜日を決めて、自動飼育装置のワイパーに絡まっている屑を除去し、流水板のブラッシング清掃及び消毒薬で洗い流す。

ウ 週2回曜日を決めて、ドアなど逆性石鹼液(500-1000倍希釈液)を湿した雑巾で拭く。

エ 週2回曜日を決めて、流しを逆性石鹼液で洗い流す。

オ 月1回日にちを決めて、室壁面を逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

4) ウサギ飼育室

ア 毎日、床の全面をほうきで掃き、逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

イ 週1回曜日を決めて、自動飼育装置のワイパーに絡まっている屑を除去し、流水板のブラッシング清掃及び消毒薬で洗い流す。

ウ 週2回曜日を決めて、ドアなど逆性石鹼液(500-1000倍希釈液)を湿した雑巾で拭く。

エ 週2回曜日を決めて、流しを逆性石鹼液で洗い流す。



オ 月1回日にちを決めて、室壁面を逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

#### 5) 実験室

ア 毎日、床の全面をほうきで掃き、逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

イ 週2回曜日を決めて、ドアなど逆性石鹼液(500-1000倍希釈液)を湿した雑巾で拭く。

ウ 週2回曜日を決めて、流しを逆性石鹼液で洗い流す。

エ 月1回日にちを決めて、室壁面を逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

#### 6) 解剖室・H<sub>2</sub>O<sub>2</sub>測定室

ア 毎日、床の全面をほうきで掃き、逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

イ 週2回曜日を決めて、ドアなど逆性石鹼液(500-1000倍希釈液)を湿した雑巾で拭く。

ウ 週2回曜日を決めて、流しを逆性石鹼液で洗い流す。

エ 月1回日にちを決めて、室壁面を逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

### (3) 感染実験区域

#### 1) 廊下

ア 毎日、床の全面をほうきで掃き、逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

イ 週2回曜日を決めて、ドアなど逆性石鹼液(500-1000倍希釈液)を湿した雑巾で拭く。

ウ 月1回日にちを決めて、壁面を逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

#### 2) P2実験動物飼育室

ア 毎日、床の全面をほうきで掃き、逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

イ 週2回曜日を決めて、ドアなど逆性石鹼液(500-1000倍希釈液)を湿した雑巾で拭く。

ウ 週2回曜日を決めて、流しを逆性石鹼液で洗い流す。

エ 月1回日にちを決めて、壁面を逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

#### 3) P2実験室

ア 毎日、床の全面をほうきで掃き、逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

イ 週2回曜日を決めて、ドアなど逆性石鹼液(500-1000倍希釈液)を湿した雑巾で拭く。

ウ 週2回曜日を決めて、流しを逆性石鹼液で洗い流す。

エ 月1回日にちを決めて、壁面を逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

### (4) 飼育サービス区域

#### 1) 廊下、動物受け渡し場所、

ア 毎日、床の全面をほうきで掃き、逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

イ 月1回日にちを決めて、壁面を逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

#### 2) 洗浄室

ア 毎日洗浄室の作業終了後、床全面に逆性石鹼液(300~500倍希釈液)を散布し排水溝に向かって水を切る。

イ 週1回曜日を決めて、床の全面に逆性石鹼液(300~500倍希釈液)を散布し、床と排水溝のブラッシングを行う。

#### 3) 飼料保管室

ア 毎日、床の全面をほうきで掃き、床の全面を逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

イ 週2回曜日を決めて、飼料保管庫のドアは逆性石鹼液を湿した雑巾で拭く。

ウ 飼料保管庫の内側は保管庫が空になったときに全面を逆性石鹼液を湿した雑巾で拭く。

#### 4) 器具保管室

ア 毎日、床の全面をほうきで掃き、床の全面を逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

イ 週2回曜日を決めて、ドアは逆性石鹼液を湿した雑巾で拭く。

#### 5) 廃棄物保管室

ア 毎日、床の全面をほうきで掃き、逆性石鹼液を湿したモップで拭く。

イ 週2回曜日を決めて、ドアなど逆性石鹼液(500-1000倍希釈液)を湿した雑巾で拭く。

ウ 毎日、動物死体保管フリーザーの外面を逆性石鹼液を湿した雑巾で拭く。

エ 汚物保管容器は空になったときにマイクロクリン(300倍希釈液)を噴霧する。

## 6 動物飼育器材の洗浄・滅菌

- (1) 「飼育マニュアル」 衛生管理の方法に従い作業を行うものとする。
- (2) 実験者からの依頼による滅菌飼育器材の準備を行う。

## 7 白衣等被服の洗浄・滅菌・乾燥

### (1) サングル

週1回、洗浄室の逆性石鹼100-1000倍希釈液に浸漬消毒し、タワシでブラッシングした後水洗・乾燥する。

### (2) 作業衣、白衣

汚れの有無にかかわらず、週1回曜日を決めて定期的に洗濯・乾燥を行った後整理保管し、必要数を整備しておく。

### (3) SPF区域で使用する被服は洗浄後滅菌を行った後、滅菌済み被服保管庫に収納する。

## 8 飼育資材及び飼料の発注・管理

「飼育マニュアル」第 項に従い、床敷等の飼育資材及び飼料は常に在庫を維持するよう発注・管理を行う。

## 9 飼料、飲水及び床敷の品質管理

「飼育マニュアル」第 項に従い以下の確認を行う。

(1) 飼料は、飼料成分分析及び化学汚染物質検査成績、飼料微生物試験成績を定期的に飼料納入業者より入手し各基準に適合していることを確認し記録を保管する。

(2) 飲水は、水道水及び滅菌水の微生物学的及び化学的な水質検査を年2回外部検査期間に委託し、検査証を記録、保管するとともに「飼育動物飲水の水質基準」に適合していることを確認する。

(3) 床敷は、化学汚染物質検査成績及び微生物試験成績を定期的に床敷納入業者より入手し各基準に適合していることを確認し記録を保管する。

## 10 飼育機器等の管理

「飼育マニュアル」 項に従い管理を行う。

- (1) 自動給水装置の点検・清掃・フィルター交換
- (2) ラット、モルモット、ウサギ用自動飼育装置の点検・清掃・消毒
- (3) SPFマウス、ラット飼育ラックの点検・清掃・消毒
- (4) コンベ マウス飼育ラックの点検・清掃・消毒
- (5) P2飼育動物用アイソレータの点検・清掃・消毒
- (6) P3飼育動物用アイソレータの定期点検
- (7) 飲水滅菌装置の点検・清掃並びに殺菌灯交換
- (8) 飼育ケージの管理
- (9) 給水瓶の管理

## 11 動物屍体・廃棄物の管理

(1) 「神奈川県衛生研究所実験動物施設廃棄物処理マニュアル」に従い、廃棄物管理責任者の指示のもと施設内での廃棄物を適正に処理する。

(2) 廃棄物管理責任者は廃棄物処理業者による廃棄物の回収に立ち会い、廃棄物が支障なく処理業者に引き渡されたことを確認し、廃棄物処理記録簿に記録する。

別表1 点検記録ファイル一覧

点検記録ファイル名	記入頻度
作業日報	毎日
マウス飼育室作業記録	毎日
ラット飼育室作業記録	毎日
モルモット飼育室作業記録	毎日
ウサギ飼育室作業記録	毎日
実験動物微生物検査証	搬入時
動物出荷業者記載票	搬入時
検収原票	搬入時
オートクレーブ運転記録	使用時
オートクレーブ点検記録	使用時
物品購入(控)	発注・入荷時
飼料購入(控)	発注・入荷時
薬品購入	発注・入荷時
飼料保管状況記録	搬入時、使用時
物品保管状況記録	搬入時、使用時
薬剤保管記録	搬入時、使用時
廃棄物処理記録	搬出時
作業完了報告書	月曜、依頼時
飲水(水道水及び滅菌水)の水質検査成績	2回/年
飼料成分分析成績	1回/月
飼料化学汚染物質検査成績	全ロット
飼料微生物検査成績	1回/月
床敷微生物・化学汚染物質検査成績	1回/年
異常発生時の対応記録	発生時
各室温度・湿度点検記録	毎日
飼育室環境測定記録	1回/週
空調機定期点検記録	2回/年
HEPAフィルター交換記録	1回/年
脱臭フィルター交換記録	1回/年

点検記録ファイル名	記入頻度
プレフィルター 交換 記録	随時
SPF マウス、ラット飼育ラック定期点検記録	1回/年
アイソレーター(P2)定期点検記録	1回/年
アイソレーター(P3)定期点検記録	1回/年
安全キャビネット定期点検記録	1回/年
オートクレーブ 定期点検記録	1回/年
ホワイ-定期点検記録	1回/年
排水処理施設運転記録	毎日
排水処理施設定期点検記録	4回/年
飲水滅菌装置 日常点検記録	毎日
飲水滅菌装置 定期点検記録	4回/年

法定点検

別表2 動物飼育室環境基準

	温度	湿度	差圧
SPF動物飼育室	23±3	50±10%	陽圧
コンベ動物飼育室	〃	〃	陽圧
感染動物飼育実験区域	〃	〃	陰圧

## 付属資料 8 神奈川県衛生研究所動物実験施設廃棄物処理マニュアル(案)

### 目的

本マニュアルは神奈川県衛生研究所動物実験施設から排出されるすべての廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処理手順を定めるものである。

### 1 実験動物飼育施設

#### (1) 管理体制

ア 実験動物飼育施設利用管理者は廃棄物の適正な処理について管理しなければならない。

イ 廃棄物管理責任者(以下「廃棄物責任者」という。)を置き、廃棄物保管の安全管理及び日常的な廃棄物の適正な取り扱いを管理する。

ウ 実験動物飼育施設利用管理者は動物飼育管理委託会社の管理責任者(以下「委託管理責任者」という。)に廃棄物管理を代行させることができる。

#### (2) 廃棄物の分類及び処分法

廃棄物は以下の分類に従い分別し、実験動物飼育施設内廃棄物保管室に一時保管する。

ア 一般廃棄物（紙類、床敷き等）

イ プラスチック・ゴム廃棄物

ウ 不燃性廃棄物（ガラス、金属等）

エ 医療系プラスチック廃棄物（ディスポ注射筒、輸血管等）

オ 医療系鋭利廃棄物（注射針、メス替え刃等）

カ 動物死体

#### (3) 廃棄物の取り扱い

ア 非感染区域から出る廃棄物は分類に従い分別収集する。

イ 感染区域から出る廃棄物はすべて「神奈川県衛生研究所感染系廃棄物適正処理マニュアル」に従い実験者により適切な滅菌処理が施された後、分類に従い分別収集する。

ウ 廃棄物責任者は分別一時保管された廃棄物を衛生研究所の廃棄物保管庫に運搬し、定期的にそれぞれ産業廃棄物として専門業者に引き渡す。動物死体は動物等廃棄物専門処理業者の回収時に引き渡す。

#### (4) 廃棄物管理簿

ア 廃棄物保管室には廃棄物管理簿（様式 1）を備える。

イ 廃棄物を廃棄物の分別容器あるいは動物死体保管冷凍庫に入れる際には、廃棄物管理簿に所要の事項を記入する。

#### (5) 非感染区域の実験動物由来廃棄物の保管庫への収納手順

ア 床敷き、残餌は収容量に対して大きさにゆとりのあるポリ袋に入れ、密閉した後廃棄物容器に収納する。

イ 実験動物死体及び動物臓器は大きさにゆとりのある厚手のポリ袋に入れ、密閉した後、動物死体保管冷凍庫に収納する。

#### (6) 感染区域の実験動物由来廃棄物の保管庫への収納手順

感染性廃棄物適正処理マニュアルに従い、実験者が滅菌した後廃棄物容器もしくは動物死体保管冷凍庫に収納する。

### 2 衛生動物飼育室

#### (1) 管理体制

衛生動物施設利用管理者は廃棄物の適正な処理について管理しなければならない。

## (2) 廃棄物の分類

廃棄物は以下の分類に従う。

- ア 一般廃棄物（紙類、床敷き等）
- イ プラスチック・ゴム廃棄物
- ウ 不燃性廃棄物（ガラス、金属等）
- エ 医療系プラスチック廃棄物（ディスポ注射筒、輸血管等）
- オ 医療系鋭利廃棄物（注射針、メス替え刃等）
- カ 動物死体

## (3) 廃棄物の取り扱い

ア 衛生動物飼育室から出るすべての廃棄物は、衛生動物飼育室で実験者がオートクレーブ滅菌処理を行った後、衛生動物飼育室に備えられた廃棄物保管庫もしくは動物死体保管冷凍庫に分別収集する。

イ 分別収集された廃棄物のうち動物死体は衛生動物施設利用管理者立ち会いのもとに動物等廃棄物専門処理業者に引き渡し、それ以外の廃棄物は一般実験室と同様に扱う。

## (4) 廃棄物管理簿

ア 廃棄物管理簿（様式 2）を備える。

イ 廃棄物を廃棄物の分別容器あるいは動物死体保管冷凍庫に入れる際には、廃棄物管理簿に所要の事項を記入する。

ウ 廃棄物責任者は分別一時保管された廃棄物を衛生研究所の廃棄物保管庫に運搬し、定期的にそれぞれ産業廃棄物として専門業者に引き渡す。動物死体は動物等廃棄物専門処理業者の回収時に引き渡す。

## (5) 衛生動物由来廃棄物の保管容器への収納手順

ア 分類毎にオートクレーブ可能な耐熱容器もしくはポリ袋に入れ密閉し、オートクレーブにかけた後分別容器もしくは動物死体保管冷凍庫に収納する。

イ 血液等は紙に吸収させて本項（ア）により滅菌した後、一般廃棄物保管容器に収納する。

# 3 毒性機能実験室

## (1) 管理体制

ア 食品薬品部長は廃棄物の適正な処理について管理しなければならない。

イ 毒性機能実験室廃棄物管理責任者（以下「毒性実験室廃棄物責任者」という。）を毒性病理実験担当者の中から定め、毒性機能実験室から出る廃棄物の日常的な適性取り扱い及び安全管理にあたる。

## (2) 廃棄物の分類

廃棄物は以下の分類に従う。

- ア 床敷き等
- イ 動物死体
- ウ その他の廃棄物は一般実験室と同様の分類を行う。

## (3) 廃棄物の取り扱い

ア 毒性機能実験室から出る動物死体は厚手のポリ袋に入れ、毒性機能実験室に備えられた動物死体保管冷凍庫に収集する。

イ 床敷きも保管中の臭気の発生を防止するため、毒性機能実験室に備えられた動物死体保管冷凍庫に収集する。

ウ 動物死体は毒性実験室廃棄物責任者の立ち会いのもとに動物等廃棄物専門処理業者の回収時

に引き渡し、床敷きは一般廃棄物として扱う。それ以外の廃棄物は一般実験室と同様に取り扱う。

(4) 廃棄物管理簿

ア 廃棄物管理簿（様式 3）を備える。

イ 廃棄物を動物死体保管冷凍庫に入れる際には、廃棄物管理簿に所要の事項を記入する。

(5) 毒性機能実験室廃棄物の保管容器への収納手順

ア 床敷きは収容量に対して大きさにゆとりのあるポリ袋に入れ密閉した後、動物死体保管冷凍庫に収納する。

イ 動物由来の固形廃棄物（組織片、血餅等）はポリ袋に入れ密閉した後、動物死体保管冷凍庫に収納する。

付 則

このマニュアルは、            年    月    日から施行する。

## 付属資料9 神奈川県衛生研究所動物実験環境安全管理要領（案）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要領は、神奈川県衛生研究所（以下「研究所」という。）において、動物実験の飼養及び保管等による環境汚染、災害・事故等を未然に防止するため、その取り扱い等について、必要な事項を定め、環境の保全及び安全を確保することを目的とする。

#### （適用範囲）

第2条 この規程の適用を受ける者は、研究所職員、非常勤職員、協力研究員及び研修生（以下「職員等」という。）で研究所内において、実験動物を取り扱う者とする。

#### （定義）

第3条 この要領において用いる用語の定義は、以下のよう定める。

- (1) 「動物実験施設」とは、実験動物飼育施設、毒性機能実験室及び衛生動物飼育室において実験等を行う、別表1に定める施設をいう。
- (2) 「管理者」とは、実験動物飼育施設利用管理者及び衛生動物施設利用管理者をいう。
- (3) 「利用者」とは、動物実験施設を利用して実験等を行う者をいう。
- (4) 「飼養者」とは、主に実験動物飼育施設内において実験動物の飼養または保管に従事する者をいう。

#### （他要領等との関連）

第4条 動物実験の取り扱い、施設の利用については、この要領に定めるもののほか、次の各号に掲げる規程等に定めるものとする。

- (1) 神奈川県衛生研究所環境安全管理規程
- (2) 神奈川県衛生研究所微生物環境安全管理要領
- (3) 神奈川県衛生研究所生物系安全実験室管理運営基準
- (4) 神奈川県衛生研究所感染系廃棄物適正処理マニュアル
- (5) 神奈川県衛生研究所実験動物飼育施設管理マニュアル
- (6) 神奈川県衛生研究所実験動物管理マニュアル
- (7) 神奈川県衛生研究所衛生動物管理マニュアル
- (8) 神奈川県衛生研究所動物実験施設廃棄物処理マニュアル
- (9) 神奈川県衛生研究所実験動物飼育標準操作マニュアル
- (10) 神奈川県衛生研究所動物飼育委託管理作業手順書

### 第2章 安全管理体制

#### （動物実験環境安全管理部会）

第5条 第1条の目的を達成するため、神奈川県衛生研究所環境安全管理規程第11条の規定により設置された動物実験環境安全管理部会（以下「部会」という。）の所掌事項は、次のとおりである。

- (1) 施設の安全管理に関すること。
- (2) 利用者登録並びに使用承認の審査に関すること
- (3) 動物実験の安全管理に関すること。
- (4) 教育訓練に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、動物実験の環境安全及び適正管理に関すること。

第6条 部会は、部会長、副部会長及び各部の動物実験管理主任者を構成員とする。

2 部会長は、ウイルス部長とし、環境安全規定第4条の環境安全責任者を兼任する。副部会長は、薬事毒性科長とする。

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員の生じた場合の補欠部会員の任期は、前任者の残



任期間とする。

4 部会には、委員の中から部会長の指名による書記を置き、部会に関わる事務を行うものとする。

第7条 部会長は、最低年1回開催するものとし、また必要に応じて開催することができる。

### 第3章 安全管理基準

(利用者制限)

第8条 施設を利用する者は、部会長から利用登録を受け、使用時に使用承認申請書を提出し、使用が許可された者に限られる。

(施設の安全管理)

第9条 施設の管理は実験動物飼育施設管理マニュアルをにより行う。

(設備の安全管理)

第10条 施設設備の給・排気、排水等作動状況を日常的に監視し、異常を認めた場合には直ちに原因究明並びに修理等、適切な措置をとる。

2 施設内外の安全を確保するために給排気設備並びに排水設備の業者による定期点検を実施する。

(動物実験の管理)

第11条 動物実験施設では利用者はダイオキシン級の超強毒性物質及び気散性の高い毒性物質を取り扱ってはならない。

2 動物実験施設では利用者は原則として有害重金属を含有する化合物を取り扱ってはならないが、その必要の生じたときには実験開始から終了に至る、一連の実験操作及び動物飼育作業マニュアルを利用者が作成し、部会に提出し、審査を経て許可を得たとき以外は実施することはできない。

3 利用者は病原体による感染実験を行う場合には、感染実験区域で実施しなければならない。

4 利用者は野生動物の飼育及び実験を行う場合には、衛生動物飼育室で実施しなければならない。

(使用動物の管理)

第12条 利用者は実験動物管理マニュアル及び衛生動物管理マニュアルに基づき飼育動物の管理及び動物実験の管理を行う。

2 感染実験区域での実験実施者は神奈川県衛生研究所微生物環境安全管理要領を遵守する。

(使用動物の廃棄)

第13条 実験終了後の動物は総理府の「動物の処分方法に関する指針」に従い適正に処理する。

(安全設備の整備点検及び改善措置)

第14条 安全施設は、環境汚染、災害・事故等がないように、日常的及び定期的な点検整備を行う。安全設備が故障したときは速やかに修理しなければならない。また、動物実験業務の変更等による設備の改善、新設等が必要になったときは速やかに対策を講じなければならない。

(廃棄物処理に関する安全管理)

第15条 動物実験施設内の廃棄物は「動物実験施設廃棄物処理マニュアル」に従い適正に取り扱う。

2 部会は廃棄物処理業者の廃棄物の処理法、処理能力等が適切かどうか審査する。また、定期的に査察を行い、査察結果から不備が認められた場合は委託管理会社に改善を指示する

3 部会は廃棄物処理業者により回収された廃棄物が適正に処理されたかどうか、定期的にマニ

ユフェストの確認を行う。

(自己監視)

第16条 研究所からの排水及び排ガスについての自己監視は、事故処理・自主測定管理マニュアルに従い、適正に行うものとする。

#### 第4章 緊急事態時における措置

(事故発生時の措置)

第17条 動物実験取り扱い業務による実験施設の著しい汚染、実験中におこる地震、火災の発生時、緊急事態の発生を認めた者は、直ちに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 動物の逃亡防止措置に努めるとともに、直ちに管理者及び部会長に対してその旨を通報する。
- (2) 通報を受けた部会長は、状況を判断して、業務の停止、立入禁止等の必要に応じた措置を講ずるとともに、所長に報告する。
- (3) 部会長は、緊急事態に際し、災害の恐れがある場合には、遅滞なく臨時管理区域を設定し、防火管理者に通報するとともに所長に報告する。
- (4) 防火管理者は、直ちに所長と相談の上、消防機関に通報すること。
- (5) 所長は、通報を受けた場合、その状況に応じて関係機関と協議し、必要な措置を講じる。
- (6) 所長は、事故の発生後、発生状況、講じた措置及び再発防止措置に関する報告書を作成し、環境安全管理会議に報告する。

#### 第5章 教育訓練

(教育訓練)

第18条 部会長は動物実験を取り扱う職員に対し、施設利用に必要な知識を習得させるため、十分な教育訓練を行うものとする。

#### 第6章 雑則

(利用者の登録)

第19条 動物実験施設を利用しようとする者は、年度毎に、所定の様式により、「動物実験施設利用登録申請書」(様式1)を各部動物実験管理主任者を通じて部会長に提出し、承認を得る。部会は施設利用説明会に出席した者に登録許可証(様式2)を交付する。継続して動物実験施設を利用し、次年度にその作業が及ぶことが判明している場合、当該登録継続手続きでこれに替えることが出来る。ただし、毒性機能実験室の利用については、この限りではない。

(施設利用説明会)

第20条 部会長は登録申請者を対象に施設利用説明会を年1回以上開催する。年度をまたいで利用が継続している場合、前年度の説明会受講は継続有効とする。

(使用時の承認申請)

第21条 登録を受けた利用者は実験課題ごとに原則として動物実験の導入2週間前までに「動物実験施設使用承認申請書」(様式3)を各部動物実験主任者を通じて部会長に提出し使用の許可を得なければならない。

(使用後の報告)

第22条 利用者は実験が終了もしくは中止した時点で「動物実験施設使用終了・中止報告書」(様式4)を速やかに各部動物実験主任者を通じて部会長に提出しなければならない。

(利用の禁止)

第23条 利用者が、法律、条例、規則等に違反し、もしくは施設の運営に重大な支障を生ぜしめた時は、部会長は一時的に利用停止を命じ利用者の登録を取り消し、もしくはその利用を停止させることができる。

付 則

この要領は、 年 月 日から施行 する。